

環境影響評価事前調査書
(仮称) 愛子土地地区画整理事業

平成 31 年 2 月

仙台市愛子土地地区画整理組合
設立準備委員会

— 目 次 —

1	対象事業の概要-----	1
1.1	事業者の名称及び住所-----	1
1.2	対象事業の名称、種類及び目的-----	1
1.2.1	事業の名称-----	1
1.2.2	事業の種類-----	1
1.2.3	事業の目的-----	1
1.3	事業実施の位置-----	2
1.4	事業の内容-----	6
1.4.1	基本方針-----	6
1.4.2	事業概要-----	6
1.4.3	土地利用計画-----	7
1.4.4	公共施設整備計画-----	9
1.4.5	造成計画-----	12
1.4.6	交通計画-----	12
1.4.7	事業工程計画-----	13
1.5	環境の保全・創造等に係る方針-----	14
2	事前調査対象範囲-----	16
3	事前調査結果-----	18
3.1	水象-----	18
3.2	地形・地質-----	23
3.3	植物-----	32
3.4	動物-----	49
3.5	景観-----	59
3.6	自然との触れ合いの場-----	61
3.7	文化財-----	65
3.8	その他の指定状況-----	69
4	保全等に配慮すべき地域又は対象-----	84
4.1	保全等に配慮すべき地域または対象の考え方-----	84
4.1.1	保全等に配慮すべき地域または対象の選定基準-----	84
4.1.2	保全等に配慮すべき地域又は対象への影響の有無-----	87
4.1.3	保全等に配慮すべき地域又は対象の選定結果-----	96
4.2	保全等の観点から留意すべき事項又環境配慮の方針-----	100

1. 対象事業の概要

1 対象事業の概要

1.1 事業者の名称及び住所

事業者： 仙台市愛子土地区画整理組合設立準備委員会
代表者： 委員長 佐藤 利明
所在地： 仙台市青葉区上愛子字沼田30番地
電話番号： 022-392-2055

1.2 対象事業の名称、種類及び目的

1.2.1 事業の名称

(仮) 愛子土地区画整理事業
(以下、「本事業」という。)

1.2.2 事業の種類

土地区画整理事業

1.2.3 事業の目的

愛子地域は、東北自動車道「仙台宮城IC」から近く、国道48号や東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR」という。)仙山線による仙台市中心部と山形方面を結ぶ中継地であり、温泉等の観光・余暇エリアへのアクセスが良いなど、広域的な交通利便性に恵まれた立地である。また、JR愛子駅周辺や錦ヶ丘ニュータウンでは住宅地の開発が進み、平成31年4月には新たに「錦ヶ丘中学校」が開校するなど、子育て世代を中心とした生産年齢人口や年少人口が増加している状況にある。

こうした背景の中で、近い将来到来する人口減少・少子高齢化時代を見据え、世代の垣根を越えた地域住民間の交流や、広域的な交通利便性を活用した地域間交流の促進を図り、生活の質や活力の維持・向上を目指したまちづくりが望まれている。

本事業は、愛子地域において人口が増加しているJR愛子駅周辺エリアと錦ヶ丘エリアの中間地点であり、また、宮城総合支所などの公共公益施設と隣接するとともに、広域交通幹線である国道48号と県道秋保温泉愛子線が結節する場所に、道路や公園などの公共施設整備と宅地造成を実施し、商業・業務施設や、生活利便施設を誘致することにより、地域内外の交流を促進し魅力・活力のあるまちづくりを目指すものである。

1.3 事業実施の位置

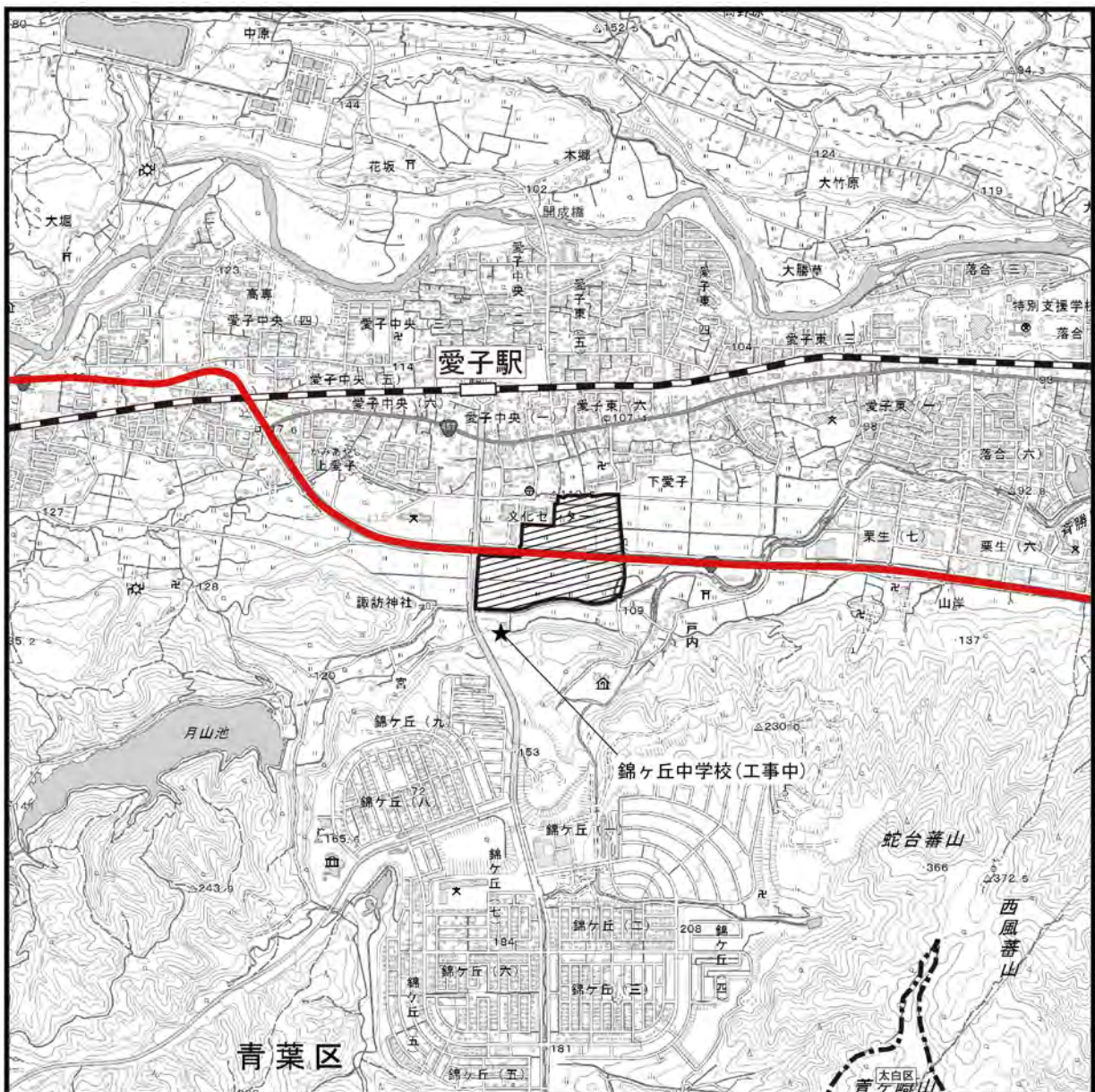
対象事業計画地は、仙台市中心部から西に約10km、JR仙山線愛子駅より南方約1kmに位置している。北側は既存市街地及び宮城総合支所などの公共公益施設用地に接し、南側は一級河川斉勝川、東側は市道谷津線、西側は県道秋保温泉愛子線に囲まれた一団の水田であり、地区中央部に国道48号が横断している面積約16.6haの区域である。

対象事業計画地の所在は以下のとおりであり、その位置は図1-1及び写真1-1に、対象事業計画地及び周辺の状況は写真1-2に示すとおりである。

対象事業計画地の所在

仙台市青葉区

- ・下愛子字観音堂、字稲荷前、字峯岸前、字葉前場の各一部



凡例


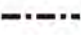
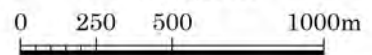
-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : JR仙山線
-  : 国道48号

図1-1 対象事業計画地の位置




S=1:25,000





凡 例

 : 対象事業計画地

①～⑧ : 「写真1-2 対象事業計画地周辺の状況」の撮影位置・方向

写真1-1 空中写真



S=1:10,000

0 100 200 400m



写真1-2 対象事業計画地周辺の状況 (H30. 8. 3撮影)

1.4. 事業の内容

1.4.1 基本方針

対象事業計画地は、宮城県より平成30年5月15日に都市計画決定された「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）にて、特定保留地区（市街化区域編入予定地区）に位置づけられている。

その中で、本事業では、既成市街地や宮城総合支所などの公共公益施設と接し、地域住民が利用しやすい立地・環境にある国道48号北側を近隣サービス施設用地とし、健康増進や、交流の場として集い・活動できる土地利用とする。国道48号南側は商業業務用地とし、交通利便性を活かした広域的な交流人口拡大による地域活性化を図る土地利用とする。

なお、周辺の既存市街地や自然環境との調和のとれた優れた市街地環境を確保するため、まちづくりのルールを定めた地区計画を定めることを検討する。

1.4.2 事業概要

本事業の概要は、表1-1に示すとおりである。

本事業の敷地面積は約16.6haである。

表1-1 本事業の概要

項目	内容
事業名称	(仮) 愛子土地区画整理事業
種類	土地区画整理事業
位置	仙台市青葉区下愛子字観音堂、字稲荷前、字峯岸前、字葉前場の各一部
面積	約16.6ha
主要用途	宅地（近隣サービス用地、商業業務用地）
計画人口	0人
工事予定期間	平成34年1月～平成36年9月
保留地処分期間	平成34年12月～平成36年9月（処分後建築物の建設可能）
環境影響評価を実施することになった要件	「仙台市環境影響評価条例施行規則」（平成11年3月17日、仙台市規則第6号） 地域区分：A地域※

※施行地区（土地区画整理法第2条第4項に規定する施行地区）の面積が10ha以上であるもの

1.4.3 土地利用計画

土地利用計画は、表1-2及び図1-2に示すとおりである。

対象事業計画地の現況土地利用は、水田が約13.0ha（78%）、道路が約2.6ha（16%）、水路が約0.6ha（4%）、河川が約0.4ha（2%）となっている。

本事業の土地利用は、商業業務用地が約7.3ha（44%）、近隣サービス施設用地が4.2ha（25%）、道路公園などの公共用地が約5.1ha（31%）と計画している。

現在想定している施設内容や高さ、配置は、表1-2及び図1-2に示すとおりである。

表1-2 土地利用計画

種目	面積 (ha)	割合 (%)	備考
商業業務施設用地	約 7.3	44	観光物産、休息、宿泊、温泉、飲食施設、イベント広場などを想定。 (階数は 1~3 程度)
近隣サービス施設用地	約 4.2	25	スポーツジムや室内プールなどの複合施設、雨天時でもスポーツやイベントが行える施設、飲食施設などを想定。 (階数は 1~3 程度)
道路用地	約 3.8	23	
公園	約 0.5	3	
水路	約 0.2	1	
調整池	約 0.6	4	
合計	約 16.6	100	

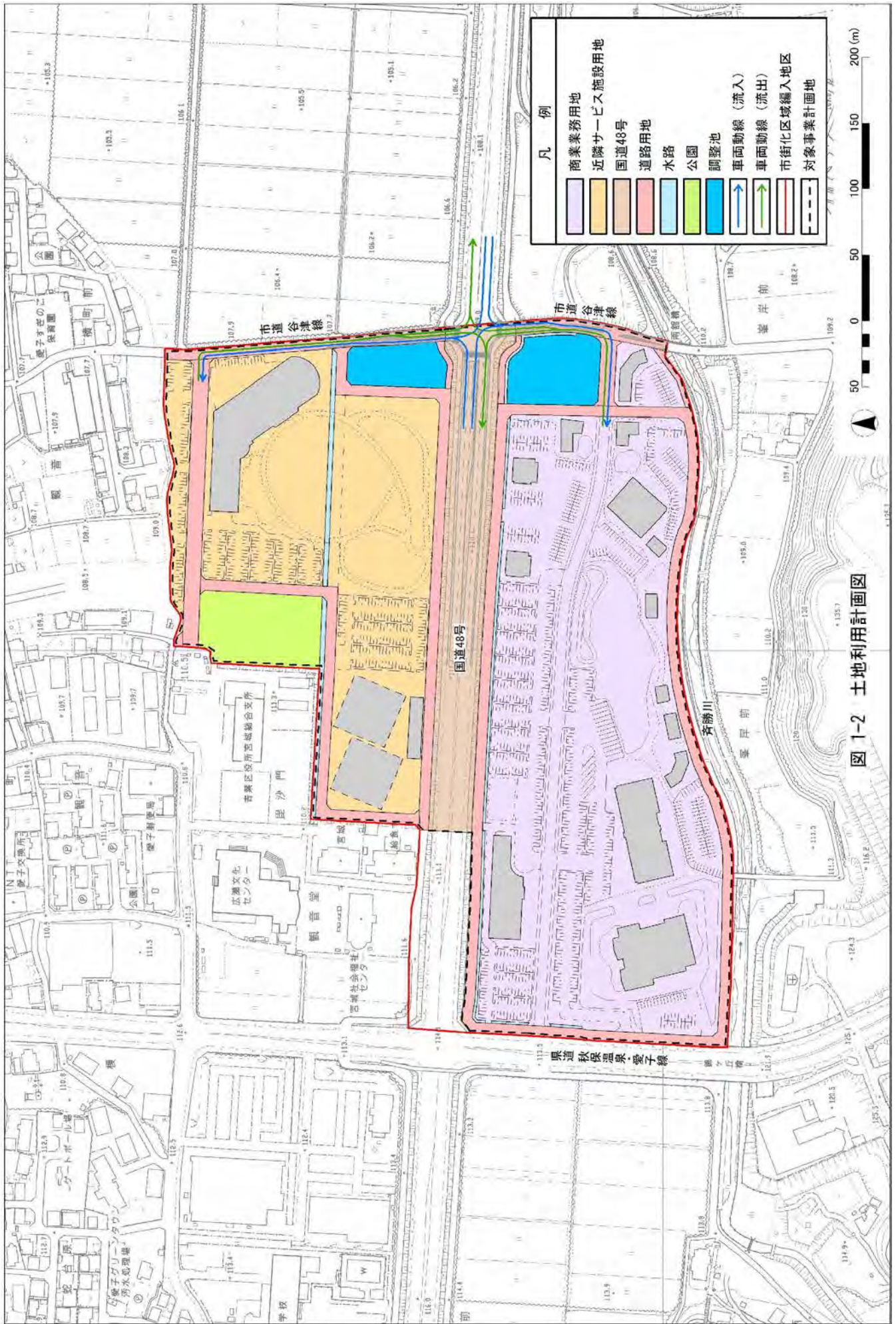


図 1-2 土地利用計画図

1.4.4 公共施設整備計画

(1) 道路計画

対象事業計画地の土地利用は、地区東部の市道谷津線と国道48号の交差点（以下、国道48号交差点）からのアクセスが主となる。そのため、市道谷津線と主要区画道路を骨格道路とし、土地利用に応じた区画道路を計画的に配置する。なお、主要区画道路は、国道48号交差点付近での渋滞回避のため土地利用上可能な限り離れた位置に配置する。

市道谷津線と主要区画道路は、地区内で発生する交通の円滑な処理が図られるよう幅員12mとして整備し、右左折レーンを設置する。その他の区画道路は、本事業の土地利用が商業業務系であることから、土地区画整理法施行規則に基づき幅員8mを整備する。

(2) 公園計画

公園は、土地区画整理法施行規則に基づき対象事業計画地面積の3%以上を確保する。また、対象事業計画地周辺の公園配置状況や周辺居住者からの利用利便性を考慮し、街区公園1ヶ所を宮城総合支所に隣接して配置する。公園内には、周辺の景観や自然条件を考慮し植樹による緑化を図る。

(3) 排水計画

雨水排水計画は図1-3、農業用水計画は図 1-4に示すとおりである。

対象事業計画地の現況は、国道48号を境に南北に流域が分かれており、区域に降った雨及び上流から流入する雨水は、区域の北側、南側とも地区の中央部に設置されている排水路により、斉勝川に流れている。本事業では、現在の機能を維持するとともに土地利用との整合を図り再配置する。

対象事業計画地内の水田に利用していた用水路は宅地化に伴い廃止するが、区域内のポンプ場から下流に用水を供給している用水路（一部暗渠）は現在の機能を維持する。

本事業による宅地化に伴い新たに流出する雨水排水は、下流への洪水影響を回避するため、道路側溝や雨水管により集水し、「宮城県防災調整池設置指導要綱」（平成8年1月、宮城県）に基づき、国道48号を挟んだ北側と南側の区域にそれぞれ1ヶ所設置する防災調整池（北側：水深約2m、南側：水深約2m）に貯留した後、放流量を調整し既存の排水路に放流する計画である。

対象事業計画地の污水排水は、污水管を埋設して、既存の公共下水道管に接続させる計画である。

(4) 供給計画

水道・電気・電話・ガス等は、関係機関との調整を図り、土地利用に合わせた供給を図る計画である。

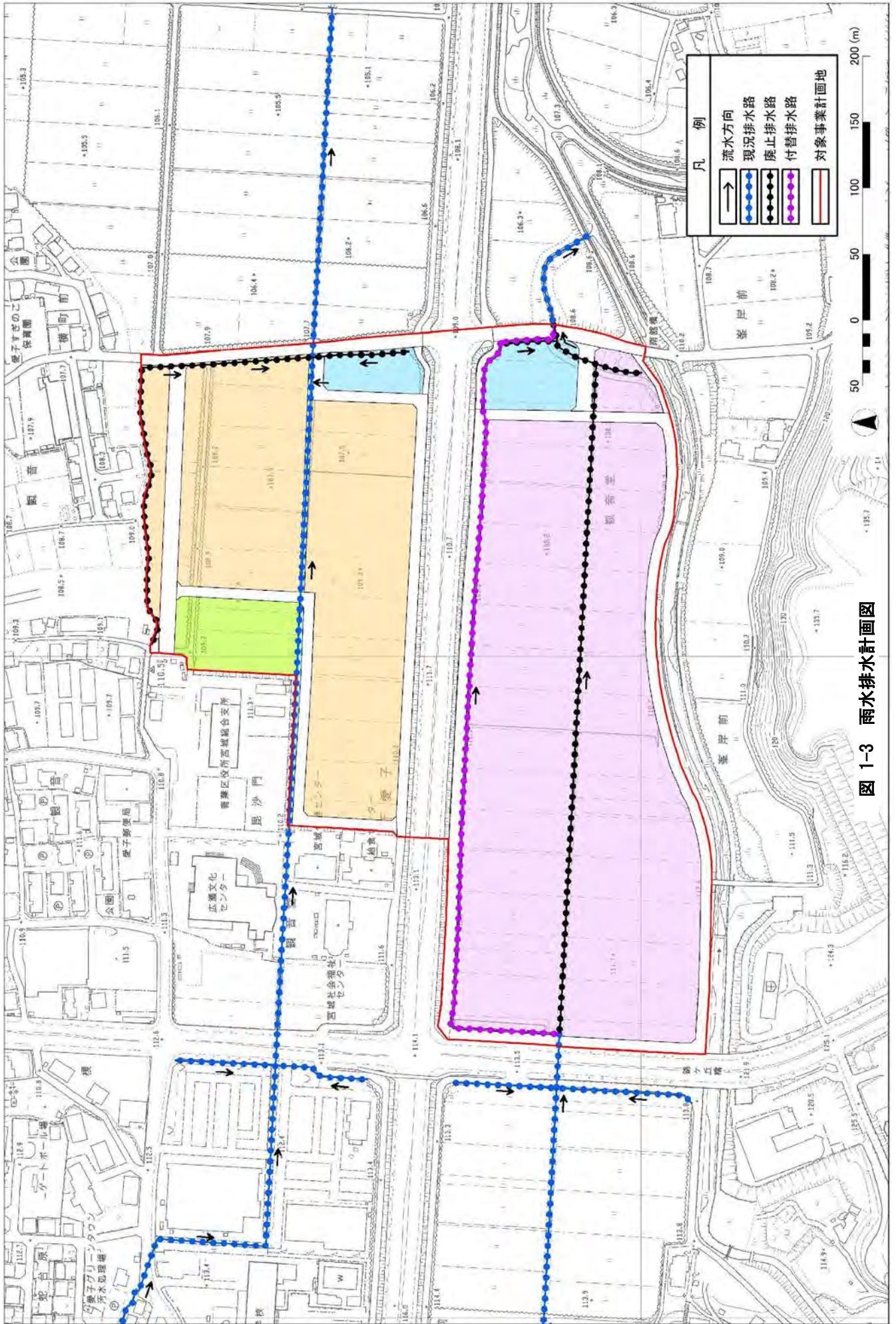


図 1-3 雨水排水計画図

1.4.5 造成計画

対象事業計画地における現況の土地利用は、全てが水田利用である。また、国道48号の本線は盛土構造となっているため、沿道部は側道から出入りして耕作を行っている。

本事業では、現況と同様に国道48号側道からの出入りを前提とし、図1-5に示すように周辺市街地及び周辺道路の高さに合わせ約2mの盛土を行い、宅地排水を考慮した平坦な地形に整地する。

盛土材は、区域外（現時点で場所は未定）から搬入する計画としており、事前に土壌汚染調査を実施して汚染が無いと判断された土壌を使用する。また、調整池の建設に伴う掘削土は、対象事業計画地内における盛土材として利用する。造成工事時に発生する水田表層部の軟弱な粘性土は、土質改良し道路路盤材や公園の盛土材として利用することを検討する。

現時点で地盤改良の計画はないが、地質調査を実施した上で適正な工事方法を採用する。



図1-5 国道48号沿道の造成断面イメージ

1.4.6 交通計画

本事業の土地利用計画における発生集中交通量は、平日が約5,900台/日、休日が約6,600台/日を想定している。

本地区へのアクセスは、国道48号の構造上、直接の沿道利用ができない。そのため、発生する交通は、国道48号交差点から市道谷津線を経由し主要区画道路により地区内へと誘導する。

また、国道48号は現状において朝夕など慢性的に渋滞していることから、本事業の実施により交通環境に更なる負荷をかけないように、国道48号交差点の改良（信号現示の見直し、交差点改良工事）や、幅員12mとして整備する市道谷津線及び主要区画道路への右左折レーンの設置により円滑な交通流を確保する。また、主要区画道路は、国道48号交差点付近での渋滞回避のため土地利用上可能な限り離れた位置に配置する。

1.4.7 事業工程計画

本事業の工程は、表1-3に示すとおりである。

工事着工は平成34年1月を予定しており、平成36年9月までの33カ月間の工事を予定している。また、平成34年12月から工事が完了した工区から順次、換地の供用開始と保留地処分を行う予定である。工区の設定や工期等は現時点では未定である。

工事完了後は、換地処分、登記を経て、平成38年10月に組合解散を予定している。

なお、対象事業計画地は、平成30年5月に都市計画決定された「仙塩広域都市計画区域の整備、開発保全の方針」に市街化区域編入予定地区と位置づけられており、平成32年10月頃に市街化区域編入の都市計画決定を予定している。

表1-3 事業工程

工程	平成 29年度			平成 30年度			平成 31年度			平成 32年度			平成 33年度			平成 34年度			平成 35年度			平成 36年度			平成 37年度			平成 38年度								
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
都市計画	■	■	■	■																																
基本計画・基本設計	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■																								
環境影響評価・事後調査					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
事業認可													■																							
実施設計・換地設計													■	■	■	■																				
工事																	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■								
保留地処分																					■	■	■	■	■	■	■	■								
換地計画・処分・登記																									■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
組合解散																																				

1.5 環境の保全・創造等に係る方針

本事業における環境の保全・創造等に係る方針は、表1-4及び表1-5に示すとおりである。

対象事業計画地は、「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2011-2020（改定版）」（平成28年3月、仙台市）に示されている西部丘陵地・田園地域に位置し、市街地地域に接していることから、同プランに示す土地利用の方向性や環境に配慮すべき事項などを考慮しつつ、本事業の実施による影響を最小限に留めることを保全方針とする。

表1-4 環境の保全・創造等に係る方針(1)

項目	環境の保全・創造等に係る方針
土地利用計画	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺既存市街地との調和や環境に配慮した土地利用計画とする。具体的には、景観に配慮した統一感のある施設計画や、周辺との緑のネットワークの形成が図られるよう、可能な限り一体的な土地利用を図る。 ・周辺環境に対して電波障害、日照障害、風害等が生じないように、建築物の高さ制限を設けた地区計画を検討する。 ・建築物や既存雨水排水路の周囲にできる限り緑化が図られるよう、地区計画を検討する。 ・大規模な駐車場設置が想定されることから、浸透舗装の採用を促す。
公園計画	<ul style="list-style-type: none"> ・植物や動物の生育、生息環境の確保の観点から、在来種による植栽樹種を検討するとともに、緑のネットワーク形成を検討する。
排水計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地区外から流入する雨水排水路は機能を維持し、土地利用に合わせて再配置する。また、対象事業計画地内の水田が持つ保水機能を代替するため、当該区域内に2ヶ所（国道48号の北側、南側に1ヶ所ずつ）の防災調整池を整備する。 ・汚水排水については、公共下水道を整備し、既存住宅地の生活環境や周辺農業環境へ影響がないよう配慮する。
造成計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地質調査を行い、適正な造成方法を検討する。 ・水田表層土の掘削土は土質改良を行い、道路路盤材や公園の盛土材として再利用する。また、調整池の掘削土は地区内の盛土材として利用するなど、残土を発生させない方法を検討する。

表1-5 環境の保全・創造等に係る方針(2)

項目	環境の保全・創造等に係る方針
交通計画	<ul style="list-style-type: none"> ・交通渋滞の低減を図るよう、国道部との交差点改良（信号サイクルの見直し・交差点改良工事）や、市道谷津線及び主要区画道路への右左折レーンの設置を行うとともに、主要区画道路の適正な配置等を検討する。
工事計画	<ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス対策型、低騒音型の建設機械の採用に努め、大気汚染、騒音・振動及び温室効果ガス排出の低減を図る。 ・工事用車両は低排出ガス認定自動車の採用に努め、大気汚染、温室効果ガス排出の低減を図る。 ・建設資材は、コンクリート二次製品の使用に努め、水質汚染の防止を図る。 ・工事中の濁水対策として、仮設沈砂池を設置し、濁水流出の防止を図る。 ・対象事業計画地周辺の水生植物・動物の生育・生息に配慮して、仮設沈砂池を早期に整備して、周辺排水路への濁水の流出防止を図る。 ・動物への影響を低減させるため、工事の段階的な施工に努めるよう、工事工程を検討する。 ・ロードキルを防止するため、動物注意の警告標識及び侵入防止柵等を工事区域に設置する。 ・環境影響評価の結果を踏まえ、貴重な植物種について、周辺の水田へ移植するなどの環境保全措置を検討する。 ・建設廃棄物の減量化に努め適正に処理を行う。 ・工事用車両や重機の稼働が一時的に集中しないよう、工程の平準化に努める。 ・工事用車両及び重機等の運転者へは、不要なアイドリングや空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないよう、指導・教育を徹底する。 ・騒音、振動対策として工事区域と住宅及び公共公益施設の近接箇所には、鋼製板による仮囲いを設置する。 ・防塵対策として工事区域の周囲に、防塵ネットによる仮囲いを設置する。 ・現場内の車両制限速度を低速に制限し、車両走行による粉塵飛散を抑制する。 ・粉塵発生作業時には、散水等による飛散防止を図る。

2. 事前調査対象範囲

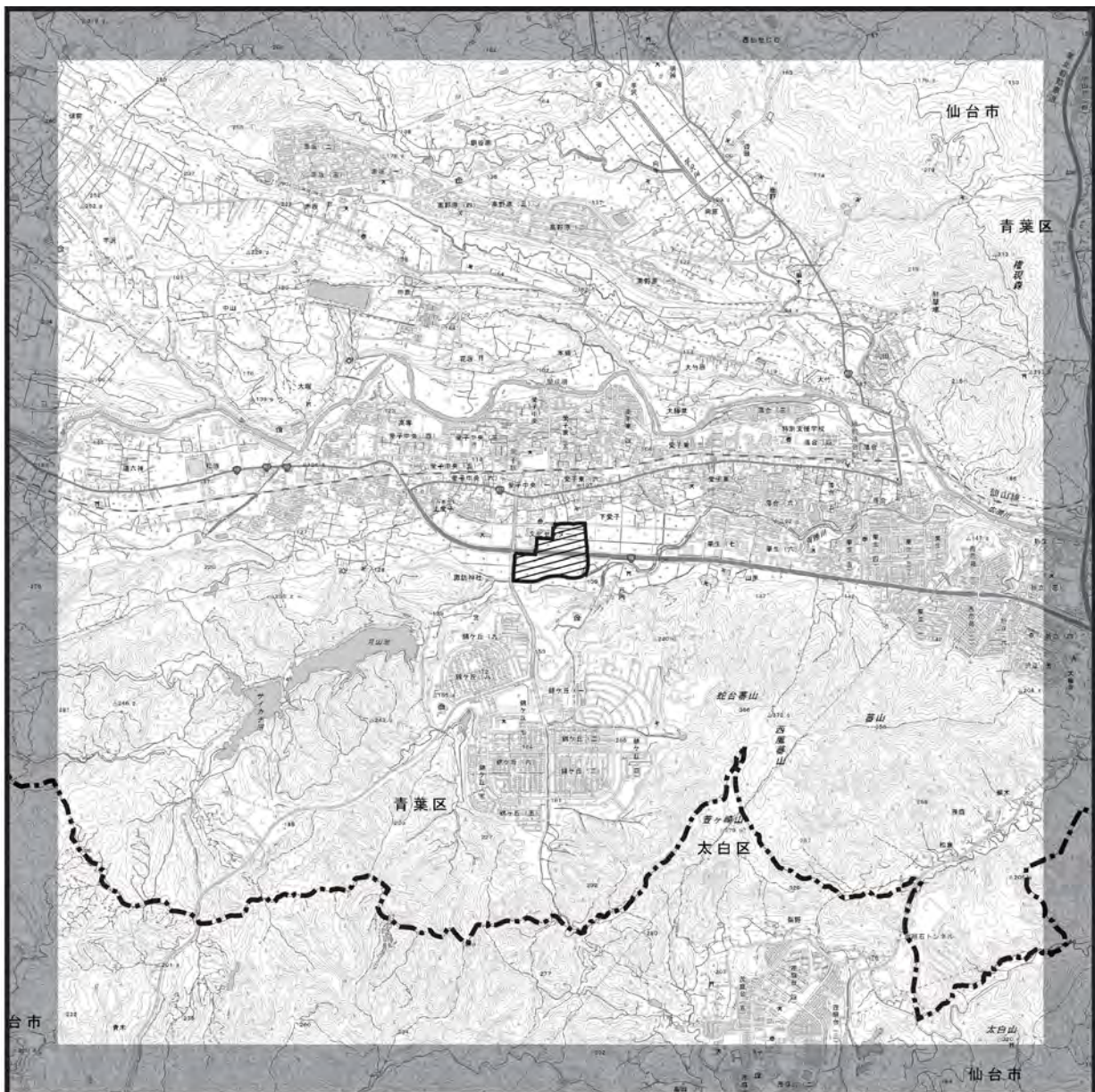
2 事前調査対象範囲

事前調査対象範囲（以下、「調査範囲」とする。）は、事業の立地に際して、特に配慮すべき事項を明らかにするために必要な情報（地域の環境特性）を把握できる範囲とする。

調査範囲は、事業の実施に伴う大気環境等の影響や、景観資源や植物の生育・動物の生息環境となる8km四方の範囲とした。

調査範囲は、図2-1に示すとおりである。

また、事前調査に用いた資料は、平成30年7月現在で最新のものとした。



凡例




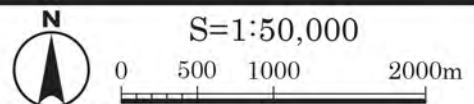
-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 事前調査範囲(対象事業計画地から8km四方)

図2-1 事前調査対象範囲



3. 事前調査結果

3 事前調査結果

3.1 水象

調査範囲の主要な河川及び水象の状況は、表3-1及び図 3-1に示すとおりである。

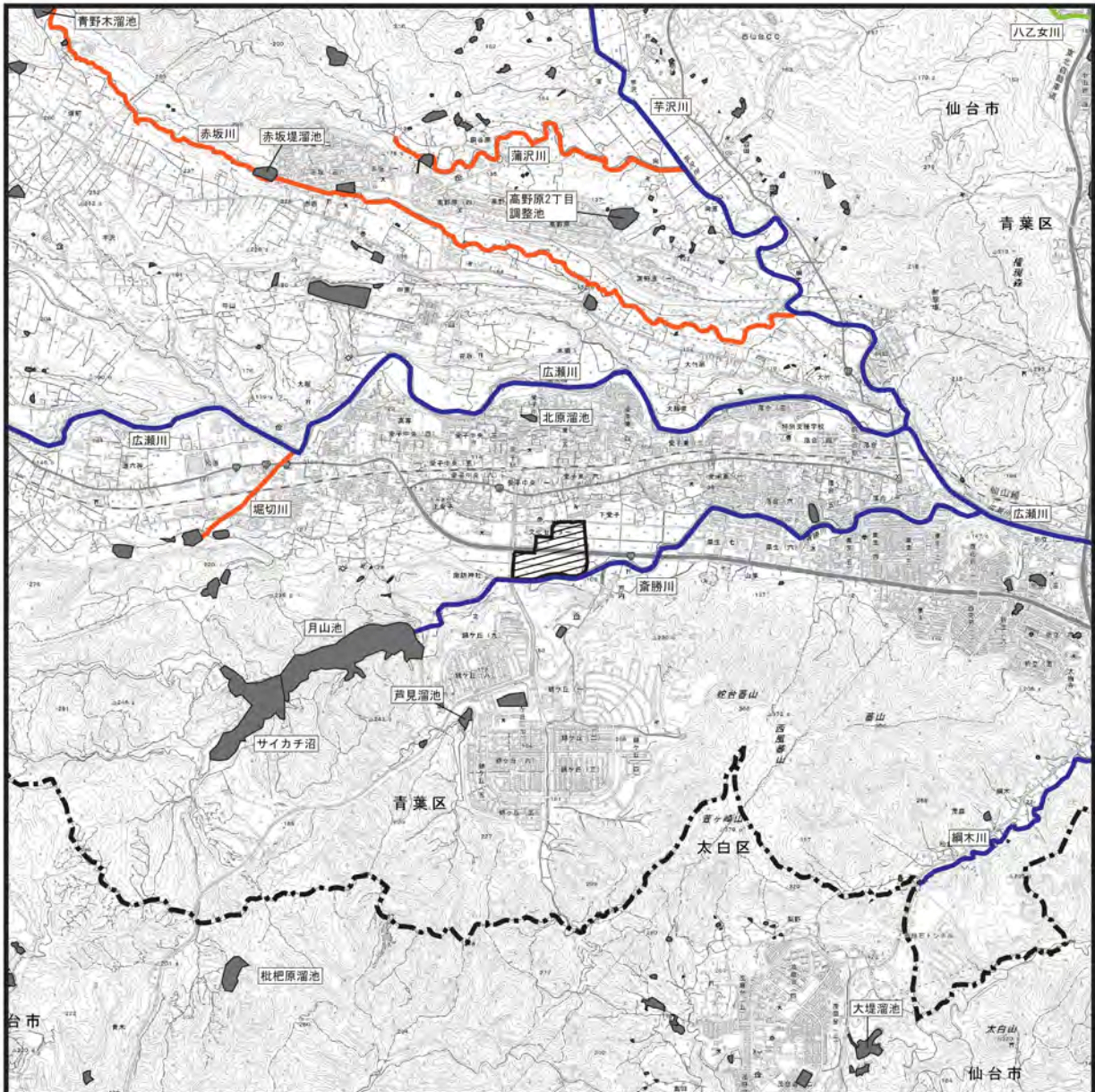
対象事業計画地の北側約1kmには一級河川広瀬川があり、調査範囲を西側から東側へと流れている。また、対象事業計画地の南西側約900mに位置するサイカチ沼及び月山池から、対象事業計画地の南側に接して一級河川斎勝川が流れ、対象事業計画地の東側約3kmの地点で広瀬川に合流している。

また、仙台市では、「宮城県公害防止条例」及び「工業用水法」に基づき地下水採取規制を行っているが、対象事業計画地は地下水採取規制地域の対象外である。

表 3-1 主要な河川

種別	河川名	総延長(m)
一級河川	広瀬川	40,035
	綱木川	2,750
	斎勝川	7,409
	芋沢川	8,000
二級河川	八乙女川	2,700
準用河川	赤坂川	7,800
	蒲沢川	3,400
	堀切川	2,315

出典：「宮城県河川・海岸図」（平成29年3月、宮城県）



凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 一級河川
-  : 二級河川
-  : 準用河川
-  : 湖沼(主要な湖沼のみ名称記載)

出典:「宮城県河川・海岸図」(平成29年3月、宮城県)

「平成27年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成28年3月、仙台市)

図3-1 水象の状況



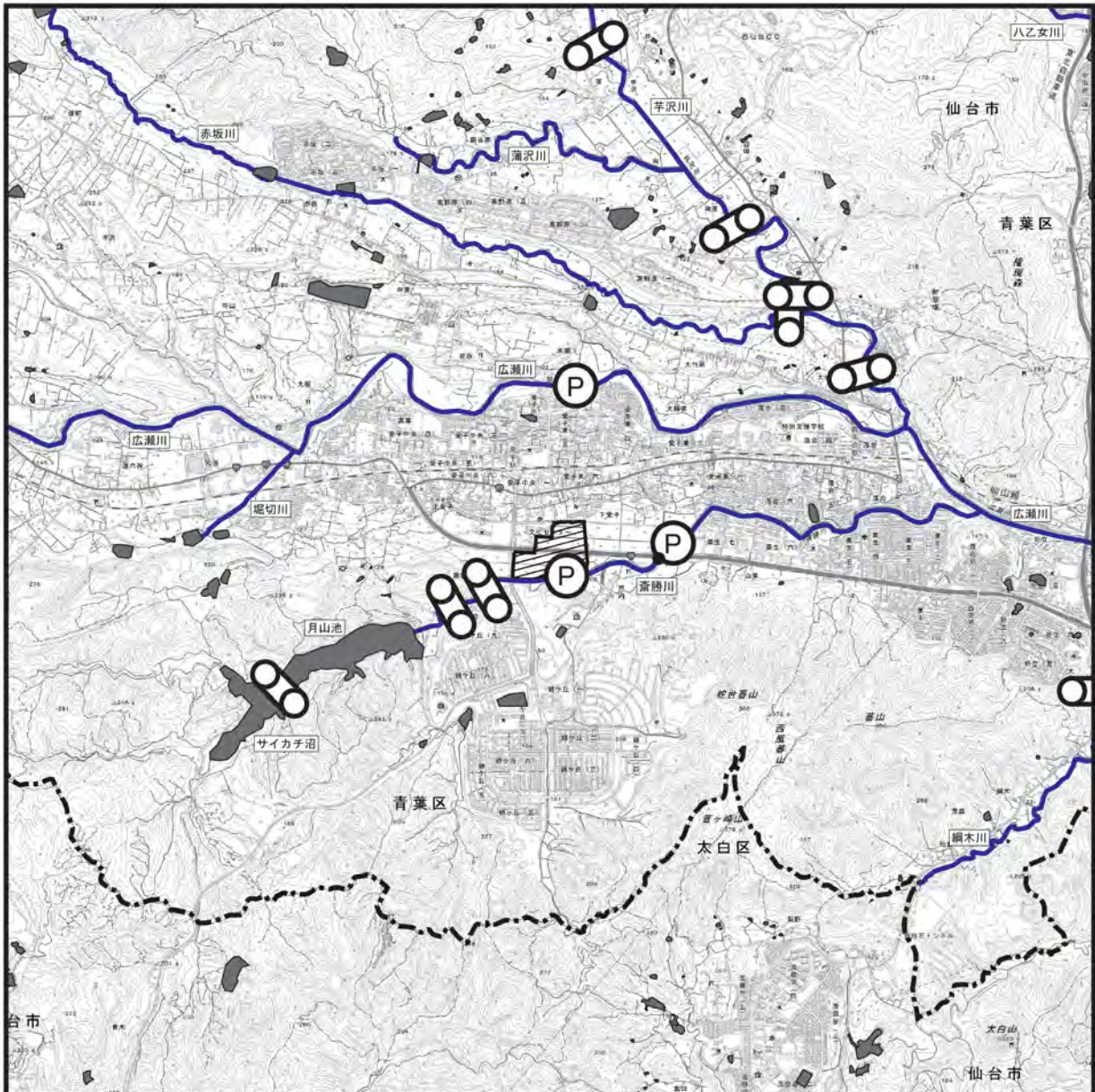
S=1:50,000

0 500 1000 2000m

(1) 水源地

仙台市における上水は、釜房ダム、七北田ダム、宮床ダム等のダム水、滝原水源、野尻水源等の水源から取水しているが、これらの水源は調査範囲にはない。

調査範囲では、斎勝川・広瀬川及び芋沢川に農業用の堰・揚水機場等が設置されている。位置図は図3-2に示すとおりである。



凡例

: 対象事業計画地

: 区界

: 河川

: 湖沼(主要な湖沼のみ名称記載)

: 取水堰

: ゲート

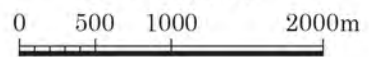
: 揚水機場

出典:「平成21年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成22年3月、仙台市)
現地踏査

図3-2 河川取水施設図



S=1:50,000



(2) 湧水

「平成27年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成28年3月、仙台市）によれば、仙台市内において12ヶ所が現存することを確認したが、調査範囲に湧水は存在しない。

(3) 自然性の高い水辺地

調査範囲における自然性の高い水辺地としては、図3-10に示すヒルムシロクラス、ヨシクラス等の植生自然度の高い植生が広瀬川河畔、また、斎勝川の対象事業計画地の下流から広瀬川合流部にかけて分布している。

3.2 地形・地質

(1) 地形

調査範囲の地形の状況は、図3-3に示すとおりである。

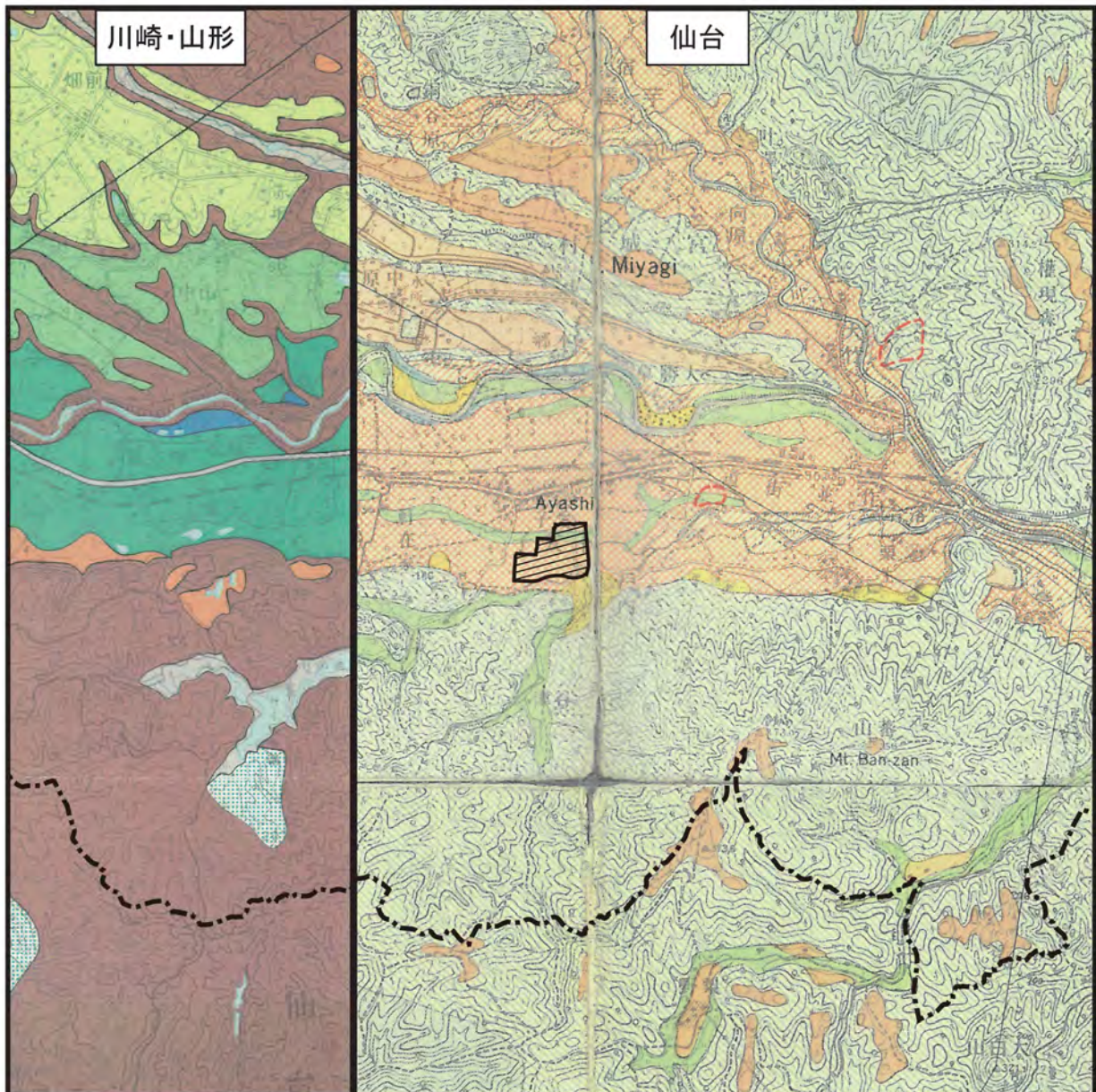
仙台市の地形は、西部の奥羽山脈東麓に沿って広がる陸前丘陵、中央部を西から東に流下する七北田川、広瀬川、名取川の各河川沿いに発達する河岸段丘、東部の仙台湾に沿って広がる沖積平野に大別され、西側から東側に移行するにつれて標高が低くなっている。

調査範囲は、北東側に位置する七北田丘陵及び国見丘陵、南側に広がる蕃山丘陵、中央を広瀬川沿いに愛子台地が位置する地域であり、対象事業計画地は愛子台地の南側に位置している。

(2) 地質

調査範囲の地質の状況は、図3-4に示すとおりである。

調査範囲は、南側及び東側に軽石凝灰岩等を主とする白沢層及び梨野層が分布し、蕃山、権現森付近には三滝層が分布する。また、対象事業計画地がある調査範囲中央部には礫層・砂層及び粘土層からなる河岸段丘堆積物が分布する。



凡 例

: 対象事業計画地

: 区界

川崎・山形

山地及び丘陵地

: 丘陵地
 : 緩斜面

段丘

: 最高位段丘
 : 高位段丘
 : 中位段丘
 : 低位段丘高段
 : 低位段丘中段

低地

: 谷底

その他

: 人口改変地

仙台

丘陵地

: 丘頂緩斜面および丘腹緩斜面

: 丘麓緩斜面

: 急斜面(谷密度80以上)

: 急斜面(谷密度80未満)

台地

砂礫台地

: Gt II+(中位)

: Gt II(中位)

: Gt III+(下位)

: Gt III(下位)

岩石台地

: Rt II(中位)

低地

: 谷底平野

: 自然堤防及び砂堆・浜堤

: 河原および浜

その他

: 崖

: 人口平坦地
 (昭和40年5月現在)

出典:「土地分類基本調査図 地形分類図 仙台」(昭和42年3月、経済企画庁)

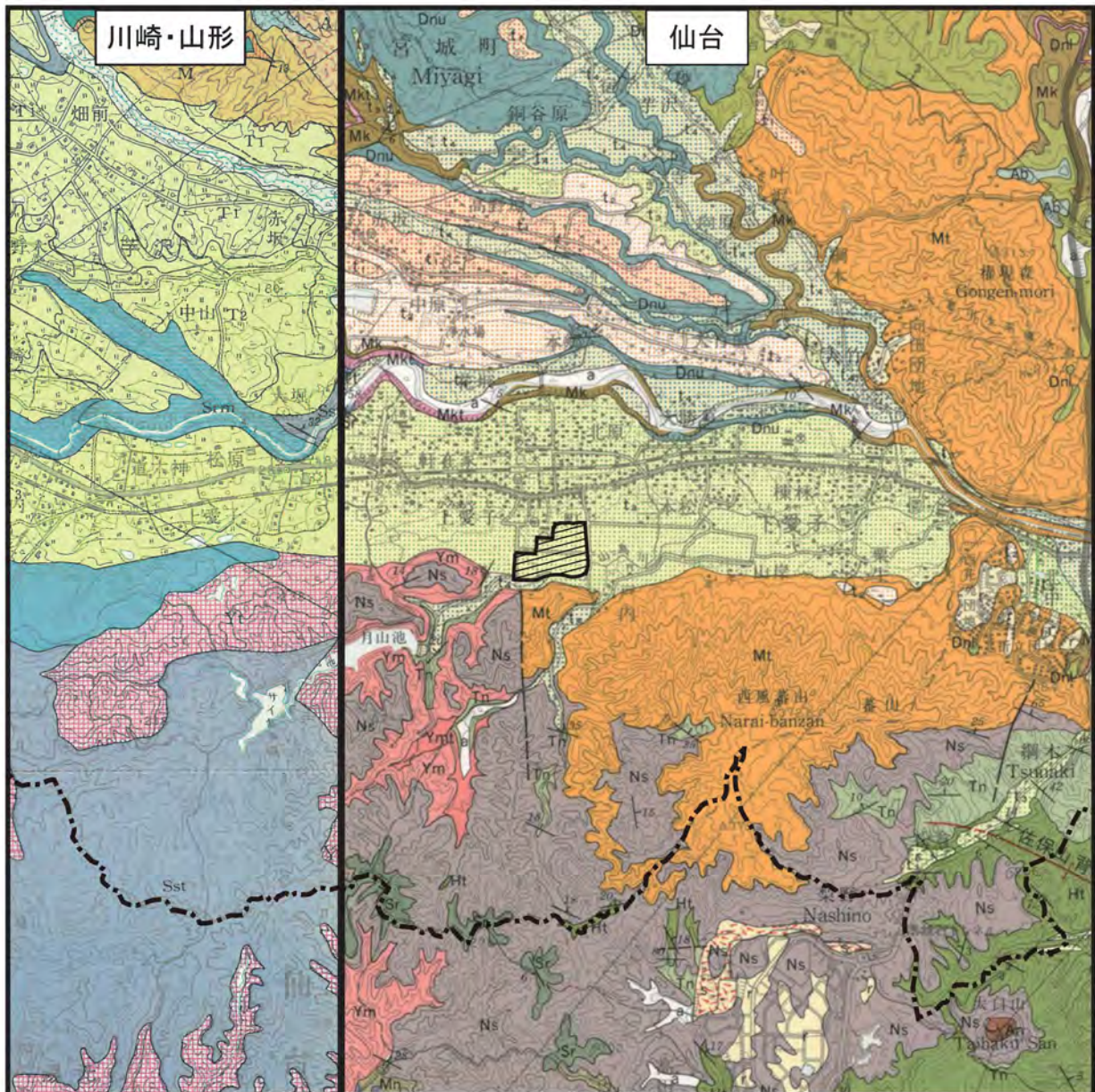
「土地分類基本調査図 地形分類図 川崎・山形」(昭和62年3月、宮城県)

図3-3 地形分類図



S=1:50,000

0 500 1000 2000m



凡例

: 対象事業計画地

: 区界

川崎・山形

未固結堆積物

- : 礫・砂・泥
- T3 : 礫・砂
- T2 : 礫・砂
- T1 : 礫・砂・粘土
- A : 礫

半固結堆積物

- : 細粒砂岩・砂質泥岩
- : 凝灰岩および同質砂岩・シルト岩
- : 砂岩・シルト岩

固結堆積物

- Sst : 軽石凝灰岩・凝灰質砂岩・シルト岩
- Srm : 細粒凝灰岩・凝灰質シルト岩
- It : 凝灰質シルト岩

火山的性堆積物

- Ym : 軽石凝灰岩・角礫凝灰岩

仙台

埋谷土

- : 土砂

地すべり堆積物

- : 土塊・岩塊・粘土

沖積層

- : 砂及び粘土
- (部分的に多量城火山灰を挟む)

河岸段丘堆積物

- : 礫層・砂層及び粘土層
- : 礫層・砂層及び粘土層 (一部永野火山灰に覆われる)
- : 礫層・砂層及び粘土層 (一部愛鳥火山灰に覆われる)

青葉山層

- : 粘土質火山灰及び軽石質細粒火山灰
- 礫層・砂層及び粘土層(泥炭を挟む)

大年寺層

- : シルト岩・砂岩及び亜炭
- : 砂岩・礫岩及びシルト岩

向山層

- : 軽石凝灰岩及び細粒凝灰岩
- : 砂岩・シルト岩・亜炭・凝灰岩及び礫岩

貫入岩

- : 安山岩

三滝層

- : 安山岩質・玄武岩質溶岩・火山角礫岩及び凝灰角礫岩

白沢層

- : 軽石凝灰岩・細粒凝灰岩及び凝灰質シルト岩

梨野層

- : 異磁性ブロックを含む軽石凝灰岩・砂質凝灰岩及び砂岩

湯元層

- : 軽石凝灰岩(堅固)
- : 軽石凝灰岩(やや軟質)

網木層

- : 軽石凝灰岩・火山礫凝灰岩・砂岩・礫岩及び凝灰角礫岩

旗立層

- : 砂岩及びシルト岩(凝灰岩薄層を挟む)

茂庭層

- : 礫岩・礫混じり砂岩及び砂岩

高館層

- : 安山岩溶岩及び玄武岩溶岩

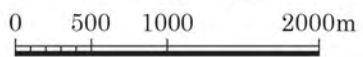
出典:「5万分の1地質図幅」(昭和61年3月、地質調査所)

「土地分類基本調査図 表層地質図 川崎・山形」(昭和62年3月、宮城県)

図3-4 表層地質図



S=1:50,000



(3) 注目すべき地形・地質

調査範囲における注目すべき地形・地質は、表3-2及び図3-5に示すとおりである。

対象事業計画地の西側約800mに丘陵地内の湖沼景観である月山池・サイカチ沼があり、南東側約400mに丘陵地形の典型例で学術上重要である蕃山丘陵が広がっている。

なお、対象事業計画地に注目すべき地形・地質はない。

表3-2 注目すべき地形及び地質

番号	名称	出典			備考
		1	2	3	
①	蕃山丘陵	○	○		丘陵地形の典型例で学術上重要、かつ動植物の重要な生育地
②	太白山とその周辺の丘陵地	○	○		岩頸・丘陵地形の典型例、かつ、動植物の重要な生育地
③	月山池・サイカチ沼	○			丘陵地内の湖沼景観
④	明石三高ヶ森	○			岩頸群と自然の形状をとどめる丘陵
⑤	権現森	○			自然状態をとどめる丘陵地形
⑥	愛子	○		○	活断層地形
⑦	愛子盆地の広瀬川左岸一帯	○			河岸段丘及び段丘崖

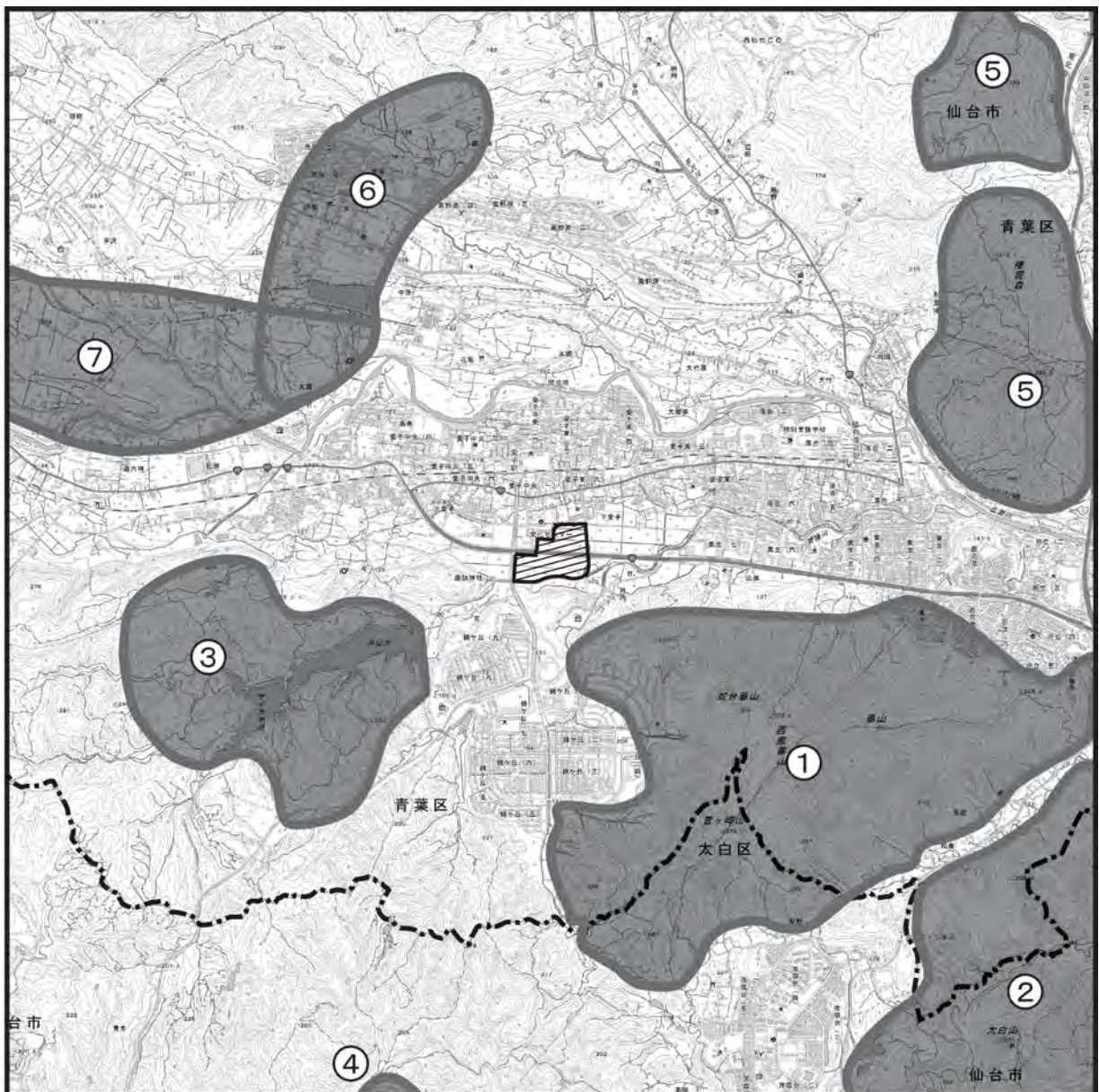
注) 表中の番号は、図3-5に対応する。

出典1：「平成28年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（平成29年3月、仙台市）




出典2：「日本の地形レッドデータブック第1集」

（平成12年12月、日本の地形レッドデータブック作成委員会）

出典3：「日本の典型地形 都道府県別一覧」（平成30年7月閲覧、国土地理院ホームページ）



凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 注目すべき地形・地質(①～⑦)

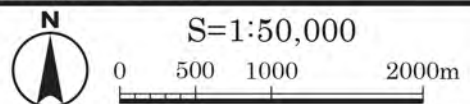
注) 図中の番号は、表3-2に対応する。

出典: 「平成28年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成29年3月、仙台市)

「日本の地形レッドデータブック第1集」(平成12年12月、日本と地形レッドデータブック作成委員会)

「日本の典型地形 都道府県別一覧」(平成30年7月閲覧、国土地理院ホームページ)

図3-5 注目すべき地形及び地質








(4) 災害の危険箇所

調査範囲における災害の危険箇所は、図3-6～図3-8に示すとおりである。

調査範囲は、丘陵地と台地の境界に沿って土石流危険区域及び土砂災害警戒区域（土石流）等が点在している。なお、計画地の南側に接して急傾斜地崩壊危険箇所（青葉区錦ヶ丘1丁目）があるが、対象事業計画地に災害の危険箇所はない。



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 砂防指定地
-  : 地すべり防止区域
-  : 急傾斜地崩壊危険区域

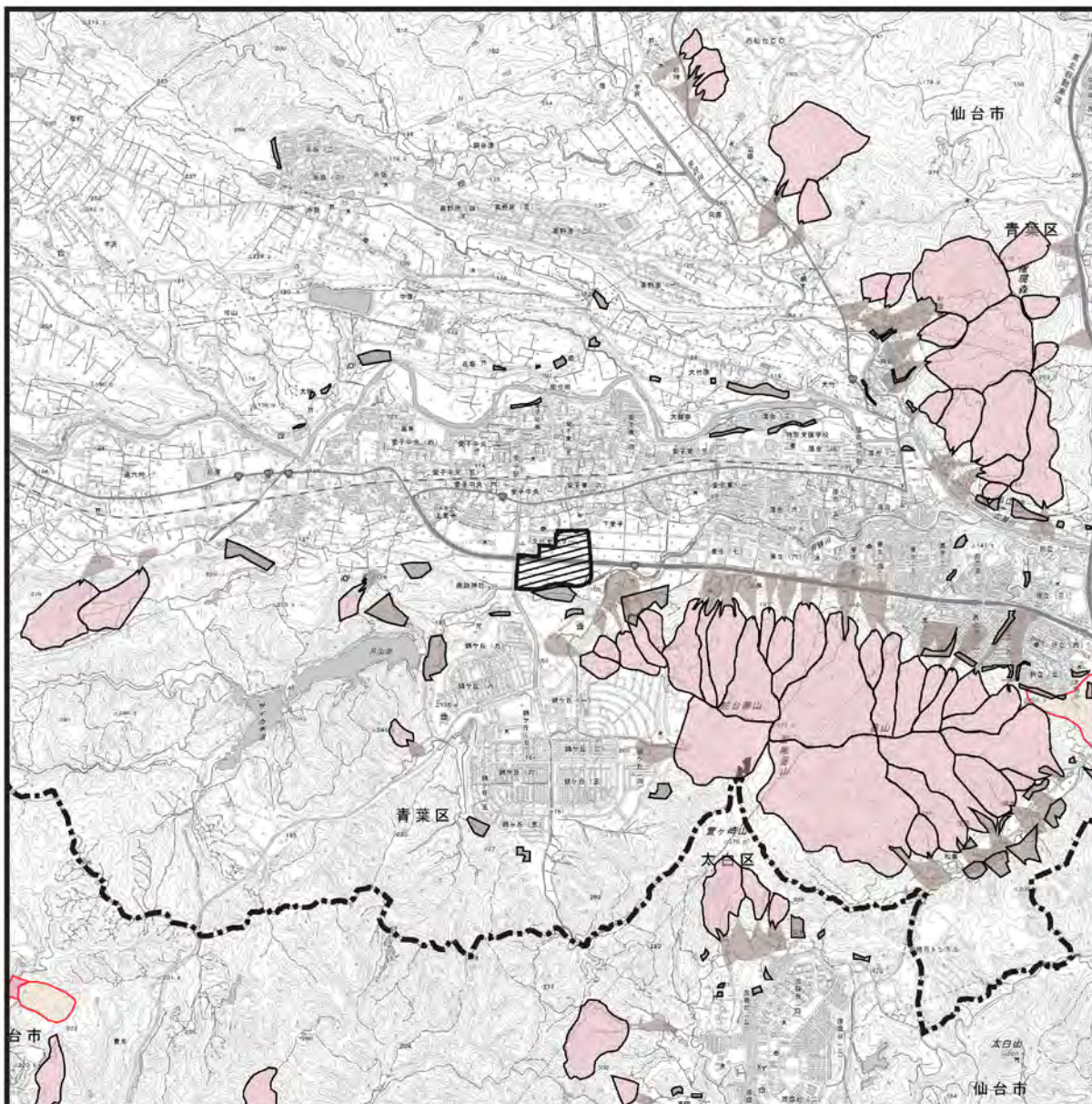
出典：「せんだいくらしのマップ」（平成30年7月閲覧、仙台市ホームページ）

図3-6 土砂三法指定区域



S=1:50,000

0 500 1000 2000m



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 土石流危険渓流
-  : 土石流危険区域
-  : 地すべり危険箇所
-  : 移動土塊の到達範囲
-  : 急傾斜地崩壊危険箇所

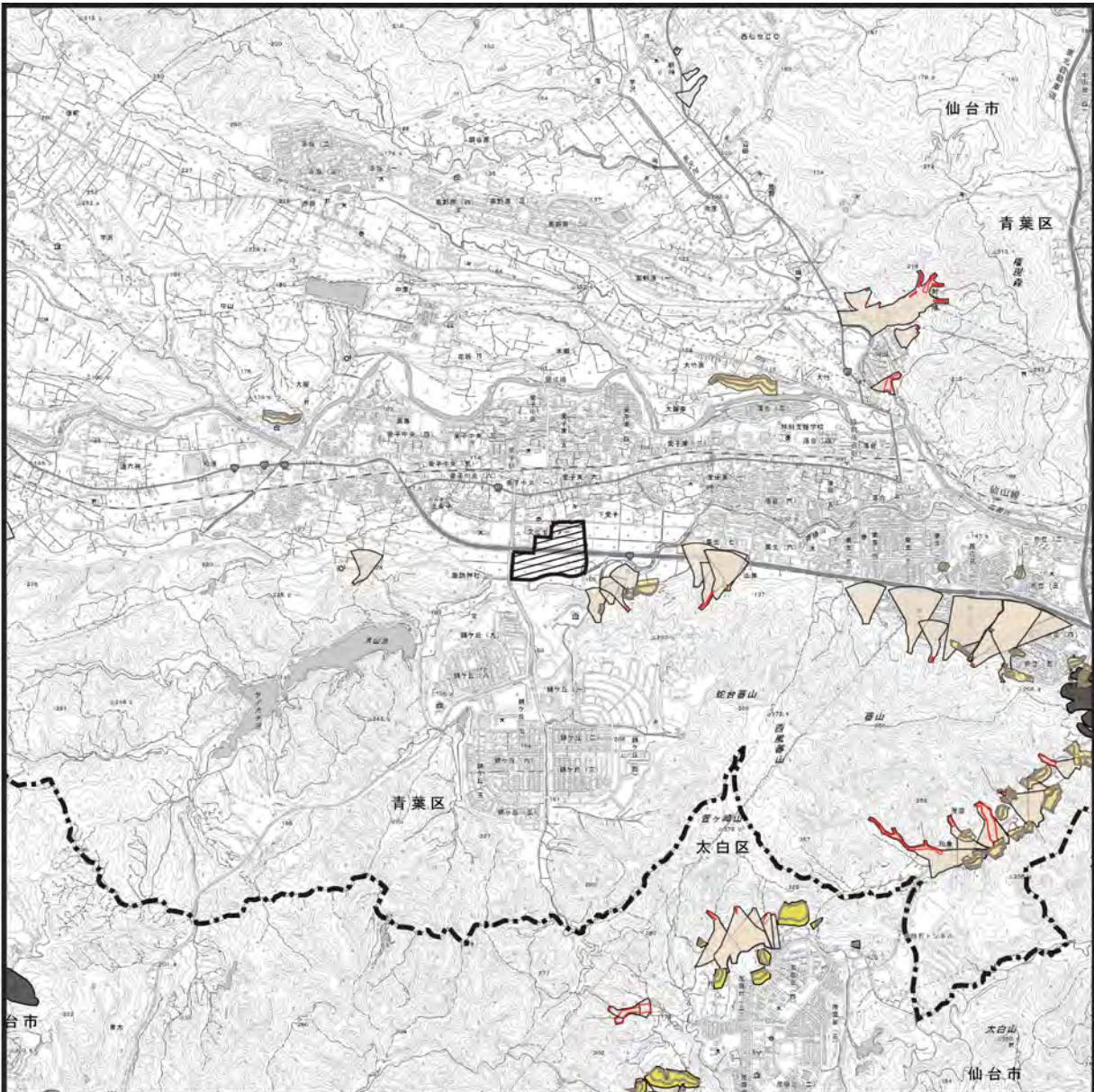
出典：「せんだしぐらしのマップ」（平成30年7月閲覧、仙台市ホームページ）

図3-7 土砂災害危険箇所

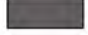


S=1:50,000

0 500 1000 2000m

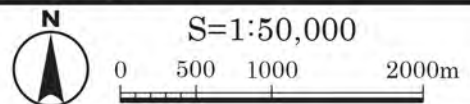


凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)
-  : 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)
-  : 土砂災害警戒区域(土石流)
-  : 土砂災害特別警戒区域(土石流)
-  : 土砂災害警戒区域(地すべり)

出典：「せんだいくらしのマップ」（平成30年7月閲覧、仙台市ホームページ）

図3-8 土砂災害警戒区域等



3.3 植物

(1) 注目すべき植物種の状況

仙台市は、市域が海岸から奥羽山脈まで広がりを持ち、また、仙台市の丘陵地帯が暖温帯と冷温帯の間に位置する中間地帯と呼ばれる領域が広く占めているという特徴があり、暖地系及び寒地系の両方の植物がみられ、植物相が多様である。

調査範囲内における注目すべき植物種の状況は、「平成28年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成29年3月、仙台市）において、「保全上重要な種」に挙げられている種のうち、対象事業計画地が「西部丘陵地・田園地域」に位置し、「市街地地域」に接していることから、該当する地域区分である「西部丘陵地・田園地域」及び「市街地地域」（表 3-3参照）における減少種を「注目すべき植物種」として抽出した。

調査範囲内における注目すべき植物種は表3-5～表3-10に示すとおりであり、確認された種数は243種あり、うち環境省レッドリスト種は61種、県レッドリスト種は116種である。

表3-3 注目すべき種（減少種）の地域区分

番号	地域区分	
1	山地地域	
2	西部丘陵地・田園地域	
3	市街地地域	
4	東部田園地域	
5	海浜地域（後背の樹林帯も含む）	

※対象事業計画地は「2 西部丘陵地・田園地域」に位置し、「3 市街地地域」に接している。

出典：「平成28年度 自然環境に関する基礎調査業務報告書」（平成29年3月、仙台市）

「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2011-2020(改定版)」（平成28年3月、仙台市）

表3-4 保全上重要な植物種

判断基準		番号・記号	説明	
仙台市における保全上重要な種の区分	学術上重要種	1	仙台市において、もともと稀産あるいは希少である種。あるいは生息地・生育地がごく限られている種。	
		2	仙台市周辺地域が分布の北限、南限等の分布限界となっている種。	
		3	仙台市が模式産地（タイプロカリティ）となっている種	
		4	1、2、3には該当しないが、各分類群において、注目に値すると考えられる種（継続的に観察・研究されている個体群が存在する種など）。	
	注目種	減少種	EX	絶滅。過去に仙台市に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、仙台市では既に絶滅したと考えられる種。
			EW	野生絶滅。過去に仙台市に生息していたことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、野生ではすでに絶滅したと考えられる種。
			A	現在ほとんど見ることができない。あるいは近い将来ほとんど見ることができなくなるおそれのある種。
			B	減少が著しい。あるいは近い将来著しい減少のおそれがある種。
			C	減少している。あるいは近い将来減少のおそれがある種。
			+	普通に見られる。あるいは近い将来減少のおそれがある種。
			/	もともと生息・生育しない可能性が非常に大きい。
	環境指標種	○	本市の各環境分類における環境を指標する種。（ビオトープやミティゲーションにおける計画・評価のための指標）	
	レッドデータ等	国 RL（「環境省レッドリスト2018」（平成30年 環境省）掲載種）	EX	絶滅
EW			野生絶滅	
CR+EN			絶滅危惧Ⅰ類	
CR			絶滅危惧ⅠA類	
EN			絶滅危惧ⅠB類	
VU			絶滅危惧Ⅱ類	
NT			準絶滅危惧	
DD			情報不足	
LP			絶滅のおそれのある地域個体群	
県 RL（「宮城県レッドリスト2016」（平成28年 宮城県）掲載種）		EX	絶滅	
		EW	野生絶滅	
		CR+EN	絶滅危惧Ⅰ類	
		VU	絶滅危惧Ⅱ類	
		NT	準絶滅危惧	
		DD	情報不足	
天記、種保存法		要	要注目種	
		特天	『文化財保護法』（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物	
		天	『文化財保護法』（昭和25年法律第214号）における天然記念物	
		国内	『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）』（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物	
国際	『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）』（平成4年法律第75号）における国際希少野生動植物			

出典：「平成28年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成29年3月、仙台市）

表3-5 注目すべき植物種(1/6)

No.	科名	種名	仙台市における保全上重要な種							レッドデータ等		
			学術上重要種	減少種					環境指標種	国RL	県RL	天記・種保存法
				山地	地・西部丘陵田園	市街地	東部田園	海浜				
1	イワヒバ	イワヒバ	1	B	B				○			
2	ミズニラ	ミズニラ	1		B		A			NT	NT	
3	トクサ	イヌスギナ			B		B					
4	ゼンマイ	ヤシャゼンマイ	1	C	C						NT	
5	イノモトソウ	オオバノイノモトソウ	1、2		B	C	C					
6	チャセンシダ	コタニワタリ			B							
7	オンダ	リョウメシダ			B				○			
8		オシダ			B							
9		イワシロイノデ			B							
10		サカゲイノデ			B							
11		ジュウモンジシダ			B					○		
12	ヒメシダ	ヒメワラビ	2		B	B	B					
13	メシダ	ホソバインワラビ			C						NT	
14		イヌガンソク			C		C					
15		クサソテツ			B		C					
16	サンショウモ	サンショウモ	1	EX	EX	EX	EX	EX		VU	NT	
17	マツ	モミ			C				○			
18	イチイ	カヤ			B							
19	ヤナギ	ネコヤナギ	4		C	C			○			
20		キツネヤナギ			C				○			
21	カバノキ	ハンノキ	1、4		C		B	C	○			
22		ミズメ		C	C							
23		ウダイカンバ	4	C	C							
24		サワシバ		C	B				○			
25		アカシデ		C	B			/	○			
26		イヌシデ	4	C	B			C	○			
27	ブナ	ブナ	4	C	B							
28		イヌブナ	1、4		B				○			
29		アカガシ	2		C	C	C	C	○			
30		アラカシ	1、2		C							要
31		シラカシ	2		C	C	C	/	○			
32		ミズナラ		C	B							
33		ウラジロガン	2		C	C	C	/				
34	ニレ	エノキ	4		B	B	B					
35		ケヤキ		C	C	B	B		○			
36	イラクサ	マルバヤブマオ	1		B						VU	
37		トキホコリ	1		B	B				VU	VU	
38	クルミ	オニグルミ			B	B	B		○			
39	タデ	ミゾソバ			C	B	C		○			
40		ノダイオウ	1、4		C		C			VU	要	
41		マダイオウ			A						CR+EN	
42	ナデシコ	カララナデシコ			C			C				
43		ナンブワチガイソウ	1		C					VU	NT	
44	マツブサ	チョウセンゴミシ			A						CR+EN	
45	クスノキ	ヤマコウバシ	1、2		B							

注1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成29年度生物リスト」(平成29年10月、河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。

注2) 表中の番号・記号は表3-4に対応する。

表3-6 注目すべき植物種(2/6)

No.	科名	種名	仙台市における保全上重要な種							レッドデータ等			
			学術上重要な種	減少種					環境指標種	国RL	県RL	天記・種保存法	
				山地	地・田園	西部丘陵	市街地	東部田園					海浜
46	キンボウゲ	フクジュソウ	1			B						VU	
47		ニリンソウ				B		B		○			
48		トウゴクサバノオ	1			B							
49		スハマソウ				B						NT	
50		キクザキイチゲ		C		B		B		○			
51		レンゲショウマ	1			B							
52		カザグルマ	1			B		B			NT	VU	
53		オキナグサ	1			A					VU	CR+EN	
54		バイカモ	1			B							
55		シラネアオイ	シラネアオイ		B	B				○			
56	スイレン	オニバス	1	EX	EX	EX	EX	EX		VU	EX		
57	ウマノスズクサ	トウゴクサイシン				B			○				
58	ボタン	ヤマシャクヤク	1	B	B					NT	CR+EN		
59		ベニバナヤマシャクヤク	1	A	A					VU	VU		
60	ツバキ	ヤブツバキ				B	B	B	○				
61	オトギリソウ	オシマオトギリ		B	B						VU		
62	モウセンゴケ	モウセンゴケ				C		C					
63	ケン	ナガミノツルキケマン	1			C				NT			
64		ヤマブキソウ	1			B							
65	アブラナ	ナズナ				B	B	B	○				
66	ユキノシタ	トリアシショウマ		C		B		B					
67		タコノアシ				B		C		NT			
68		ユキノシタ				B	B						
69	バラ	ザイフリボク	1			B							
70		ヤマブキ				C			○				
71		ヒロハノカワラサイコ				B				VU	NT		
72		エチゴキジムシロ		B		B						要	
73		カスミザクラ				C			○				
74		サナギイチゴ				B					VU	要	
75	マメ	ツクシハギ				B		B	○				
76		オオバタンキリマメ				C					NT		
77		タヌキマメ		EX	EX	EX	EX	EX				CR+EN	
78	トウダイグサ	マルミノウルシ				B				NT	VU		
79	ユズリハ	ユズリハ	1、2			C		C					
80	ミカン	ミヤマシキミ	1			C		C					
81	カエデ	ウリハダカエデ				C							
82		メグスリノキ	1			B							
83		ハウチワカエデ				C							
84		イタヤカエデ				C							
85		ヤマモミジ				B			○				
86	トチノキ	トチノキ		C		C							
87	モチノキ	イヌツゲ				C		C					
88		ソヨゴ	1、2			C						NT	
89	シナノキ	カラスノゴマ	1			A							
90	スマレ	サクラスミレ	1			B							
91		フモトスミレ	1			B					VU		
92		ナガハシスミレ	1			B		B					

注1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成29年度生物リスト」(平成29年10月、河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。

注2) 表中の番号・記号は表3-4に対応する。

表3-7 注目すべき植物種(3/6)

No.	科名	種名	仙台市における保全上重要な種						レッドデータ等				
			学術上重要な種	減少種					環境指標種	国RL	県RL	天記・種保存法	
				山地	地・田園	西部丘陵	市街地	東部田園					海浜
93	ヒシ	ヒメビシ			A					VU	CR+EN		
94		ヒシ			B		B		○				
95	アカバナ	ヤナギラン			A						CR+EN		
96	ミズキ	アオキ			C	C	C	C	○				
97	ウコギ	コシアブラ		C	C								
98	セリ	ミシマサイコ	1		B					VU	CR+EN		
99		ハナウド			C		C				NT		
100		タニミツバ	1		C						VU		
101	イワウメ	コイワウチワ	1、4	C	C				○				
102	イチヤクソウ	ウメガサソウ			C		C	C	○				
103	ツツジ	ヤマツツジ			C	C		C	○				
104		シロヤシオ		C	C				○				
105		トウゴクミツバツツジ	2		B								
106		ナツハゼ			C								
107	サクラソウ	クリンソウ	1	B	B						VU		
108		サクラソウ	1		A				○	NT	CR+EN		
109	エゴノキ	オオバアサガラ	1		A								
110	モクセイ	イボタノキ			B				○				
111	マチン	アイナエ			A						CR+EN		
112	リンドウ	コケリンドウ			A						CR+EN		
113		ホソバツルリンドウ	1		C					VU	VU		
114	ガガイモ	スズサイコ	1		A					NT	VU		
115	ムラサキ	ムラサキ	1	A	A					EN	CR+EN		
116		ルリソウ			C						NT		
117	クマツヅラ	クマツヅラ			B						VU		
118	シソ	タイリンヤマハッカ			C						NT		
119	ゴマノハグサ	マルバノサワトウガラシ			B					VU	VU		
120		アブノメ			B						VU		
121		サギゴケ			C		C		○				
122		クワガタソウ			B							VU	
123		イヌノフグリ	1				B				VU	VU	
124		カワヂシャ	1				B	B			NT	NT	
125	ハマウツボ	オオナンバンギセル	1	B	B								
126	タヌキモ	フサタヌキモ	1	EX	EX	EX	EX	EX		EN	EX		
127		ヒメタヌキモ	1		A					NT	CR+EN		
128		イヌタヌキモ	1		B					NT	VU		
129		ムラサキミミカキグサ	1		A		A			NT	NT		
130	オミナエシ	オミナエシ			B		B		○				
131	マツムシソウ	マツムシソウ	1	A	A								
132	キキョウ	キキョウ	1		B				○	VU	VU		
133	キク	オクモミジハグマ			C				○				
134		キッコウハグマ			B				○				
135		オケラ			B				○				
136		エゾノタウコギ		B	B							VU	
137		ヒメガンクビソウ			B						VU		
138		アワコガネギク			C					NT			

注1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成29年度生物リスト」(平成29年10月、河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。

注2) 表中の番号・記号は表3-4に対応する。

表3-8 注目すべき植物種(4/6)

No.	科名	種名	仙台市における保全上重要な種						レッドデータ等					
			学術上重要な種	減少種					環境指標種	国RL	県RL	天記・種保存法		
				山地	地・田園	西部丘陵	市街地	東部田園					海浜	
139	キク	アズマギク	1			B				○		VU		
140		フジバカマ				C	C					NT		
141		ノニガナ					C						NT	
142		カワラニガナ						B				NT	VU	
143		カシワバハグマ					B						VU	
144		オオニガナ	1				C						NT	
145		ミヤコアザミ	1				A						CR+EN	
146		オカオグルマ			B		B						VU	
147		アキノキリンソウ					C				○			
148		アオヤギバナ						B					VU	
149		エゾタンポポ					C	B	B	C	○			
150		オナモミ					B					VU	VU	
151		オモダカ	ヘラオモダカ				C		B		○			
152			サジオモダカ				C		B		○		NT	
153			アギナシ				C		B		○	NT	VU	
154	ウリカワ					C		B		○				
155	オモダカ					C		B		○				
156	ホソバオモダカ					C		B		○				
157	トチカガミ	クロモ				B		A		○				
158		ミズオオバコ	1			B		B			VU	NT		
159	ヒルムシロ	コバノヒルムシロ				C		B		○	VU	VU		
160		ヒルムシロ				C		B		○				
161		フトヒルムシロ				C		B		○				
162		オオミズヒキモ				C		B		○				
163		センニンモ				C		B		○		VU		
164		オヒルムシロ				C		B		○				
165		ホソバミズヒキモ				C		B		○		VU		
166		イトモ	1			C		B				NT	要	
167		エビモ				B		B		○				
168	イバラモ	イトトリゲモ	1			B		A			NT	NT		
169		トリゲモ	1			B		A			VU	CR+EN		
170		オオトリゲモ	1			B		A				CR+EN		
171	ユリ	ヤマラッキョウ					B					VU		
172		スズラン				B						VU		
173		カタクリ				B	B	B						
174		ショウジョウバカマ				B				○				
175		ニッコウキスゲ				B	B	B						
176		コオニユリ				B		B	B					
177		ヒメヤブラン				C			+	○				
178		オオバジャノヒゲ				B				C				
179		ユキザサ				C				○				
180		マルバサンキライ				A							CR+EN	
181		キンバイザサ	コキンバイザサ	1、2	EX	EX	EX	EX	EX				EX	
182	アヤメ	ノハナショウブ	1			C				○				
183		ヒメシャガ				B	B			○	NT	NT		
184		カキツバタ	1			B		A			NT	VU		

注1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成29年度生物リスト」(平成29年10月、河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。

注2) 表中の番号・記号は表3-4に対応する。

表3-9 注目すべき植物種 (5/6)

No.	科名	種名	仙台市における保全上重要な種						レッドデータ等			
			学術上重要な種	減少種					環境指標種	国RL	県RL	天記・種保存法
				山地	地・田園	西部丘陵	市街地	東部田園				
185	アヤメ	アヤメ			C			C			NT	
186	ツユクサ	ヤブミョウガ			A						CR+EN	
187	イネ	ヤマアワ			B			B				
188		ヒナザサ			B	B				NT	VU	
189		カゼクサ			B	C	C		○			
190		オオウシノケグサ	4		B		B	C	○			
191		ウキガヤ				C	C				NT	
192		オギ			C	C	C	C	○			
193		ヨシ			C	C	C	C	○			
194		ツルヨシ			C	C	C		○			
195		ヒメスズタケ			C						NT	
196		スズダケ			C				○			
197		ケスズ	1		B							
198	マコモ			B		B		○				
199	シバ			B	B	B		○				
200	サトイモ	ミズバショウ			B			○				
201		ヒメザゼンソウ			B		C					
202	ミクリ	ミクリ	1		B		B	○	NT	NT		
203		ヤマトミクリ	1		A		A		NT	CR+EN		
204		ナガエミクリ	1		A		A		NT	NT		
205		ヒメミクリ	1		B					VU	VU	
206	ガマ	ヒメガマ			C	C	C					
207		ガマ			C	C	C	○				
208	カヤツリグサ	ハコネイトスゲ			A						CR+EN	
209		サナギスゲ			A						CR+EN	
210		オオカサスゲ		B	B							
211		サギスゲ		C	C						NT	
212		マメクグ			B						VU	
213		ノグサ			B						VU	
214		フトイ			B		B					
215		カンガレイ			B		B					
216		サンカクイ			B		B					
217	ラン	エビネ	1		A					NT	VU	
218		キンセイラン	1		B					VU	CR+EN	
219		サルメンエビネ	1		B					VU	CR+EN	
220		ユウシュンラン	1		B					VU	NT	
221		キンラン	1	B	B					VU	VU	
222		シュンラン			C		C		○			
223		コアツモリソウ	1		B					NT	CR+EN	
224		クマガイソウ	1	B	A					VU	CR+EN	
225		アツモリソウ	1		A					VU	CR+EN	国内
226		セッコク	1	EX	EX	EX	EX	EX			CR+EN	
227		エゾスズラン	1		A						NT	
228		オオミズトンボ	1		B					EN	CR+EN	
229		サギソウ	1	B	A					NT	CR+EN	
230	ミズトンボ	1		A		B			VU	CR+EN		

注1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成29年度生物リスト」(平成29年10月、河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。

注2) 表中の番号・記号は表3-4に対応する。

表3-10 注目すべき植物種 (6/6)

No.	科名	種名	仙台市における保全上重要な種						レッドデータ等			
			学術上重要種	減少種					環境指標種	国 RL	県 RL	天記・種保存法
				山地	地・田園	西部丘陵	市街地	東部田園				
231	ラン	ジガバチソウ			C						NT	
232		クモキリソウ	1、4		B			B				
233		フタバラン			A						CR+EN	
234		ヒナチドリ	1		A					VU	CR+EN	
235		ウチョウラン	1	B	A					VU	CR+EN	
236		ミズチドリ		B	B						VU	
237		ツレサギソウ			C		C				NT	
238		オオバノトンボソウ			B							
239		トキソウ	1		A					NT	VU	
240		ヤマトキソウ			A	A					CR+EN	
241		マツラン	1		B			B		VU	CR+EN	
242		カヤラン	1		B			B			VU	
243		ネジバナ			B		B		○			
	81 科	243 種	97	41	236	43	85	33	76	61	116	1

注1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 29 年度生物リスト」(平成 29 年 10 月、河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。

注2) 表中の番号・記号は表 3-4 に対応する。

(2) その他事業の立地上配慮を要する植物

1) 保存樹木、保存樹林、保存緑地、特別緑地保全地区

仙台市の「杜の都の環境をつくる条例」に基づく「保存樹木」、「保存樹林」及び「保存緑地」、「都市緑地法」に基づく「特別緑地保全地区」の調査範囲における指定状況は表3-11、表3-12及び図3-9に示すとおりである。

調査範囲内では「保存樹木」が9箇所（17本）、「特別緑地保全地区」が1箇所指定されている。

対象事業計画地の北西側約400mには保存樹木に指定されている「下愛子のかんざしざくら」があり、市の天然記念物にも指定されている。また、南東側約2.6kmには「蕃山特別緑地保全地区」がある。

なお、対象事業計画地内にはこれらは存在しない。

表3-11 保存樹木

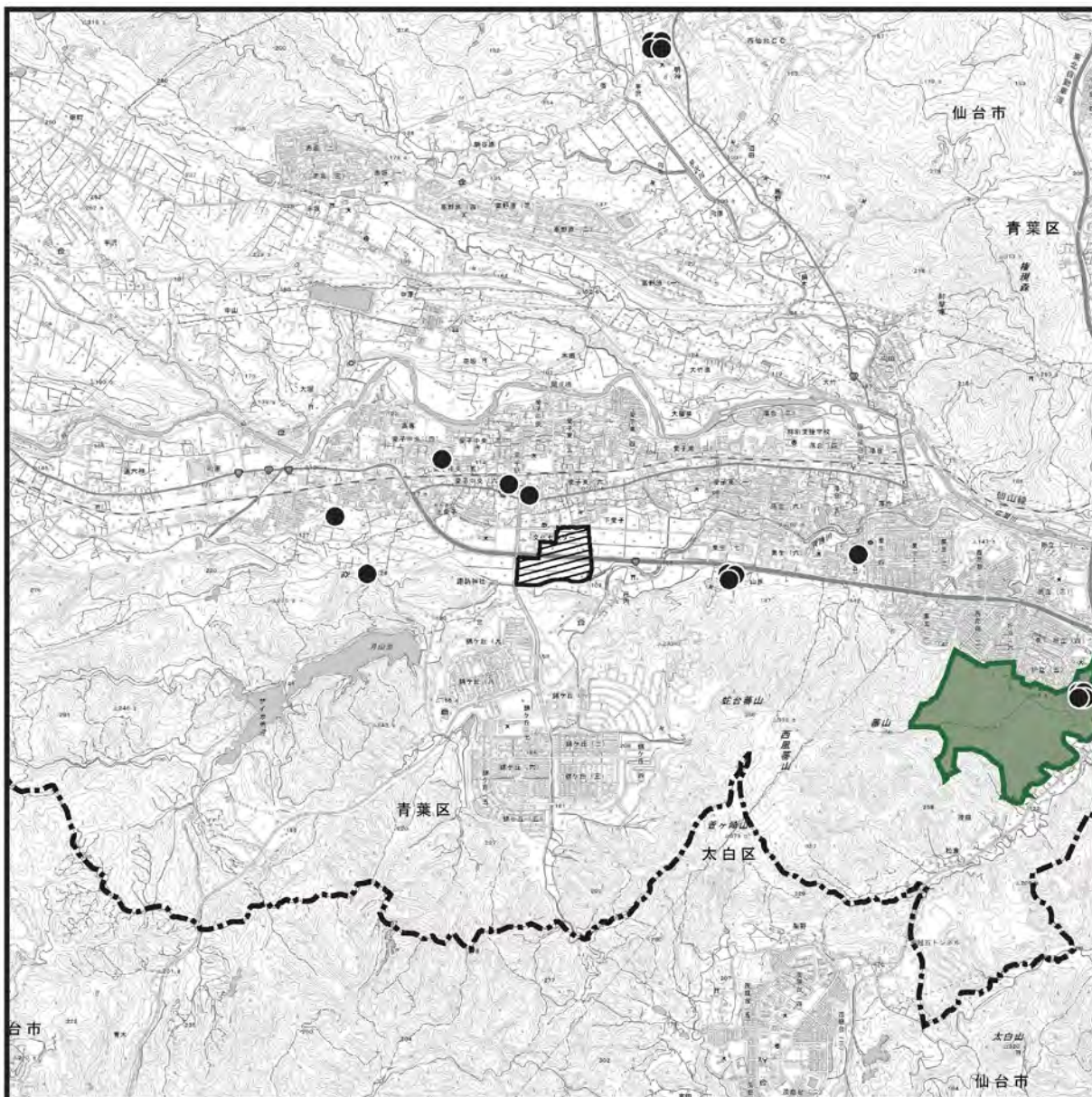
No.	所有者	所在地	名称	樹種
1	大梅寺	青葉区茂庭字綱木裏山	大梅寺のこうやまき	コウヤマキ (コウヤマキ科)
2			大梅寺のしだれざくら	シダレザクラ (バラ科)
3			大梅寺の椿	ツバキ (ツバキ科)
4			大梅寺のひよくひば	ヒヨクヒバ (ヒノキ科)
5	宇那禰神社	青葉区芋沢字明神	宇那禰神社のすぎ (1)	スギ (ヒノキ科)
6			宇那禰神社のすぎ (3)	スギ (ヒノキ科)
7			宇那禰神社のすぎ (4)	スギ (ヒノキ科)
8			宇那禰神社のひのき	ヒノキ (ヒノキ科)
9	個人	青葉区上愛子字芋郷	上愛子のあかがし	アカガシ (ブナ科)
10	同慶寺	青葉区上愛子字芋郷	同慶寺のいろはもみじ	イロハモミジ (ムクロジ科)
11	個人	青葉区上愛子字芋郷	下愛子のかんざしざくら	カンザシザクラ (バラ科)
12	弥勒寺	青葉区下愛子字館	弥勒寺のさるすべり	サルスベリ (ミソハギ科)
13			弥勒寺のいちょう	イチョウ (イチョウ科)
14			弥勒寺のかつら	カツラ (カツラ科)
15	個人	青葉区栗生	栗生のいちい	イチイ (イチイ科)
16	仙台市	青葉区愛子中央	愛子駅前のしだれざくら	シダレザクラ (バラ科)
17	個人	青葉区愛子中央	せいざん (愛子) の臥龍梅	ウメ (バラ科)

出典：「杜の都の名木・古木」(平成29年3月、仙台市)





表3-12 特別緑地保全地区

地区名	位置
蕃山特別緑地保全地区	青葉区茂庭字小畑山、同字松山の全部、青葉区茂庭字綱木裏山、同字寺下、同字湯ノ沢、折立六丁目の各一部

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」(平成29年4月1日現在、仙台市)

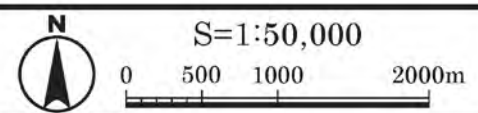


凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 保存樹木
-  : 特別緑地保全地区

出典:「杜の都の名木・古木」(平成29年3月、仙台市)
 「仙台市公園・緑地等配置図」(平成29年4月1日現在、仙台市)

図3-9 保存樹木・特別緑地保全地区



2) 植生及び注目すべき植物群落の状況

調査範囲の現存植生は、図3-10に示すとおりであり、対象事業計画地には「水田雑草群落」が分布している。

「平成27年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成28年3月、仙台市）では、環境省の植生自然度が9及び10（自然植生）に該当する植生を「自然性の高い植生」として位置づけている。調査範囲における自然性の高い植生の分布は図3-10に示すとおりであり、月山池の岸边、斎勝川沿い及び広瀬川沿いなどに分布している。なお、植生自然度の区分基準は表3-13に示すとおりである。

注目すべき植物群落は、表3-15に示すとおりであり、西風蕃山のモミ・イヌブナ群落及び太白山のスギ植林がある。対象事業計画地に自然性の高い植生及び注目すべき植物群落は存在しない。

表3-13 植生自然度の区分基準

植生自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
7	クリーミズナラ群落、クヌギコナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典：「平成27年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務報告書」（平成28年3月、仙台市）

表3-14 希少な植物群落のカテゴリー区分

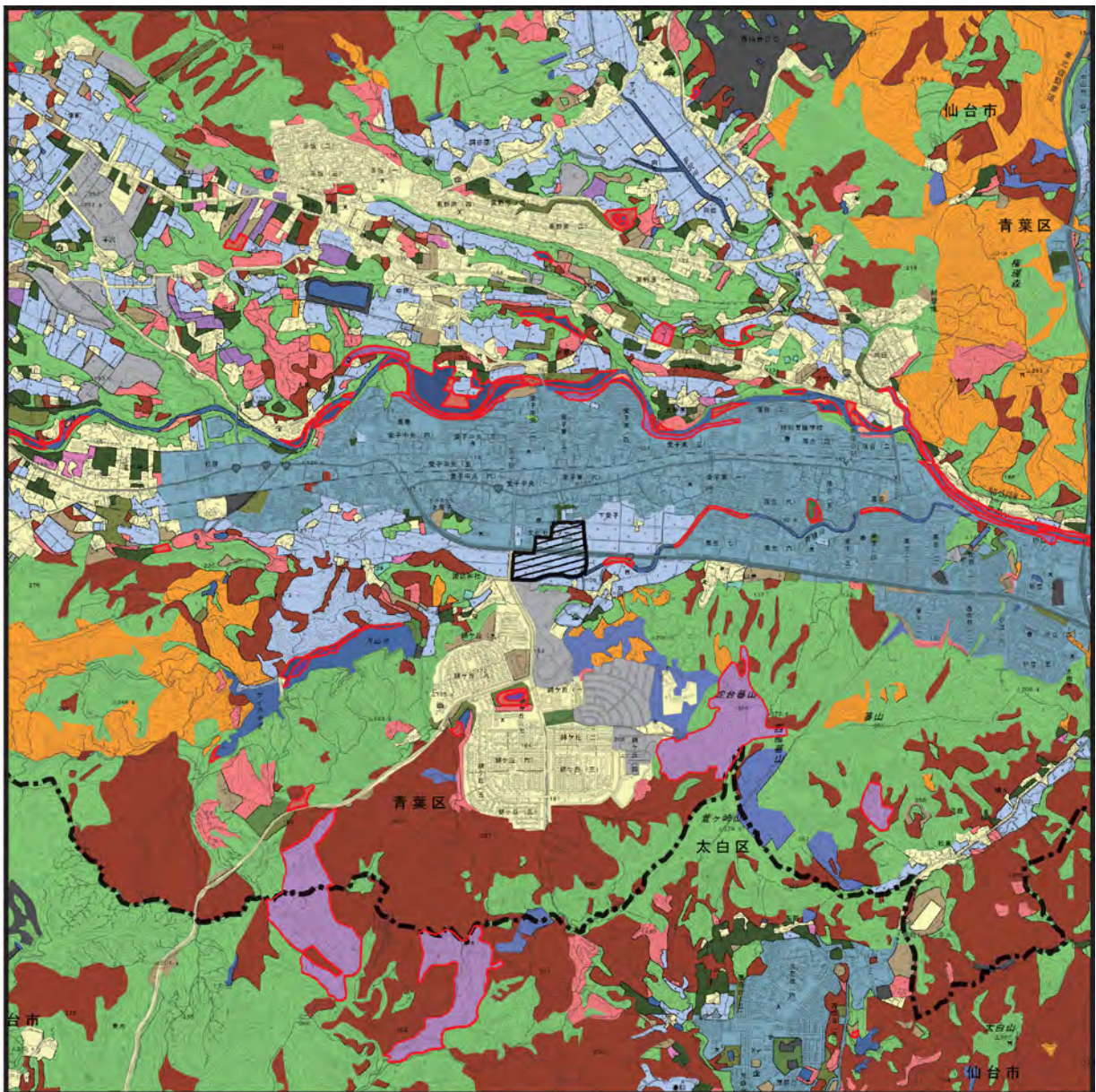
カテゴリー		絶滅危機の度合い
D	壊滅	群落は壊滅した。
4	壊滅状態	群落は全体的に壊滅状態にあり、緊急に対策を講じなければ壊滅する。
3	壊滅危惧	対策を講じなければ、群落は徐々に悪化して壊滅する。
2	破壊危惧	群落は当面保護されているが、将来破壊されるおそれがある。
1	要注意	現在、保護・管理状態がよく、当面破壊されるおそれがない。 しかし、監視は必要である。

出典：「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物（レッドデータブック宮城 2016）」（平成 28 年 3 月、宮城県）

表3-15 注目すべき植物の群落

希少群落名	カテゴリー	指定状況
西風蕃山のモミ・イヌブナ群落	2（破壊危機）	蕃山・斎勝沼緑地環境保全地域
太白山のスギ植林	2（破壊危機）	太白山自然環境保全地域

出典：「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物（レッドデータブック宮城 2016）」（平成 28 年 3 月、宮城県）



凡例

: 対象事業計画地

: 区界

: 植生自然度9,10

植生凡例

チシマザサ群落(Ⅱ)

モミーイヌブナ群集

ケヤキ群落(Ⅳ)

ハンノキ群落(Ⅳ)

ヤナギ高木群落(Ⅳ)

ヤナギ低木群落(Ⅳ)

アカマツ群落(V)

落葉広葉低木群落

ススキ群団(V)

伐採跡地群落(V)

クリーコナラ群集

ヨシクラス

ヒルムシロクラス

スギ・ヒノキ・サワラ植林

竹林

ゴルフ場・芝地

牧草地

路傍・空地雑草群落

果樹園

畑雑草群落

水田雑草群落

市街地

緑の多い住宅地

残存・植栽樹群をもった公園・墓地等

造成地

開放水域

自然裸地

出典:「平成27年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成28年3月、仙台市)

図3-10 現存植生図



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

3) 保全上重要な植物の生育地の状況

「平成28年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成29年3月、仙台市）による、仙台市における植物生育地として重要な地域の選定基準は表3-16に、調査範囲における植物生育地として重要な地域は表3-17及図3-11に示すとおりである。対象事業計画地は植物生育地として重要な地域に含まれない。

表3-16 植物生育地及び動物生息地として重要な地域の選定基準

番号	判断理由
1	保全上重要な動植物種が高密度で分布する地域（動物の繁殖場、集団越冬地となっている地域など）
2	多様な生物相が保存されている地域
3	自然性の高い植生、その他学術上重要な植生が保存されている地域
4	湿地、湧水、岸壁地、地滑り等の動植物の生息・生育地として特異な環境を有する地域
5	自然とのふれあいの場としてふさわしい地域
6	環境教育の場としてふさわしい地域
7	郷土の特色が保存されている地域（里地里山・居久根等）
8	緑の回廊としてあるいは動物の移動のネットワークとして重要な地域（山地から市街地への連続した緑地、市街地や田園地域に点在する緑地等）
9	海岸や水辺、植生帯境界等のエコトーンとして重要な地域

出典：「平成28年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成29年3月、仙台市）

表3-17 植物生育地として重要な地域

番号	地域名	備考	判断理由*
1	西風蕃山のモミ・イヌブナ林	蕃山・斎勝沼緑地環境保全地域。山頂付近のやや平坦な立地に残存するモミとイヌブナ、多様な落葉広葉樹が混生する林。市街地近郊に位置し、仙台市丘陵地の気候的極相と考えられる植生の面影を残す群落として貴重。	3、5、6、7
2	太白山のスギ林	太白山県自然環境保全地域。太白山の南東斜面にある樹齢100年以上のスギの大木で構成される森林。人工林ではあるが、自然度が高く、また地域の住民にも親しまれており貴重。	5、7
3	西風蕃山のブナ林	蕃山・斎勝沼緑地環境保全地域。標高340m付近に残存するブナ林。高木層ではブナが優占し、イヌブナを混生し、下層にはモミが混じる。ブナが優占する森林としては、県内で最も低標高地に位置するものの一つである。	5、6、7
4	鉤取山学術参考保護林周辺の林	太白山県自然環境保全地域。鉤取山学術参考保護林として保護されているモミ・イヌブナ林を中心に、コナラ・クリ林やアカマツ・コナラ林から構成される森林域。仙台市域の丘陵地の気候的極相林と二次植生を含み、植物群落の遷移過程がみられる。	5、6、7
5	下の沢等の沢辺植物群落	太白山県自然環境保全地域。丘陵帯でありながら深山の溪谷にみられるような植物群落。開発の進んできている下の沢、茂倉沢、光沢などの沢筋にみられ、仙台市域ではきわめて貴重な存在である。	4、5、6、7
6	太白山のコナラ・ケヤキ林	太白山県自然環境保全地域。太白山の標高150mから頂上(320m)までの急斜面・岩礫地には立地特有の植生であるコナラ・ケヤキ林が成立している。登山を中心に市民の憩いの場としても貴重。	2、5、6、7
7	蕃山・西風蕃山・蛇台蕃山の植生	蕃山・斎勝沼緑地環境保全地域。保全上重要な植物群落を含み城西部のコナラ・クリ林を主体とした植生域。各種開発の進む仙台市丘陵地において、まとまった面積を有する夏緑広葉樹林として貴重。近年マツ枯れに続いてナラ枯れが進んでいる。	2、5、6、7
8	月山池・サイカチ沼周辺の植生	蕃山・斎勝沼緑地環境保全地域。池内にはヨシ群落、マコモ群落、ヒシ群落、多様な湿生・水生植物群落が成立し、市内では分布面積も少ないことから貴重。	2、4、5、6
9	黒森山頂上付近の植生	権現森緑地環境保全地域。アカマツ林は里山では一般的なものであるが、黒森山頂上付近の林分は生育状態が良好で、樹高20m以上、胸高直径50~60cmに達する。過去より伐採を受けてきた里山の植生の中で、壮齡林として重要。	5、6、7
10	松尾山頂上付近の植生	権現森緑地環境保全地域。黒森山頂上と同様のアカマツ林が分布する。林内に神社があり、地域住民とのかかわりの面からも重要。	5、6、7
11	名取川・広瀬川中～下流域の河畔植生	広瀬川の清流を守る条例環境保全区域。立地や洪水様態に応じた多様な植生が認められ、ヤナギ類の群落を中心に、防災・減災対策と整合性のある保全・保護対策が必要。市民の憩いの場としても極めて貴重。	8、9
12	奥武士・大倉地区の里地・里山植生	市街地の西部に位置し、二次林、植林、農地等がモザイク状に分布する土地利用が維持され、里地・里山植生が良好な状態で残されている。環境省が全国で500箇所を選定する「生物多様性保全上重要な里地里山」にも選定されている。	7
13	奥羽山脈～青葉山丘陵地域の植生	市街地の南部に位置し、野生動植物のハビタット、生態系回廊（生態系コリドー）として重要。また、青葉山は、狭い地域内に800種以上の植物が自生し、里山の自然に親しむ場として活用されており、環境省が全国で500箇所を選定する「生物多様性保全上重要な里地里山」にも選定されている。	7、8
14	大倉・芋沢丘陵地の植生	市街地の中央部から北西にかけて位置する。野生動植物のハビタット、生態系回廊（生態系コリドー）として重要。植物及び動物の生物種の多様性を維持するための地域として保護する必要がある。	7、8




注1) 判断理由は表3-16に対応する。

注2) 番号は図3-11に対応する。

出典：「平成28年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成29年3月、仙台市）



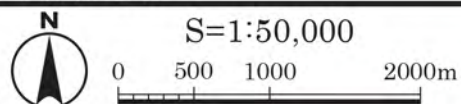
凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 植物生育地として重要な地域(①～⑭)

注) 図中の番号は、表3-17に対応する。

出典: 「平成28年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成29年3月、仙台市)

図3-11 植物生育地として重要な地域



3.4 動物

(1) 注目すべき動物種の状況

平成28年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書（平成29年3月、仙台市）では、対象事業計画地は「西部丘陵地・田園地域」に位置している。仙台市の山地から丘陵地に広がる森林域には本州最大の哺乳類であるツキノワグマやムササビなどの哺乳類が生息している。近年、二次林の放置などを一因と考えられるツキノワグマの低地丘陵への分布拡大が確認されている。鳥類ではオオルリ、ゴジュウカラ、キビタキ、アカゲラなどの森林性の種が多く分布している。爬虫類では二ホンマムシやジムグリのほか、自然度が高い林床を好むタカチホヘビや比較的珍しいシロマダラなども生息している。両生類では山地の溪流にキタオオサンショウウオが生息し、トウホクサンショウウオは丘陵地の沢などに広く生息している。また、池沼の緑の樹木の枝に卵塊を産み付けるモリアオガエルや清流の環境を指標するカジカガエルも生息している。魚類では山地の溪流にニッコウイワナ、サクラマス（ヤマメ）、カジカ等が生息する。昆虫類は丘陵地では生きた化石といわれるヒメギフチョウ北海道本州亜種が生息している。市街地では、人の生活空間の拡大や各種開発事業により、動物の良好な生息環境が減少しているが、公園や残された緑地等が、タヌキ、イタチ、カワセミ、アオダイショウ、ミヤマクワガタなど多くの動物にとって貴重な生息場所となっており、これらの緑地を保全するとともに、周囲の丘陵地、田園地域との連続性に配慮した緑の創出を進める必要がある。

調査範囲内における注目すべき動物種の状況は、「平成28年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成29年3月、仙台市）において、「保全上重要な種」に挙げられている種のうち、対象事業計画地が「西部丘陵地・田園地域」に位置し、「市街地地域」に接していることから、該当する地域区分である「西部丘陵地・田園地域」及び「市街地地域」（表3-3参照）における減少種を「注目すべき動物種」として抽出した。

調査範囲における注目すべき動物種は表3-18～表3-24に示すとおりであり、哺乳類8科20種、鳥類27科68種、爬虫類5科9種、両生類6科13種、魚類10科16種、昆虫類26科45種であった。

表 3-18 注目すべき動物種(1/7)【哺乳類】

No.	目名	科名	種名	仙台市における保全上重要な種							レッドデータ等			
				学術上重要種	減少種					環境指標種	国 RL	県 RL	天記・種保存法	
					山地	地・田園	西部丘陵	市街地	東部田園					海浜
1	モグラ(食虫)	トガリネズミ	トガリネズミ		+	C	/	/	/	○				
2			ホンシュウジネズミ		+	C	B	C		○				
3			カワネズミ	1,4	B	B	/	/	/	○		DD		
4	コウモリ(翼手)	キクガシラコウモリ	コキクガシラコウモリ	1	C	C				○				
5			キクガシラコウモリ	1	C	C	C			○				
6		ヒナコウモリ	モモジロコウモリ	1,4	C	C	C			○				
7			ヤマコウモリ	1,4	C	C	C	C	C	○	VU	VU		
8			ヒナコウモリ	1,4	C	C	C		C	○		VU		
9			ウサギコウモリ	1,4	C	C				○		VU		
10			ユビナガコウモリ	1,4	C	C				○				
11			コテングコウモリ	1,4	C	C				○				
12			テングコウモリ	1,4	C	C				○		VU		
13			ネズミ(齧歯)	リス	ムササビ	1,4		C	C			○		
14		ネズミ		ヤチネズミ	4	+	+							
15				ハタネズミ		+	C	C	C	C	○			
16	ヒメネズミ				+	+	+	/		○				
17	ネコ(食肉)	クマ	ツキノワグマ	4	C	C								
18		イヌ	タヌキ		+	+		+		○				
19		イタチ	テン		C	C				○				
20			イタチ		C	C	C	C	C	○				
4目		8科	20種	13	19	20	11	8	6	18	1	5	0	

注1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 29 年度生物リスト」(平成 29 年 10 月、河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。

注2) 表中の番号・記号は表 3-4 に対応する。

表3-19 注目すべき動物種(2/7)【鳥類】

No.	目名	科名	種名	仙台市における保全上重要な種							レッドデータ等			
				学術上重要な種	減少種					環境指標種	国RL	県RL	天記・種保存法	
					山地	地西部丘陵・田園	市街地	東部田園	海浜					
1	カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ			C	B	C	C	○				
2	コウノトリ	サギ	サンカノゴイ	1		B	A	B	B		EN	NT		
3			ヨシゴイ	1,4		C	B	C	C	○	NT	NT		
4			ミゾゴイ	1,4	C	B					VU	NT		
5			アマサギ	4			A	+		○				
6			チュウサギ	1,2,4			C	A	C	C		NT		
7			コサギ				C	B	+	+	○			
8			カモ	カモ	マガン	1,4			A	B	B		NT	
9	オシドリ	1,4			+	C	B				DD			
10	タカ	タカ	ハチクマ	1,4	C	C					NT	NT		
11			オジロワン	1,2,4			B	B	B	B		VU	VU	天記, 国内, 国際
12			オオタカ	1,4	C	C	B	B	C	○	NT	NT		
13			ツミ	1,4	C	C	C	C	C			DD		
14			ハイタカ	1,4	C	C	C	C	C		NT	NT		
15			ノスリ		+	C	C	C		○				
16			サシバ	1,4	C	C	A	C	C		VU	VU		
17			チュウヒ	1,4			C	B	C	C	○	EN	NT	
18		ハヤブサ	ハヤブサ	1,4	C	B	B	B	B		VU	NT	国内, 国際	
19			チョウゲンボウ	1,4			C	B	C	B				
20			チゴハヤブサ					B	B				要	
21	キジ	キジ	ウズラ	1,4	A	A	A	A	A		VU	CR+EN		
22			ヤマドリ	1,4	+	C				○				
23	ツル	クイナ	クイナ	1,4		C	A	B	B				要	
24			ヒクイナ	1,4		C	B	B	B		NT	CR+EN		
25			バン	1,4			C	B	C	C	○			
26	チドリ	チドリ	イカルチドリ	1,4	C	C	B	B		○				
27			シギ	1,4	B	B	A	B	B		NT	NT		
28			カモメ	1,2,4				A	B	B		VU	VU	国際
29	カッコウ	カッコウ	カッコウ	1,4	C	C	B	C	C	○				
30			ホトトギス	1,4	+	+	C	C	C	○				
31	フクロウ	フクロウ	コムミズク	1			B	A	B	B	○		要	
32			コノハズク	1	C	C				○			要	
33			オオコノハズク	1	C	C	C	B	B				要	
34			アオバズク	1			C	B	B	B	○		VU	
35			フクロウ	1	C	C	B	B	C	○				
36	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	1,4	+	C	B			○	NT	NT		
37	ブッポウソウ	カワセミ	ヤマセミ	1,4			B			○			要	
38			カワセミ	1,4			C	C	C		○			
39	キツツキ	キツツキ	アオゲラ		+	C	B	C	C	○				
40			アカゲラ		+	C	B	C	C					

注1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成29年度生物リスト」(平成29年10月、河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。

注2) 表中の番号・記号は表3-4に対応する。

表3-20 注目すべき動物種(3/7)【鳥類】

No.	目名	科名	種名	仙台市における保全上重要な種							レッドデータ等		
				学術上重要な種	減少種					環境指標種	国RL	県RL	天記・種保存法
					山地	地・田園	西部丘陵	市街地	東部田園				
41	スズメ	ヒバリ	ヒバリ			C	B	C	C	○			
42		ツバメ	ツバメ			C	C	C		○			
43		セキレイ	キセキレイ	1,4	+	C	C	C		○			
44			セグロセキレイ	4	C	C	C	C		○			
45		サンショウクイ	サンショウクイ		C	C	B	C	C		VU	VU	
46		モズ	チゴモズ	1,4		B	B	B			CR	CR+EN	
47			モズ	1	+	C	B	C	C	○			
48			アカモズ	1,4		B	B	B	B		EN	CR+EN	
49		カワガラス	カワガラス		+	C	B			○			
50		ツグミ	コルリ	1,4	+	C	B	C	C	○			
51			ルリビタキ		+	C	C	C	C				
52			トラツグミ		+	C	B	C	C	○			
53			クロツグミ	1,4	+	C	B	C	C	○			
54			シロハラ		+	C	B			○			
55		ウグイス	ウグイス	1,4	+	+	C	C	C	○			
56			コヨシキリ	1,4		C	A	C	C	○			
57			オオヨシキリ	1,4		C	B	C	C	○			
58			センダイムシクイ		+	C	B			○			
59			セッカ	1,4		C	B	C	C	○			
60	ヒタキ	キビタキ		+	C	B			○				
61		オオルリ	1,4	+	C	C	C	C	○				
62		コサメビタキ				B			○				
63	カササギヒタキ	サンコウチョウ	1		C	B			○				
64	ゴジュウカラ	ゴジュウカラ		+		B			○				
65	ホオジロ	ホオジロ		+	+	B	C	C	○				
66		ホオアカ		B	C	A	C	B	○				
67		ノジコ	1,4	C	C	B				NT	要		
68		アオジ		C	C	C	C	C					
	13 目	27 科	68 種	48	40	61	64	53	44	42	22	27	4

注1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成29年度生物リスト」(平成29年10月、河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。

注2) 表中の番号・記号は表3-4に対応する。

表3-21 注目すべき動物種(4/7)【爬虫類・両生類】

【爬虫類】

No.	目名	科名	種名	仙台市における保全上重要な種						レッドデータ等				
				学術上重要な種	減少種					環境指標種	国RL	県RL	天記・種保存法	
					山地	地・田園	西部丘陵	市街地	東部田園					海浜
1	有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ	1		C	A			○				
2		カナヘビ	ニホンカナヘビ		+	+	C	C		○				
3		タカチホヘビ	タカチホヘビ	1			A					DD		
4		ナミヘビ	アオダイショウ			+	+	B	C	C	○			
5			ジムグリ			+	+	B	C	C	○			
6			シロマダラ		1	C	C						DD	
7			ヒバカリ			C	C	C	C	B	○			
8			ヤマカガシ					+	A	C		○		
9		クサリヘビ	ニホンマムシ			C	C	A	C					
1目				3	6	8	8	6	3	6	0	2	0	

【両生類】

No.	目名	科名	種名	仙台市における保全上重要な種						レッドデータ等			
				学術上重要な種	減少種					環境指標種	国RL	県RL	天記・種保存法
					山地	地・田園	西部丘陵	市街地	東部田園				
1	有尾	サンショウウオ	トウホクサンショウウオ	4	+	C	B	/	/	○	NT	NT	
2			クロサンショウウオ		+	C	A	/	/	○	NT	LP	
3			キタオウシュウサンショウウオ	2	+	C	/	/	/	○		NT	
4		イモリ	アカハライモリ		+	C	A	C	/	○	NT	LP	
5	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル		+	C	B	C	/				
6		アマガエル	ニホンアマガエル		+	+	+	+	+	○			
7		アカガエル	タゴガエル			+	C	A	/	/			
8			ニホンアカガエル			+	+	A	C	/			
9			トウキョウダルマガエル			C	C	A	C	/	○	NT	NT
10			ツチガエル			+	C	A		/	○		NT
11		アオガエル	シュレーゲルアオガエル			+	+	B	C	/	○		
12			モリアオガエル			+	B	/	/	/	○		
13			カジカガエル			+	+	B	/	/	○		
2目				2	13	13	13	12	13	10	4	6	0

注1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成29年度生物リスト」(平成29年10月、河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。

注2) 表中の番号・記号は表3-4に対応する。

表3-22 注目すべき動物種(5/7)【魚類】

No.	目名	科名	種名	仙台市における保全上重要な種							レッドデータ等			
				学術上重要種	減少種					環境指標種	国RL	県RL	天記・種保存法	
					山地	地・田園	西部丘陵	市街地	東部田園					海浜
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類	1	C	B	C	C	/		VU	NT		
2	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ	1		B	B	C	C	○	EN	NT		
3	コイ	コイ	キンブナ		+	+	C	C			VU	NT		
4			タナゴ		EX	EX	EX	EX	EX		EN	CR+EN		
5			アカヒレタビラ		EX	EX	EX	EX	EX		EN	CR+EN		
6			ゼニタナゴ		EW	EW	EW	EW	EW		CR	CR+EN		
7			ウグイ		+	+	+	+	+	○				
8			ドジョウ	ホトケドジョウ	1	+	+	C	C	/	○	EN	NT	
9			ナマズ	ギギ	ギバチ	1		+	+	C	/		VU	NT
10	サケ	アユ	アユ		/	+	+	+	C	○				
11		サケ	ニッコウイワナ		+	B	/	/	/		DD			
12		サクラマス	1	+		C	C	C	○	NT	NT			
13		サクラマス(ヤマメ)		+	+	+	+	/	○	NT				
14	ダツ	メダカ	ミナミメダカ	1		A	A	C	C	○	VU	NT		
15	カサゴ	カジカ	カジカ		+	+	B	/	/	○	NT			
16	スズキ	ハゼ	スミウキゴリ	1	/	/	+	+	+		LP			
8目				11	16	16	16	16	16	10	14	10	0	

注1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成29年度生物リスト」(平成29年10月、河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。

注2) 表中の番号・記号は表3-4に対応する。

表3-23 注目すべき動物種(6/7) 【昆虫類】

No.	目名	科名	種名	仙台市における保全上重要な種							レッドデータ等			
				学術上重要な種	減少種					環境指標種	国RL	県RL	天記・種保存法	
					山地	地西部丘陵・田園	市街地	東部田園	海浜					
1	トンボ(蜻蛉)	イトトンボ	ヒヌマイイトトンボ	1,2	EX	EX	EX	EX	EX		EN	CR+EN		
2		ムカシトンボ	ムカシトンボ	1,4	+	+	/	/	/	○				
3		ヤンマ	カトリヤンマ	1		B		B				CR+EN		
4		サナエトンボ	ウチワヤンマ	1		C	B	C						
5			ナゴヤサナエ	1,2			C				VU	CR+EN		
6		ムカシヤンマ	ムカシヤンマ	1,4		C				○				
7		エゾトンボ	オオトラフトンボ	1	C	C						VU		
8		トンボ	ハッチョウトンボ	ハッチョウトンボ	1		B	A			○		VU	
9			コノシメトンボ	コノシメトンボ	1		A						CR+EN	
10			キトンボ	キトンボ	1		A	A					VU	
11			ナツアカネ	ナツアカネ			C		C		○			
12			マユタテアカネ	マユタテアカネ			C		C		○			
13			アキアカネ	アキアカネ			C		C		○			
14			ノシメトンボ	ノシメトンボ			C		C		○			
15			マイコアカネ	マイコアカネ			C		C		○			
16			ヒメアカネ	ヒメアカネ	1		B	A					CR+EN	
17	バッタ(直翅)		マツムシ	スズムシ	1		B	A	B					
18		バッタ	カワラバッタ	1			B	B		○		NT		
19	カメムシ(半翅)	セミ	エゾゼミ			+	B			○				
20		コオイムシ	コオイムシ	1		B	A	A			NT	NT		
21		タガメ	タガメ	1		B	A	A		○	VU	CR+EN		
22	アミメカゲロウ(脈翅)	ツノトンボ	ツノトンボ	1		A						CR+EN		
23			キバネツノトンボ	キバネツノトンボ	1		B						VU	
24	チョウ(鱗翅)	セセリチョウ	ホシチャバネセセリ	1	C	B					EN	VU		
25			チャマダラセセリ	チャマダラセセリ	1	A	A					EN	CR+EN	
26		シジミチョウ	クロミドリシジミ	クロミドリシジミ	1		C							
27			クロシジミ	クロシジミ	1		A	A				EN	CR+EN	
28		タテハチョウ	オオウラギンヒョウモン	オオウラギンヒョウモン		EX	EX	EX	EX	EX		CR	EX	
29				ジャノメチョウ	ジャノメチョウ			C	C	C		○		
30				オオムラサキ	オオムラサキ	1		C	B	B		○	NT	
31	ギンボシヒョウモン本州亜種			ギンボシヒョウモン本州亜種	1	A	A						CR+EN	

注1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成29年度生物リスト」(平成29年10月、河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。

注2) 表中の番号・記号は表3-4に対応する。

表3-24 注目すべき動物種(7/7) 【昆虫類】

No.	目名	科名	種名	仙台市における保全上重要な種						レッドデータ等			
				学術上重要種	減少種					環境指標種	国RL	県RL	法 天記・種保存
					山地	地・田園 西部丘陵	市街地	東部田園	海浜				
32	チョウ(鱗翅)	アゲハチョウ	アオスジアゲハ	4			+	+		○			
33			ヒメギフチョウ 本州亜種	1	C	B	B			○	NT	NT	
34		シロチョウ	ヒメシロチョウ 北海道本州亜種		EX	EX	EX	EX	EX		EN	CR+EN	
35		スズメガ	ギンボシスズメ	1		A						CR+EN	
36		ドクガ	フタホシドクガ	1			C					NT	
37		ヤガ	コシロシタバ	1	A		A				NT	VU	
38			オガサワラヒゲ ヨトウ	1	B	B					EN	CR+EN	
39		コウチュウ(鞘翅)	オサムシ	ヤマトトックリ ゴミムシ	1		B						
40	ハンミョウ		ナミハンミョウ			B	B						
41	ゲンゴロウ		ゲンゴロウ	1			B	B			VU	NT	
42	クワガタムシ		ミヤマクワガタ			C	B			○			
43			ノコギリクワガタ			C	C	C		○			
44	タマムシ		タマムシ	1, 2		B	A	A				NT	
45	ホタル		ゲンジボタル	1		C	B	C		○		NT	
6目		26科	45種	33	11	39	27	22	4	18	14	27	0

注1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成29年度生物リスト」(平成29年10月、河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。

注2) 表中の番号・記号は表3-4に対応する。

(2) 保全上重要な動物の生息地の状況

動物生息地として重要な地域は表3-25及び図3-12に示すとおりである。対象事業計画地は動物生息地として重要な地域には含まれない。

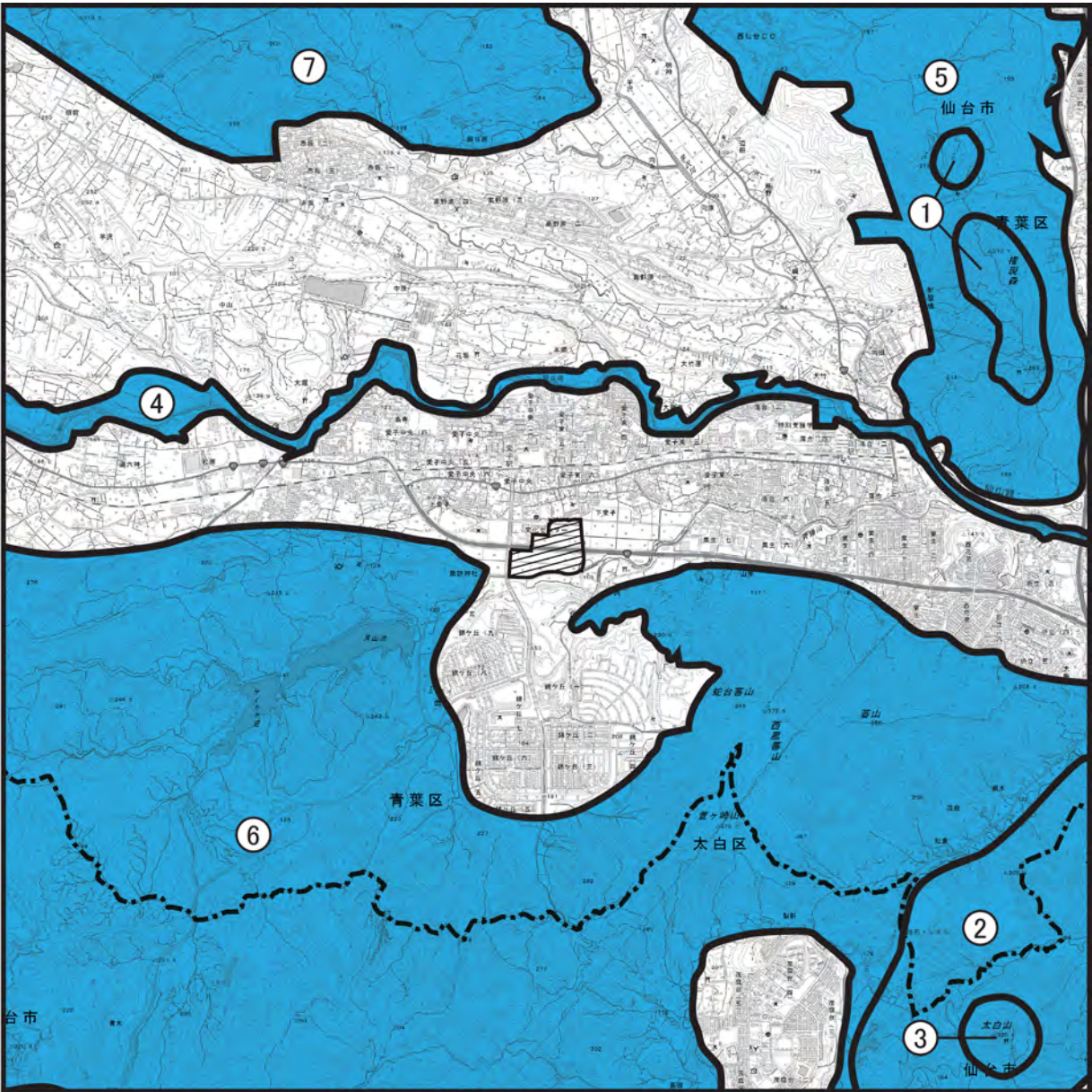
表3-25 動物生息地として重要な地域

番号	地域名	備考	判断理由*
①	権現森	権現森緑地環境保全地域。野生動植物のハビタットとして重要。貴重なチョウ類の生息地、ヒメギフチョウ、クマバチ等のヒルトッピング。	1, 4
②	太白山・佐保山・鉤取国有林一帯	太白山県立自然環境保全地域。野生動植物のハビタット、環境学習のフィールドとして重要。山から里までの鳥類が豊富。	2, 5, 6, 7
③	太白山一帯	太白山県立自然環境保全地域。野生動植物のハビタット、環境学習のフィールドとして重要。多様なチョウ類の生息、貴重なトンボ類の生息、各種チョウ類のヒルトッピング、3種のホタルの生息。	1, 2, 6, 7
④	広瀬川（中～下流域）	広瀬川の清流を守る条例の環境保全区域。野生動植物のハビタット、生態系回廊（生態系コリドー）として重要。中流部は森林性から草地、水辺の鳥まで豊富。下流部は、オジロワシ、オオタカ等の猛禽類やキジ類の草地性鳥類。アオジの生息及び繁殖。	2, 7, 8
⑤	奥羽山脈から大倉・芋沢丘陵地域への緑の回廊	市街地の中央部から北西にかけて位置する。野生動植物のハビタット、生態系回廊（生態系コリドー）として重要。植物及び動物の生物種の多様性を維持するための地域として保護する必要がある。	2, 8
⑥	奥羽山脈から青葉山丘陵地域への緑の回廊	市街地の南部に位置する。野生動植物のハビタット、生態系回廊（生態系コリドー）として重要。植物及び動物の生物種の多様性を維持するための地域として保護する必要がある。	2, 8
⑦	奥武士・大倉地区	市街地の西部に位置し、里地・里山植生が良好な状態で残されており、動植物のハビタットとして重要。水田やため池、山林、山地草原のススキ原等がモザイク状に分布する土地利用が維持され、トウホクサンショウウオやヒメギフチョウなどの希少な動物の生息が確認されるほか、豊かな里地里山生態系のシンボルであるサシバの生息も確認されている。環境省が全国で500箇所を選定する「生物多様性保全上重要な里地里山」にも選定されている。	6, 7


注1) 判断理由は表3-16に対応する。

注2) 番号は図3-12に対応する。


出典：「平成28年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成29年3月、仙台市）



凡例

 : 対象事業計画地

 : 区界

 : 動物生息地として重要な地域(①～⑦)

注) 図中の番号は、表3-25に対応する。

出典: 「平成28年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成29年3月、仙台市)

図3-12 動物生息地として重要な地域



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

3.5 景観

調査範囲における主要な自然的景観資源、文化的景観資源及び主要な眺望地点は、表3-26及び図3-13に示すとおりである。自然的景観資源としては、太白山、西風蕃山及び権現森等7箇所があり、文化的景観資源は、諏訪神社、宇那禰神社及び中原浄水場旧管理事務所等4箇所がある。眺望地点としては、太白山、西風蕃山及び権現森等6箇所がある。なお、対象事業計画地は自然的景観資源である落合・愛子・白沢広瀬川畔内に位置している。

表3-26 主要な自然的・文化的景観資源及び主要な眺望地点

番号	名称	景観資源		眺望地点	文献			④
		自然的景観資源	文化的景観資源		①	②	③	
1	太白山	○		○	○			
2	西風蕃山（蕃山）	○		○	○	○		
3	権現森	○		○	○	○		
4	岩傘山	○		○	○			
5	諏訪神社		○	○			○	
6	錦ヶ丘九丁目公園			○				○
7	仙台市白沢・広瀬川中流付近	○			○			
8	落合・愛子・白沢広瀬川畔	○			○			
9	サイカチ沼周辺	○				○		
10	宇那禰神社		○				○	
11	中原浄水場旧管理事務所		○				○	
12	菊地家住宅		○				○	

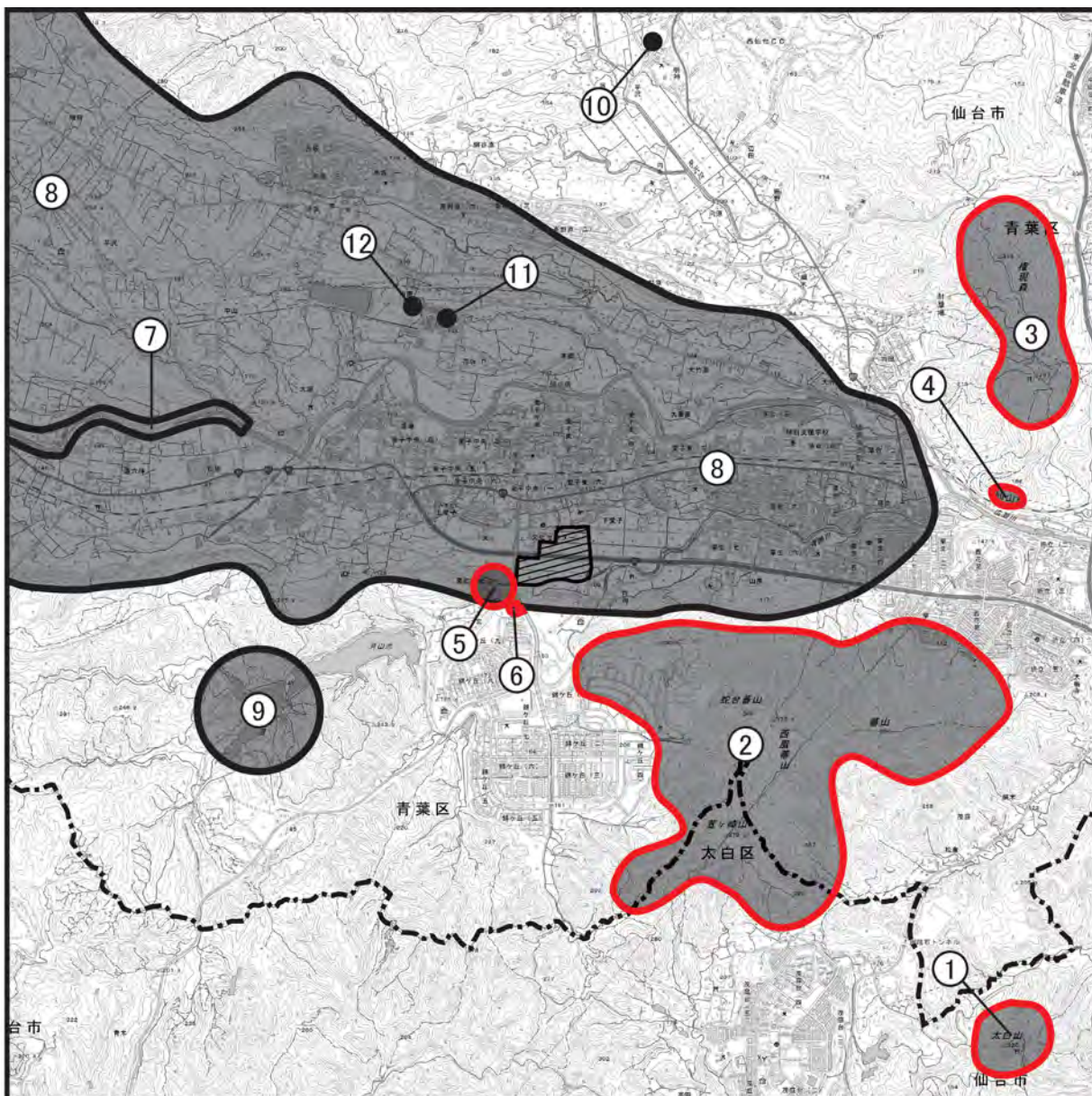
注) 番号は、図 3-13 に対応する。

出典：文献①：「平成 28 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（平成 29 年 3 月、仙台市）





文献②：「杜の都 わがまち緑の名所百選」（平成 30 年 7 月閲覧、仙台市ホームページ）

文献③：「仙台市の文化財一覧」（平成 30 年 4 月 1 日現在、仙台市ホームページ）

④：現地踏査



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 主要な景観資源(①～⑤、⑦～⑫)
-  : 主要な眺望地点(①～⑥)

注) 図中の番号は、表3-26に対応する。

出典: 「平成28年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成29年3月、仙台市)

「杜の都 わがまち緑の名所100選」(平成30年7月閲覧、仙台市ホームページ)

「仙台市の文化財一覧」(平成30年7月閲覧、仙台市ホームページ)

現地踏査

図3-13 主要な景観資源・眺望地点の位置



S=1:50,000

0 500 1000 2000m



3.6 自然との触れ合いの場

調査範囲における自然との触れ合いの場は、表3-27、表3-28及び図3-14に示すとおりである。

調査範囲には、都市公園が152箇所、都市計画公園が33箇所、緑地環境保全地域が2箇所、自然環境保全地域が1箇所、特別緑地保全地区が1箇所存在する。なお、対象事業計画地に自然との触れ合いの場は存在しない。

表3-27 自然との触れ合いの場 (1/2)

都市公園

公園番号	公園名称	公園番号	公園名称	公園番号	公園名称
1-H-1	河原田1号公園	1-H-72	松原北公園	1-H-118	錦ヶ丘八丁目公園*
1-H-2	小豆田1号公園	1-H-73	北内南公園	1-H-119	錦ヶ丘五丁目南公園
1-H-3	愛子団地1号公園	1-H-74	下愛子町2号公園	1-H-120	錦ヶ丘五丁目中公園
1-H-4	ニュー愛子団地公園	1-H-75	月橋公園	1-H-121	錦ヶ丘五丁目北公園
1-H-12	北原東公園	1-H-76	上愛子車西公園	1-H-122	栗生西部1号公園*
1-H-13	平治北公園	1-H-77	蛇台原公園	1-H-123	栗生西部3号公園*
1-H-14	蛇台原西公園	1-H-78	平治東公園	1-H-124	清水端公園
1-H-16	赤坂4号公園*	1-H-79	横町前公園	1-H-125	愛子東四丁目公園
1-H-27	赤坂1号公園*	1-H-80	下愛子下河原公園	1-H-126	愛子東三丁目公園
1-H-28	赤坂5号公園*	1-H-81	北原北公園	1-H-127	落合五丁目公園
1-H-29	赤坂2号公園*	1-H-82	錦ヶ丘九丁目2号公園	1-H-128	愛子中央五丁目公園
1-H-30	赤坂3号公園*	1-H-83	下愛子下原西公園	1-H-129	愛子東三丁目2号公園
1-H-36	平治南公園	1-H-84	蛇台原3号公園	1-H-130	落合五丁目2号公園
1-H-37	二本松公園	1-H-85	上愛子雷神西公園	1-H-131	高野原一丁目公園
1-H-39	栗生三丁目南公園*	1-H-86	蛇台原1号公園	1-H-132	月橋2号公園
1-H-42	赤坂6号公園*	1-H-87	街道3号公園	1-H-133	愛子中央一丁目公園
1-H-47	中山台四丁目公園	1-H-88	観音東公園	1-H-134	錦ヶ丘八丁目東公園
1-H-48	広瀬川前公園*	1-H-89	栗生一丁目南公園	1-H-135	錦ヶ丘八丁目西公園
1-H-49	栗生一丁目北公園*	1-H-90	栗生三丁目北公園*	1-H-136	北原道上南公園
1-H-50	栗生二丁目北公園*	1-H-91	栗生五丁目公園*	1-H-137	高野原二丁目公園*
1-H-51	栗生四丁目北公園*	1-H-92	下愛子町3号公園	1-H-138	錦ヶ丘三丁目公園
1-H-52	北原道上公園	1-H-93	下愛子町4号公園	1-H-139	錦ヶ丘九丁目公園
1-H-53	上原東公園	1-H-94	蛇台原4号公園	1-H-140	街道4号公園
1-H-54	勘太東公園	1-H-95	高野原三丁目公園*	1-H-141	上愛子車北公園
1-H-55	棟林西公園	1-H-96	落合三丁目公園	1-H-142	小豆田2号公園
1-H-56	北内公園	1-H-97	堀切公園	1-H-143	愛子グリーンタウン2号公園
1-H-57	松原西公園	1-H-98	屋敷前公園	1-H-144	河原田2号公園
1-H-58	北原道上東公園	1-H-99	北原南公園	1-H-145	勘太公園
1-H-59	棟林東公園	1-H-100	北原2号公園	1-H-146	北原公園
1-H-60	観音公園	1-H-102	上原公園	1-H-147	栗生二丁目南公園*
1-H-61	街道西公園	1-H-103	松原公園	1-H-149	愛子東四丁目東公園
1-H-62	街道東公園	1-H-106	栗生四丁目南公園*	1-H-151	栗生西部2号公園*
1-H-63	上愛子車公園	1-H-108	上原北公園	1-H-152	月橋3号公園
1-H-64	錦ヶ丘六丁目公園	1-H-110	高野原四丁目公園	1-H-154	蛇台原5号公園
1-H-66	上愛子雷神公園	1-H-111	愛子東五丁目公園	1-H-155	愛子東三丁目3号公園
1-H-67	下愛子町公園	1-H-112	愛子中央三丁目公園	1-H-156	愛子中央四丁目公園
1-H-68	下愛子下原公園	1-H-113	上遠野原公園	1-H-157	栗生西部4号公園*
1-H-69	下愛子下原南公園	1-H-114	北原道上北公園	1-H-158	街道5号公園
1-H-71	北原西公園	1-H-117	愛子東五丁目中公園		

注) 名称に「*」が記載されている公園は都市公園であり、かつ都市計画公園であることを示す。

出典：仙台市公園・緑地等配置図（平成29年4月1日現在、仙台市）

表3-28 自然との触れ合いの場 (2/2)

都市公園

公園番号	公園名称	公園番号	公園名称	公園番号	公園名称
1-A-57	折立1号公園	1-A-160	西花苑一丁目西公園	3-T-1	茂庭公園*
1-A-58	折立2号公園	1-T-167	茂庭台二丁目南公園*	11-A-7	西花苑緑地
1-A-59	折立3号公園	1-T-168	茂庭台三丁目南公園*	11-H-12	赤坂緑地
1-A-60	折立4号公園	1-T-169	茂庭台五丁目公園*	11-H-14	南吉成2号緑地
1-A-61	折立5号公園	1-T-184	茂庭台三丁目北公園*	11-H-20	栗生1号緑地
1-A-62	折立6号公園	1-T-193	茂庭台四丁目公園*	11-H-21	栗生2号緑地
1-A-64	折立七号公園	1-T-194	茂庭台一丁目公園*	11-H-26	中山台4号緑地
1-A-68	折立山東公園	1-T-201	茂庭台一丁目南公園*	11-H-27	錦ヶ丘西緑地
1-A-82	茂庭北中公園	1-T-202	茂庭台五丁目北公園*	11-H-29	高野原緑地
1-A-136	折立8号公園	2-A-3	西花苑公園	11-H-30	錦ヶ丘東緑地
1-A-137	折立9号公園	2-A-6	折立公園*	11-H-51	斉勝沼緑地
1-A-141	西花苑一丁目公園	2-H-4	錦ヶ丘中央公園*	12-H-1	錦ヶ丘六丁目緑道

緑地環境保全地域

番号	名称
A	蕃山・斉勝沼
B	権現森

自然環境保全地域

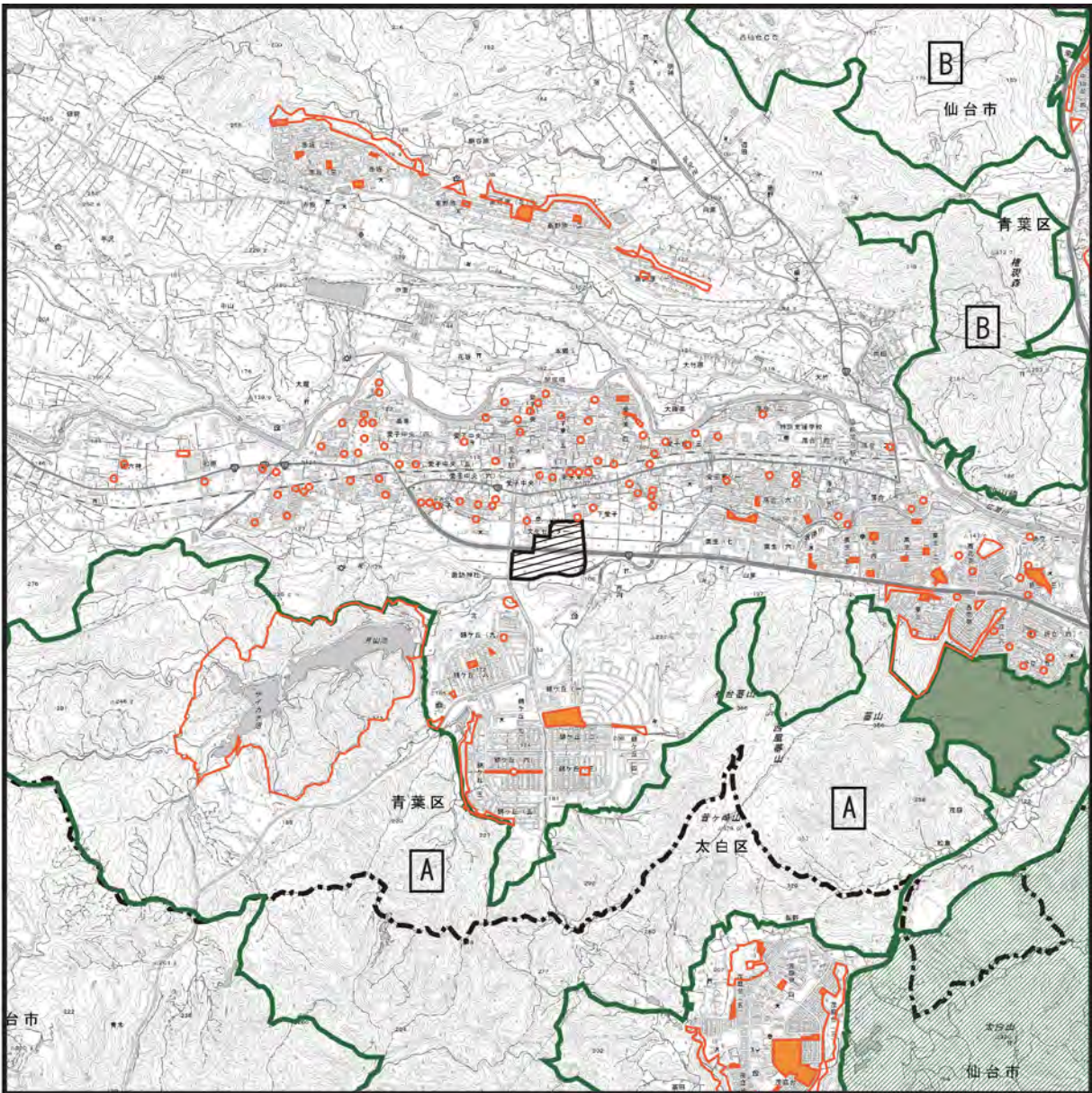
名称
太白山

特別緑地保全地区








地区名
蕃山特別緑地保全地区

注) 名称に「*」が記載されている公園は都市公園であり、かつ都市計画公園であることを示す。

出典：仙台市公園・緑地等配置図（平成29年4月1日現在、仙台市）

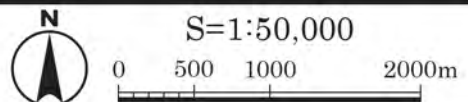


凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 緑地環境保全地域 (A~B)
-  : 自然環境保全地域
-  : 特別緑地保全地区
-  : 都市計画公園
-  : 都市公園

出典:「仙台市公園・緑地等配置図」(平成29年4月1日現在、仙台市)

図3-14 自然との触れ合いの場の分布



3.7 文化財

(1) 指定文化財等の状況

調査範囲における指定文化財等の分布状況は、表3-29～表3-32及び図3-15に示すとおりである。

調査範囲には、国指定文化財が1件、県指定文化財が1件、市指定文化財が9件、国登録文化財が5件存在する。

なお、対象事業計画地内に指定文化財・登録文化財は存在しない。

表3-29 指定文化財の状況(国指定文化財)

番号	種別区分	名称	員数	所在地	指定年月日
1	有形文化財	仙台藩天文学器機	4基	青葉区錦ヶ丘九丁目 29-32	H24.9.6

注) 番号は、図3-15に対応する。

出典：「仙台市の文化財一覧」(平成30年4月1日現在、仙台市ホームページ)

表3-30 指定文化財の状況(県指定文化財)

番号	種別区分	名称	員数	所在地	指定年月日
2	有形文化財	諏訪神社本殿 附 棟札12枚	1棟	青葉区上愛子字宮下40	S38.7.2

注) 番号は、図3-15に対応する。

出典：「仙台市の文化財一覧」(平成30年4月1日現在、仙台市ホームページ)

表3-31 指定文化財の状況(市指定文化財)

番号	種別区分	名称	員数	所在地	指定年月日
3	有形文化財	宇那禰神社本殿 附 棟札5枚	1棟	青葉区芋沢字明神12	S47.12.27
4	有形文化財	木造釈迦如来立像	1軀	青葉区茂庭字綱木裏山4	H2.3.19
5	有形文化財	木造毘沙門天立像	1軀	青葉区茂庭字綱木裏山4	H2.3.19
6	有形文化財	木造雲居希膺坐像	1軀	青葉区茂庭字綱木裏山4	H9.3.25
7	有形文化財	雲居禅師墨跡三幅対	3幅	青葉区茂庭字綱木裏山4	S51.7.1
8	有形文化財	大梅寺所蔵文書 (慈悲尾山寺関連文書)	1巻	青葉区茂庭字綱木裏山4	H15.3.25
9	記念物	西館跡	-	青葉区下愛子	S50.12.11
10	記念物	大梅寺のヒヨクヒ	1本	青葉区茂庭字綱木裏山4	S52.3.1
11	記念物	簪桜	3本	青葉区愛子中央	S61.5.30

注) 番号は、図3-15に対応する。

出典：「仙台市の文化財一覧」(平成30年4月1日現在、仙台市ホームページ)

表3-32 指定文化財の状況(国登録文化財)

番号	種別区分	名称	員数	所在地	指定年月日
12	有形文化財	中原浄水場旧管理事務所	1棟	青葉区芋沢字中原 24 地先	H11. 7. 19
13	有形文化財	菊地家住宅主屋	1棟	青葉区芋沢	H12. 5. 25
14	有形文化財	菊地家住宅隠居所	1棟	青葉区芋沢	H12. 5. 25
15	有形文化財	菊地家住宅板倉	1棟	青葉区芋沢	H12. 5. 25
16	有形文化財	菊地家住宅土蔵	1棟	青葉区芋沢	H12. 5. 25

注) 番号は、図 3-15 に対応する。

出典：「仙台市の文化財一覧」(平成 30 年 4 月 1 日現在、仙台市ホームページ)

(2) 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)

調査範囲における埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況は、表3-33及び図3-16に示すとおりである。

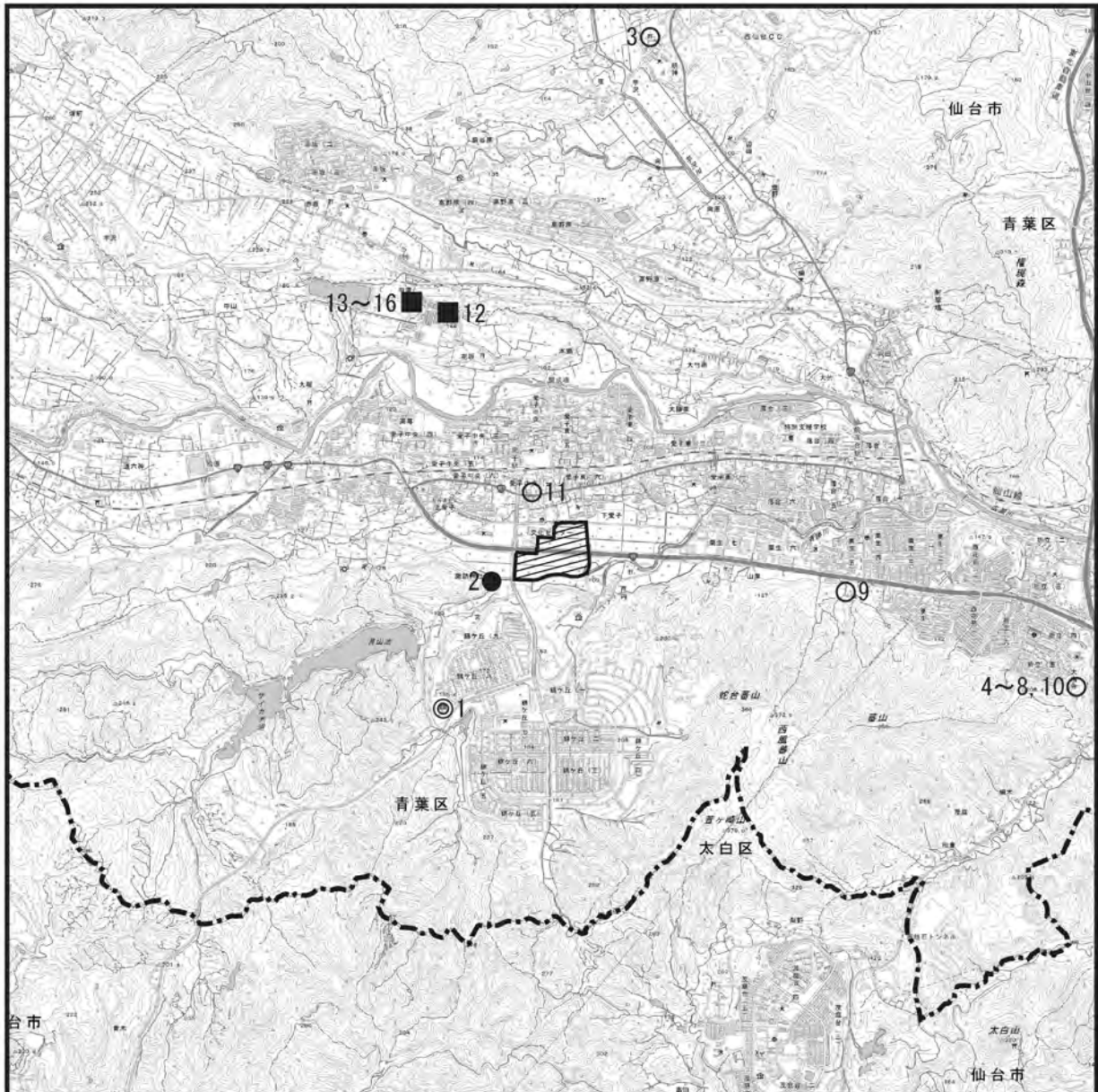
対象事業計画地には、埋蔵文化財包蔵地(遺跡)が1箇所(観音堂遺跡)存在する。

表3-33 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況


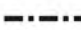




番号	名称	所在地
1	蒲沢山遺跡	青葉区赤坂 2・3 丁目
2	北原街道 B 遺跡	青葉区上愛子字北原道上
3	平治遺跡	青葉区上愛子字平治
4	御殿館跡	青葉区上愛子字塩柄・宮下・神明・月見
5	観音堂遺跡	青葉区下愛子字観音堂
6	芦見遺跡	青葉区錦ヶ丘 6・7 丁目
7	谷津 A 遺跡	青葉区錦ヶ丘 9 丁目
8	想海塚	青葉区下愛子字勘太 1 番地
9	一本杉遺跡	青葉区落合 2 丁目、4 丁目
10	西館跡	青葉区下愛子字館
11	梨野 A 遺跡	太白区茂庭台 3 丁目ほか
12	沼原 B 遺跡	太白区茂庭台 2 丁目

注) 番号は、図 3-16 に対応する。

出典：「仙台市の遺跡」(平成 30 年 7 月閲覧、仙台市ホームページ)

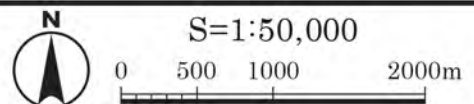


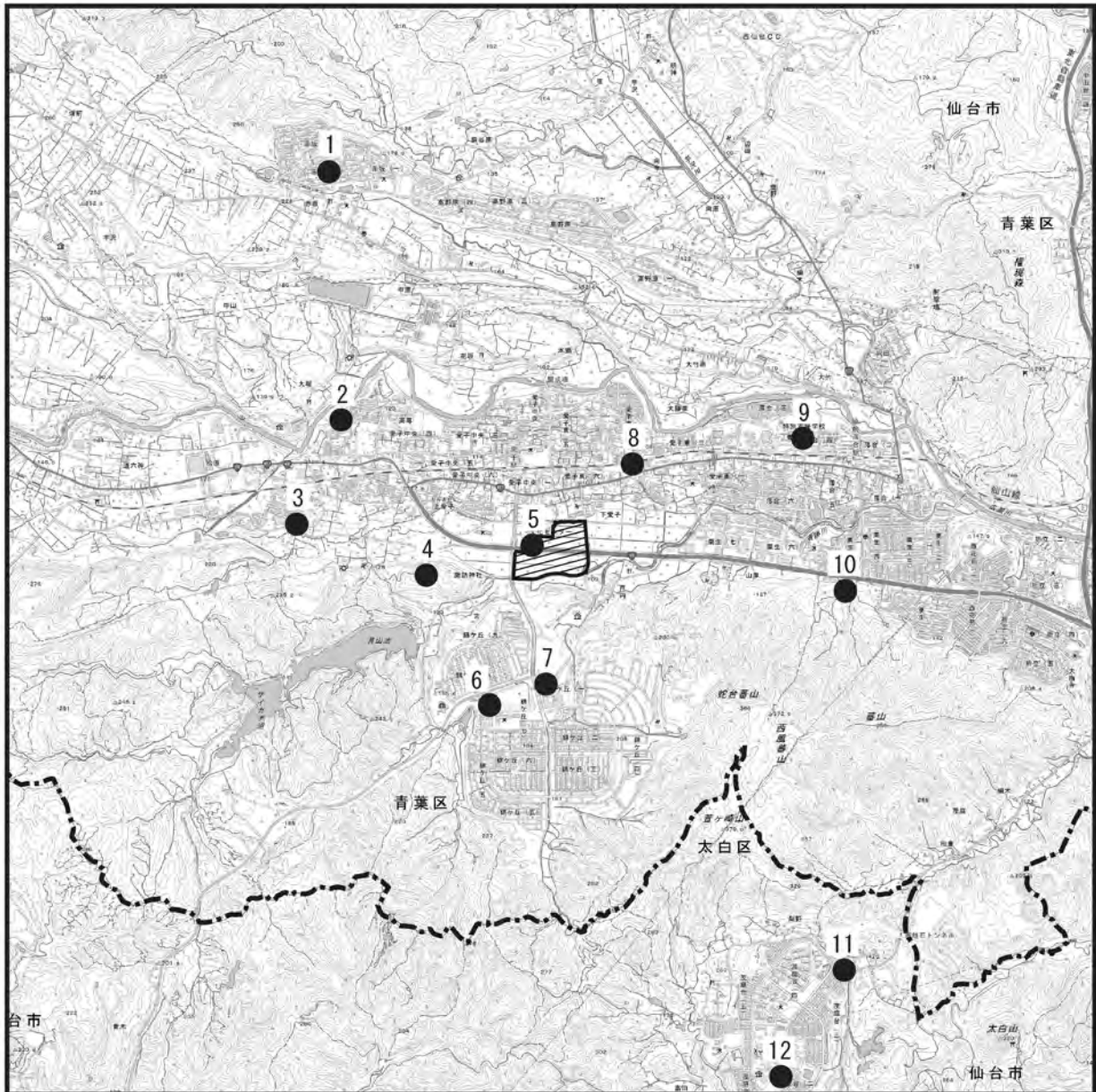
凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 国指定文化財(1)
-  : 県指定文化財(2)
-  : 市指定文化財(3~11)
-  : 国登録文化財(12~16)




注) 図中の番号は、表3-29～表3-32に対応する。
 出典: 「仙台市の文化財一覧」(平成30年4月1日現在、仙台市HP)

図3-15 指定文化財の分布状況



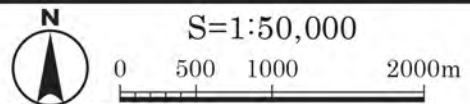


凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)(1~12)

注) 図中の番号は、表3-33に対応する。
 出典: 「仙台市の遺跡」(平成30年7月閲覧、仙台市ホームページ)

図3-16 埋蔵文化財包蔵置(遺跡)の分布状況



3.8. その他の指定状況

(1) 用途地域の指定状況

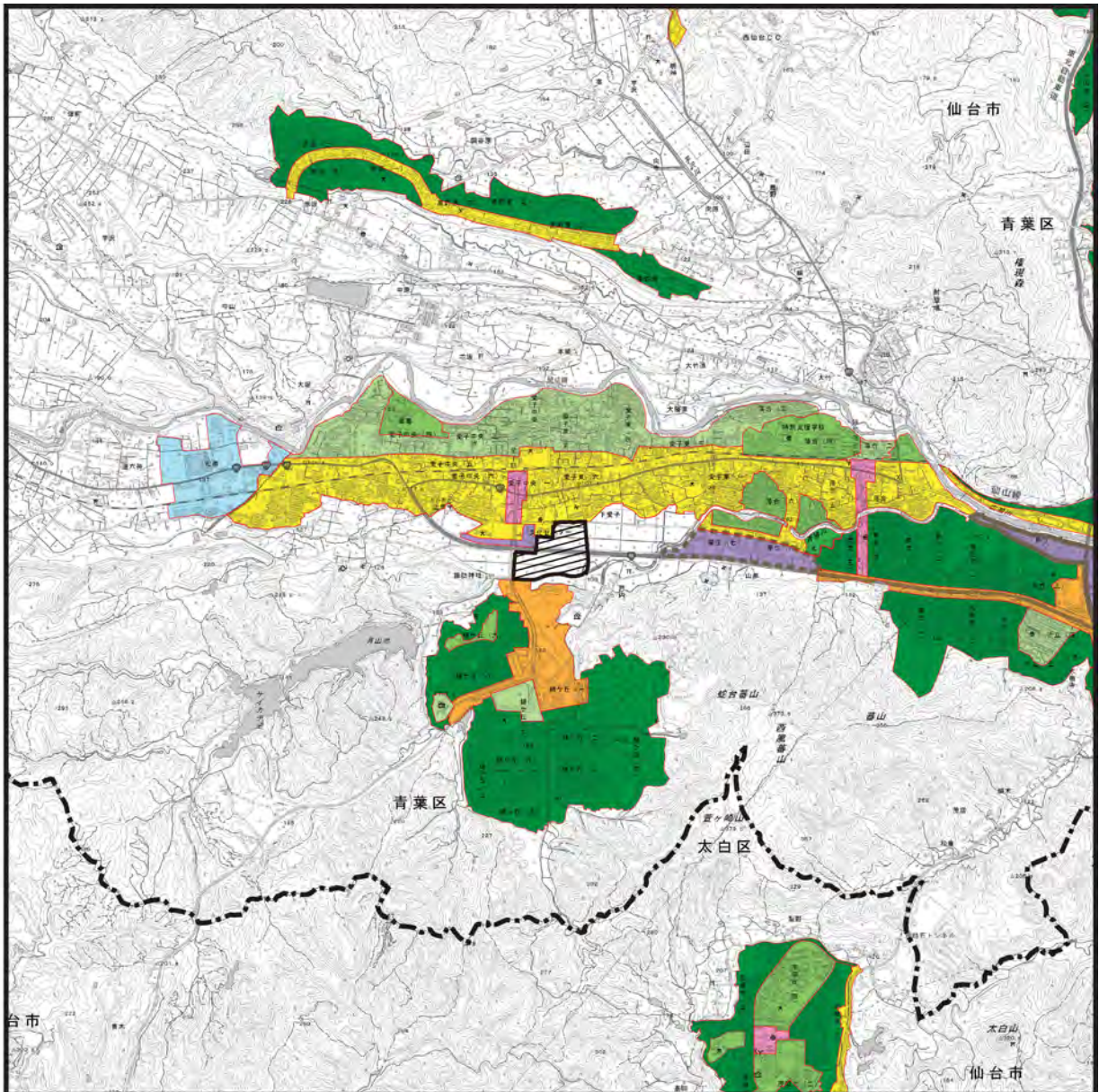
調査範囲における用途地域の設定状況は図3-17に示すとおりである。
対象事業計画地に用途地域の設定はない。

(2) 法令等に基づく指定・規制

調査範囲における関連する主な関係法令は、表3-34に示すとおりである。

表3-34 本計画地に関する関係法令の指定、規制等

関係法令	指定状況及び規制基準の内容	参照図表
仙台市環境基本条例	環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めている。	-
仙台市環境影響評価条例	環境影響評価及び事後調査に関する手続き等を定めることにより、環境の保全及び創造の見地から適正な配慮がなされることを期し、現在及び将来の世代の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的としている。	-
森林法	森林計画、保安林その他森林に関する基本的条項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的としている。	図 3-20
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要な事項を定めている。	図 3-17
文化財保護法	文化財を保護し、かつその活用を図り、もって国民の文化的向上に資することを目的とし、重要文化財の指定、史跡、名勝、天然記念物の指定等が定められている。	図 3-15
自然環境保全条例	自然環境の適正な保全を総合的に推進するとともに、県土の無秩序な開発を防止し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。	図 3-14
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護事業を実施し、狩猟を適正化することにより鳥獣の保護、繁殖、有害鳥獣の駆除及び危険の防止を図り、生活環境の改善及び農林水産業の振興に資することを目的としている。	図 3-19
砂防法	豪雨時における山崩れ、河床の浸食等の減少に伴う不安定な土砂の発生及びその流出による土砂災害を防止することによって、望ましい環境の確保と河川の治水、利水等の機能の保全を図ることを目的としている。	図 3-6
地すべり等防止法	地すべり及びびた山の崩壊による被害を除去し、又は軽減するため、地すべり及びびた山の崩壊を防止し、国土の保全と民生の安定に資することを目的としている。	図 3-6
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止し、その崩壊に対して警戒避難体制を整備する等の措置を講じ、民生の安定と国土の保全とに資することを目的としている。	図 3-6
景観法	良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的としている。	-
広瀬川の清流を守る条例	広瀬川の清流を守るため市長、事業者及び市民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、自然的環境の保全等に関し必要な事項を定めている。	図 3-18
杜の都の環境をつくる条例	杜の都の環境を作るため市長、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、緑化の推進、緑地の保全等に関し必要な事項を定めている。	-
杜の都の風土を育む景観条例	杜の都の風土を育む調和のとれた魅力的な景観の形成に関し、施策の基本となる事項その他必要な事項を定めている。景観形成に影響を及ぼす大規模建築物等の建築に関する指針を定めている。この条例に基づき、平成 17 年 10 月 1 日に宮城野通地区が「宮城野通景観形成地区」に指定されている。	-
屋外広告物条例	屋外広告物に関し、良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的に、屋外広告物が適正に掲出されるよう、屋外広告物のルールを定めている。	-
仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	地区計画の区域内の建築物に関する制限を定めることにより、適切かつ合理的な土地利用を図り、良好な都市環境を確保することに関する必要な事項を定めている。	-



凡例

: 対象事業計画地

: 区界

: 準工業地域

: 工業地域

用途地域

: 第一種低層住居専用地域

: 第一種中高層住居専用地域

: 第二種中高層住居専用地域

: 第一種住居地域

: 第二種住居地域

: 近隣商業地域

特別用途地域

: 第二種特別業務地区(準工業地域)

: 大規模集客施設制限地区(準工業地域)

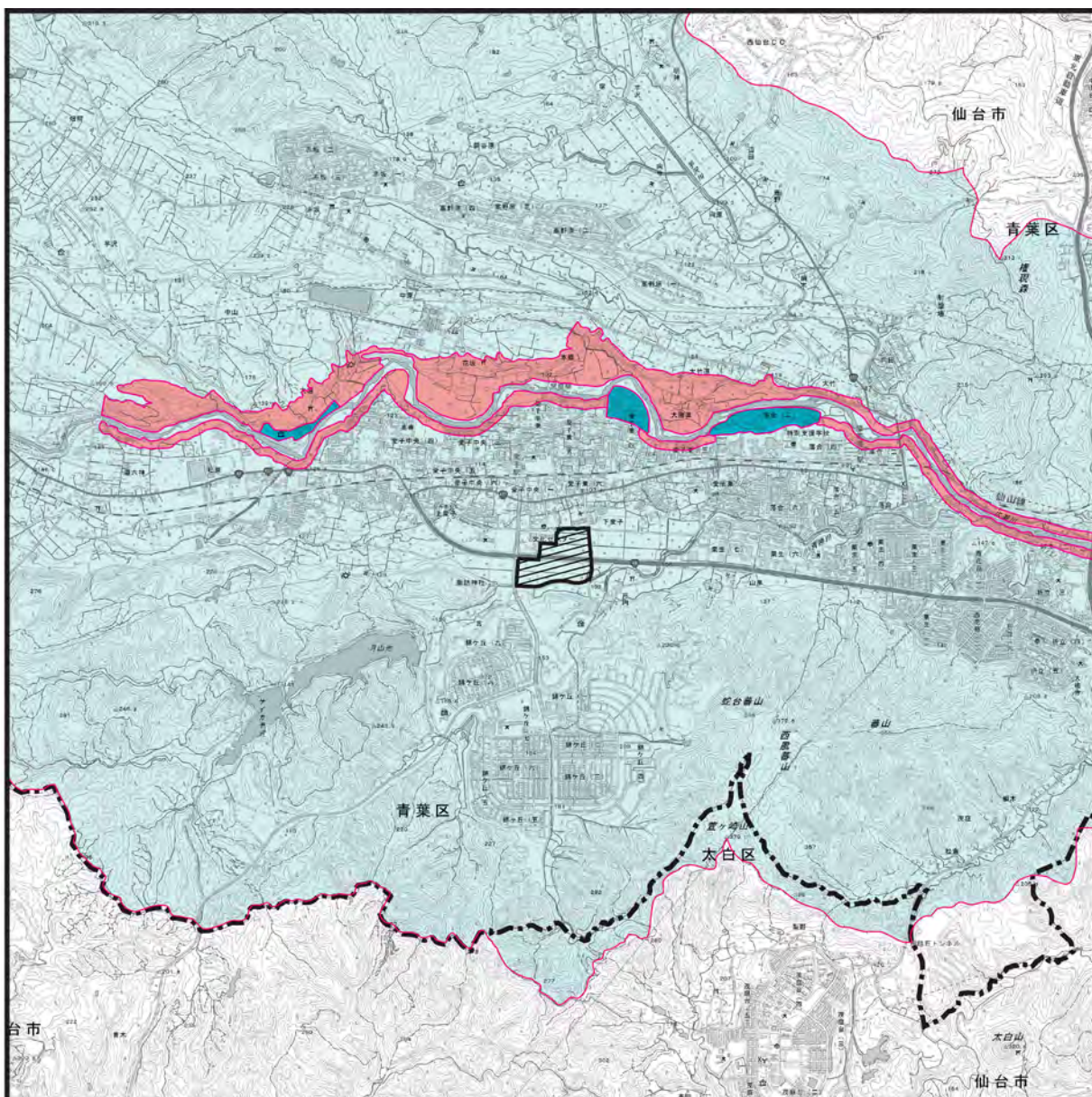
出典:「仙台市都市計画総括図」(平成30年3月末現在、仙台市)

図3-17 用途地域図




S=1:50,000

0 500 1000 2000m




凡例


 : 対象事業計画地

 : 区界


広瀬川の清流を守る条例

環境保全区域

 : 第一種環境保全区域

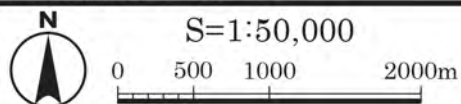
 : 第二種環境保全区域

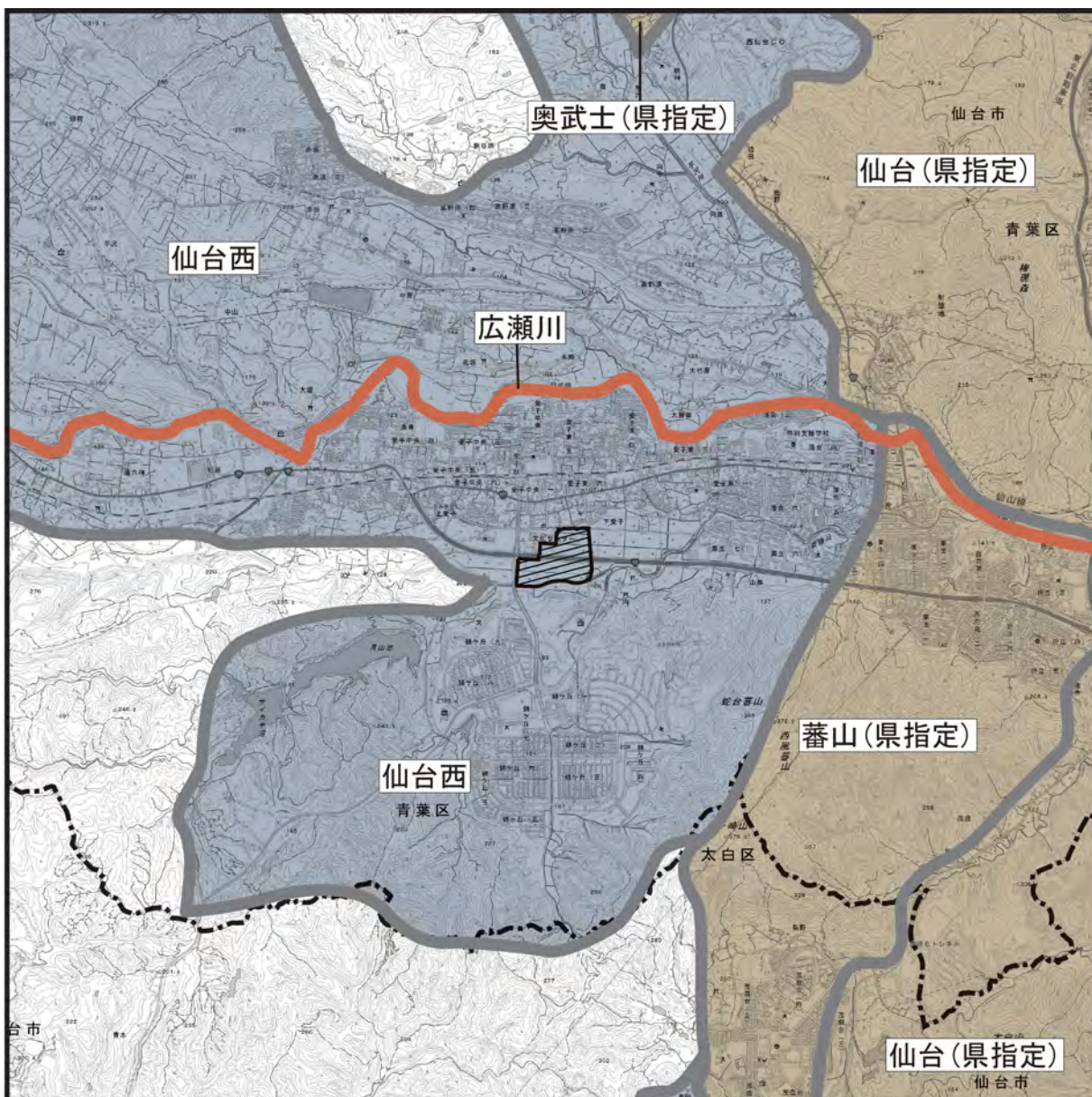
水質保全区域

 : 水質保全区域




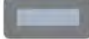

出典:「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」(平成30年7月閲覧、仙台市ホームページ)

図3-18 広瀬川の清流を守る条例の指定状況



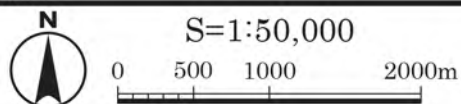


凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 指定猟法禁止区域(鉛製散弾)
-  : 特定猟具使用禁止区域(銃)
-  : 鳥獣保護区


出典:「平成28年度 宮城県鳥獣保護区等位置図」(平成28年10月、宮城県)

図3-19 鳥獣保護区の指定状況






凡例

 : 対象事業計画地

 : 区界

 : 保安林

出典:「森林情報提供システム」(平成30年7月閲覧、宮城県ホームページ)

図3-20 保安林の指定状況



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

(3) 行政計画・方法等

1) 仙台市総合計画

仙台市総合計画の“基本構想”においては、21世紀半ばに向けて仙台がめざす都市の姿を示している。計画期間は平成23年度(2011年度)から32年度(2020年度)までの10年間である。基本構想に掲げる都市像の実現をめざし、「誰もが心豊かに暮らし続けることができる都市、『ひとが輝く杜の都・仙台』」をめざすという理念のもと、都市個性に対応した「未来を育み創造する学びの都」「支え合う健やかな共生の都」「自然と調和し持続可能な潤いの都」「東北を支え広く交流する活力の都」の4つの都市像が掲げられている。

また、区別、区内の圏域ごとに施策の基本方向が示されている。対象事業計画地は、図3-21に示すとおり、青葉区の愛子および周辺地域に位置する。対象事業計画地が位置する青葉区及び愛子および周地域の主な施策の基本方向は表3-35に示すとおりである。



出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」(平成23年5月、仙台市)

図3-21 青葉区の地域区分図

表3-35 主な施策の基本方向(区別計画：青葉区・愛子および周辺地域)

○青葉区の主な施策の基本方向

「交流と活力にあふれ未来に歩み続けるまち」をめざして

- ・都市機能等の充実・強化
- ・まちの賑わい・魅力の拡充

「みんなで支え合い共に元気に暮らせるまち」をめざして

- ・誰もがいきいきと暮らせるまちの実現
- ・子どもたちが元気に育つ環境づくりの推進

「地域がひとつになって安全・安心を築いていくまち」をめざして

- ・災害に強い、安全・安心のまちづくりの推進

「杜の都の誇りを次代につなぎ高めていくまち」をめざして

- ・自然環境・歴史文化・景観等の保全・継承

<<まちづくりの推進力>>

杜の都・仙台として、市民、地域やまちなどに広く受け継がれてきた風土や文化などを育み生かしながら、市民協働により、青葉区の特徴を踏まえたまちづくりを進めていく。

- ・地域の特性に応じたまちづくりの推進
- ・高齢者の知識や経験を生かしたまちづくりの推進
- ・若者の力を生かしたまちづくりの推進

○愛子および周辺地域の主な施策の基本方向

- ・交通の利便性に優れ都心に近い地域にあるという利点を生かし、周囲の自然や景観などとの調和のとれた良好な住環境を有する地域としてまちづくりを進める。
- ・児童館といった地域における子どもの活動拠点や学校教育施設の環境整備など、各種の基盤の適切な維持・管理や整備を図る。
- ・新旧住民間も含めた地域の交流の場づくりなど、良好な地域コミュニティの形成を促進する。また、親子の交流の場の提供、子育て相談機能の充実、さらには子どもに対する交通安全対策の推進など、子育て環境づくりの推進を図る。

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020」(平成 23 年 5 月、仙台市)

2) 仙台市都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、仙台市の都市づくりの基本方向や施策展開の方向を明らかにするとともに、市民と行政が都市づくりの目標像等を共有し、関連する分野とも連携しながら、都市づくりを総合的に展開していくことを目的としている。計画期間は、仙台市基本構想に掲げた、21世紀半ばを展望した都市像の実現をめざし、仙台市基本計画の計画期間とあわせ、平成24年度から平成32年度までとしている。

21世紀半ばを展望した都市づくりの目標像は表3-36に示すとおりである。都市づくりの目標像を実現するため、今後めざす都市空間形成の基本方針は表3-37に示すとおりである。対象事業区域は「集落・里山・田園ゾーン」に位置する。

表3-36 都市づくりの目標像

目標像	杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市 ～活力を高め豊かさを享受できる魅力的で暮らしやすい安全・安心な都市づくり～
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機能集約型都市の形成を一層推進し、東北の中核都市にふさわしい都市機能の集積を誘導するとともに、地域特性を最大限生かした人口規模や地域の状況変化に応じた良好で暮らしやすい市街地の形成をめざします。 そして、豊かな自然環境と多様な生態系に調和した、機能集約型都市を未来につないでいきます。 ○ 世界と東北を繋ぐゲートウェイとして、人流・物流両面での総合的な交通ネットワークの一層の充実をめざします。 また、移動が便利で快適な鉄道を中心とした総合交通体系の構築をめざすとともに、過度な自動車利用から公共交通や自転車などの交通手段への転換を促し、低炭素型の都市構造の構築をめざします。 ○ 「新次元の防災・環境都市」を形成するため、減災を基本とする多重防御の構築やエネルギー対策など、環境施策の新しい展開に向けた取り組みなどを総合的に推進するとともに、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインを導入した都市づくりをめざします。 ○ 「杜の都」仙台の美しさと魅力をさらに高めるため、豊富な緑と水に包まれた潤いある市街地や、地球環境にやさしい低炭素型の都市空間、歴史や文化・伝統が薫る風格ある街並み空間の創出をめざします。 ○ 多様な地域活動や市民活動をさらに発展させ、さまざまな活動主体間や市民との連携体制を強化し、市民と行政の協働・連携による都市づくりを進めていきます。 また、公共サービスの提供や都市政策の課題解決において、新しい市民協働、市民参加の枠組みを創出し、新たな市民と行政のパートナーシップによる都市づくりに取り組んでいきます。

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成24年3月、仙台市）

表3-37 都市空間形成の基本方針

都市空間形成の基本的な考え方	
<p>○奥羽山脈から太平洋までの豊かな自然や里山、河川の豊富な水に支えられた田園が都市を囲んでいる都市構造を「杜の都」の資産として将来に継承するため、法令などにもとづいて自然環境の一層の保全を図るとともに、魅力ある「杜の都」を創造する。</p> <p>○社会経済情勢の変化や東日本大震災からの復旧・復興に的確に対応し、持続的な発展を支える活力と魅力あふれる都市の実現を目指す。</p> <p>⇒以上を実現するため、今後、市街地の拡大は抑制することを基本とし、土地利用と交通施策の一体的推進と、暮らしに関連する施策の連携により、都心、拠点、都市軸などへそれぞれの地域特性に応じた多様な都市機能を集約し、さらに郊外区域の暮らしを支える都市機能を維持・改善する取り組みによって、「機能集約型市街地形成と地域再生」の都市づくりを進める。</p>	
土地利用の基本方針	
自然環境保全ゾーン	豊かな生態系を支える地域であり、本市の自然特性が将来にわたって保持されるよう、自然環境を保全するとともに、被災した東部地域の自然環境を再生する。
集落・里山・田園ゾーン	<p>自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ多面的な価値を十分に認識しながら、農林業振興や地域活性化により集落の生活環境の維持・改善を図る。</p> <p>土地利用の転換は、公益上必要な施設や集落の生活環境を維持する施設などの周辺環境と調和したものを除き抑制する。</p> <p>里山地域は山地と市街地の緩衝帯として本市の生態系の連続性を支える地域であり、保全に努めるとともに、森林などの持続的な利活用、環境と調和した農林業の振興などを推進する。</p> <p>田園地域は、水田の持つ気候緩和機能や保水機能などを保全するとともに、被災した東部地域においては、生産基盤の強化などによる農地の再生と、被災した方の移転先として農地に配慮しながら安全な住まいを確保する。</p>
市街地ゾーン	<p>市街地ゾーンについては、「鉄道沿線区域」、「工業・流通・研究区域」、「郊外区域」の3つに区分し、それぞれの地域特性に応じた土地利用を進める。</p> <p>豊かな都市環境や歴史的・文化的資産などを生かし、環境負荷にも配慮しながら活力があり魅力的な市街地空間を形成する。</p>
鉄道沿線区域	<p>交通便利性や地域の中心としての機能を生かした生活環境の充実を図るとともに、居住機能の一層の集積を図る。</p> <p>また、被災者の安全な住まいの確保に向けて、鉄道沿線区域への移転を推進する。</p>
工業・流通・研究区域	<p>それぞれの機能のさらなる集積と国際的・広域的な産業機能や研究開発機能の一層の集積とともに、産業構造の変化に対応した地域産業機能を集積する。</p> <p>また、大震災への備えとしての防災機能を高めるため、都市全体としての流通・業務機能の強化を進める。</p>
郊外区域	<p>市民の暮らしを支える都市機能の維持・改善や、生活に必要な地域交通の確保など、良好な生活環境の形成を図る。</p> <p>特に、地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域については、土地利用、住宅、交通、福祉など様々な分野の連携を図りながら、市民と共に地域特性を生かした活力ある地域づくりによる地域再生を進める。</p> <p>また、丘陵地などの安全で安心な宅地の確保を進める。</p>
都心、拠点、都市軸形成の基本方針	
都心	<p>東北・仙台都市圏の交流拠点として活力を牽引し、商業・業務機能、国際交流機能、文化・芸術機能、居住機能など多様な機能と、利便性の高い交通環境が調和して相乗的に都市活力を生み出すよう、都心機能を強化・拡充する。</p> <p>また、都心に集積された都市機能や資源を復興を支える源泉としながら、東北・仙台都市圏を力強く牽引する。</p>
拠点	都心との機能分担や連携を図りながら、広域拠点および機能拠点を配置する。
広域拠点	泉中央地区及び長町地区に「広域拠点」を配置し、都市圏の活動を支え、生活拠点到びにふさわしい魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を進める。
機能拠点	仙台塩釜港周辺地区に「国際経済流通拠点」、青葉山周辺地区に「国際学術文化交流拠点」を配置し、都市としての持続的な発展を支える魅力的で個性ある都市機能の強化を進める。
都市軸	<p>東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を、十文字型の「都市軸」と位置づけ、駅を中心とした土地の高度利用や都市機能の集積を図る。</p> <p>また、被災者の安全な住まいの確保に向けて、「都市軸」への移転を推進する。</p>
東西都市軸	地下鉄東西線沿線の「東西都市軸」においては、西部の学術研究機能と、中心部の商業・業務機能、東部の産業機能など、多様な都市機能の集積と連携を図り、本市の持続的な発展を担う新たな創造と交流の基軸を形成する。
南北都市軸	都心と広域拠点などを結ぶ地下鉄南北線沿線の「南北都市軸」においては、都心や広域拠点との連携を強化しながら、地域特性を生かした都市機能の更新・強化を進める。

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成24年3月、仙台市）

3) 杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）

仙台市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向を定めた「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2011-2020(改定版)」(平成28年3月、仙台市)は、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間としており、表3-38に示すとおり、おおむね21世紀半ばを展望した目指すべき環境都市像と4つの分野別の環境都市像を掲げ、それらを実現するための具体的な目標と施策を示している(表3-39参照)。

なお、同プランは計画期間が10年間の長期に及ぶため、中間年にあたる平成27年度に中間評価が実施され、平成28年3月に計画の一部が改定されている。

また、対象事業区域は「西部丘陵地・田園地域」に位置し、環境への影響が生じるおそれがある事業について配慮すべき「開発事業等における段階別」の視点から、表3-40に示すとおり、環境配慮のための指針を示している。

表3-38 環境都市像

環境都市像	「杜」と生き、「人」が活きる都・仙台 －杜の恵みを未来につなぎ、「環」「輪」「和」の暮らしを楽しむまちへ－	
分野別の環境都市像	「低炭素都市」仙台	まち全体に省エネルギーの仕組みが備わった都市
	「資源循環都市」仙台	資源や物が大切に、また循環的に利活用されている都市
	「自然共生都市」仙台	自然や生態系が大切にされ、その恵みを享受できる都市
	「快適環境都市」仙台	市民の健康を保ち、快適さや地域の個性、魅力を体感できる都市

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020(改定版)」(平成 28 年 3 月、仙台市)

表3-39 環境施策の展開の方向

低炭素都市づくり	目標	平成 32 年度における市域の温室効果ガスの総排出量を平成 22 年度比で 0.8%以上削減する。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー効率の高い都市構造・都市空間をつくる ・環境負荷の小さい交通手段への転換を進める ・低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる ・気候変動によるリスクに備える ・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる
資源循環都市づくり	目標	平成 32 年度におけるごみの総量を 360,000t 以下とする。 平成 32 年度におけるリサイクル率を 35%以上とする。 平成 32 年度における燃やすごみの量を 305,000t 以下とする。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・資源を大事に使う ・資源のリサイクルを進める ・廃棄物の適正な処理を進める
自然共生都市づくり	目標	平成 32 年度におけるみどりの総量(指標：緑被率)について、現在の水準を維持・向上させる。 生態系の頂点に位置する猛禽類の生息環境を維持・向上させる。 身近な生きものの市民の認識度を現在よりも向上させる。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境を守り、継承する ・自然の恵みを享受し、調和のとれた働きかけをする ・生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める ・豊かな水環境を保つ
快適環境都市づくり	目標	大気や水、土壌などに関する環境基準(二酸化窒素についてはゾーン下限値)について、非達成の場合にはできる限り速やかに達成し、達成している場合にはより良好な状態を維持する。 平成 32 年度における市民の「環境に関する満足度」について、「満足している」と回答する人の割合を現在よりも向上させる。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ ・景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める
良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり	目標	平成 32 年度における、日常生活における環境配慮行動について、「常にしている」と回答する人の割合を現在よりも向上させる。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる ・環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える ・環境づくりを支える市民力を高める ・環境についての情報発信や交流・連携を進める

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020(改定版)」(平成 28 年 3 月、仙台市)

表3-40 土地利用における環境配慮の指針

西部丘陵地・田園地域	基本的な考え方	<p>本地域は、山地地域と市街地地域の間位置し、集落とそれを取り巻く二次林やそれらと混在する農地などからなる、里地里山と呼ばれる地域であり、人が自然との関わりを持つことで自然環境が保全・維持されてきた。丘陵地は、生態系の多様さや二酸化炭素の吸収・固定機能、持続的な資源・エネルギーの供給などのさまざまな機能を有する地域であり、開発事業等はできるだけ回避されることが望まれる。また、森林等の資源の持続的な利用によって、この地域の持つ機能を維持・向上できるようにしていくことが重要である。</p>
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の二酸化炭素の吸収・固定機能をはじめ、非常に優れた環境保全機能を有することから、保全に努める。 ・ 森林等の資源の持続的な利用や環境と調和した農林業の振興など、適切な維持管理と適度な資源の活用を推進する。 ・ 山地地域と市街地地域のバッファゾーン（緩衝帯）として、本市の生物多様性の連続性を支える重要地域であることから、その保全に努め、開発事業等を行う場合でも改変面積を最小化するとともに、損なわれた環境については代償措置を実施する。 ・ 希少な生物の生息・生育地や、特に市民に親しまれている植物群生地などについては、原則として保全を図る。 ・ 生態系の連続性を分断しないよう、野生生物の移動空間（緑の回廊）の確保や、人または自動車との交錯を回避するための移動経路の確保などに努める。 ・ 食料供給源となる広葉樹の植樹や、多様な生物が生息・生育できる空間の創造、適正に管理された里地里山で見られる植物の保全などに努める。 ・ 水田は気候の緩和機能や保水機能などを有するほか、身近な生物の生息環境の確保に貢献していることから、その保全に努め、市街地の拡大を抑制する。 ・ 未利用の有機性資源の堆肥化を進め、地域内での循環に努める。 ・ 環境にやさしい農業（土づくりと化学肥料・化学農薬の低減）等により、水田等の特徴的な生態系の維持に努める。 ・ 食料生産基地としての機能の向上を図るとともに、市民農園などを人と自然との交流の場として活用する。 ・ 澄んだ空気、清らかな水、静穏な音環境などの自然本来の環境を保ち、里地里山に代表されるような、地域に根ざした原風景の保全に努める。 ・ 市民の自然とのふれあいや、環境保全活動の機会の創出に努める。 ・ 生態系を保全する活動の担い手としての市民や NPO 等の積極的な参加、自発的な活動を促し、個性ある地域づくりに努める。

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020(改定版)」(平成 28 年 3 月、仙台市)

4) 仙台市みどりの基本計画

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、緑の都市像や施策について定めた総合的な計画である。

基本理念を『みんなで育む「百年の杜」』とし、計画期間は、平成24年度から平成32年度までとし、必要に応じて中間見直しを行うこととしている。

基本計画においては、区別に「みどりのまちづくりの方向性」を掲げるとともに、主な事業や取組を示している。対象事業計画地が位置する青葉区においては、表3-41に示すとおりであり、対象事業計画地近傍では(仮称)斎勝沼緑地整備がある。

また、特に重点的に緑化を進めるべき地区については、都市緑地法第4条の2に規定される「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区(緑化重点地区)」に指定し、みどりの保全と創出に関する事業を重点的かつ複数组み合わせながら実施するものとしている。

なお、対象事業計画地は特に重点的に緑化を進めるべき地区に該当しない。

表3-41 みどりのまちづくりの方向性と主な事業・取組(青葉区)

みどりのまちづくりの方向性	主な事業・取組
<ul style="list-style-type: none"> ○西部の森林から青葉山の丘陵に至る樹林地、広瀬川や大倉ダム湖などの自然環境を保全する。また、(仮称)斎勝沼緑地などの整備にあたっては、豊かな自然環境を生かした整備を行う。 ○市街地や市街地周辺に分布する樹林地については、特別緑地保全地区などの指定を検討する。 ○市街地中心部の街区公園などの身近な公園については、市民ニーズに応じた整備・再整備を進めるとともに、適正な機能の維持・改善に努めるなど、誰もが安全に安心して利用できるような管理を行う。 ○街路樹については、地域の実情に応じた適正な維持管理を進める。特に都心部では、定期的に樹木の健全度調査を実施し、街路樹の保全に努める。 ○都心部においては、公共施設や民有地の緑化を進める市街地のみどりの回廊づくり事業を進め、杜の都にふさわしいみどりあふれる都市景観を形成する。 ○広瀬川を囲む青葉山公園、西公園、経ヶ峯公園などにより一体的なエリアを形成し、都市の魅力を向上する。 ○保存緑地に指定されている北山、大崎八幡宮、東照宮などの社寺林や、保存樹木に指定されている名木・古木などの歴史的景観と調和したみどりを保全する。 ○被災を受けた都市公園の早期復旧に努めるとともに、災害時の一時的な避難場所ともなる身近な公園の整備や地域防災計画に指定されている広域避難場所、地域避難場所となる公園において防災機能の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○公園整備事業 青葉山公園整備、西公園再整備、経ヶ峯公園再整備、台原森林公園再整備、評定河原公園再整備、勾当台公園再整備、肴町公園再整備、(仮称)斎勝沼緑地整備、東北大学雨宮キャンパス跡地の有効利用の検討、区画整理地区内公園整備 ○緑化事業・取組 仙台都心部緑化重点地区内の緑化推進、青葉通再整備事業、道路緑化事業、花の修景事業 ○緑地保全事業・取組 特別緑地保全地区の指定、保存樹木・樹木の保全と活用 ○その他 広瀬川沿いの散策路整備、都市公園災害復旧事業

出典：「仙台市みどりの基本計画」(平成24年7月、仙台市)

5) 仙台市地球温暖化対策推進計画

仙台市地球温暖化対策推進計画は平成22年度末をもって計画期間満了し、平成23年3月11日の東日本大震災の影響により改定を見合わせていたものの、平成27年度に入り、日本の温室効果ガス削減目標や長期エネルギー需給見通しなど、計画を検討するにあたって必要な条件が明らかとなってきたことから、平成28年3月に改定された。

平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする仙台市地球温暖化対策推進計画では、表3-42に示すとおり、「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2011-2020(改定版)」(平成28年3月、仙台市)の個別計画として、温室効果ガスの削減目標を掲げ、低炭素都市を実現するための施策、重点プロジェクト等が掲げられている。

表3-42 仙台市地球温暖化対策推進計画の概要

温室効果ガスの削減目標	2020年度における温室効果ガス排出量を基準年度である2010年度比で0.8%以上削減
実施施策 (施策体系)	1. 杜の都の資産を生かし、低炭素の面からまちの構造・配置を効率化する (1) 都心、拠点、都市軸等、それぞれの役割に応じた機能の配置 (2) 分散型や面的なエネルギー利用の推進 (3) 自然環境の保全と継承
	2. 環境負荷の小さい交通手段の利用を促進する (1) 鉄道を中心とした公共交通体系の十分な活用 (2) 環境負荷の小さい交通手段の選択促進
	3. 省エネ・創エネ・蓄エネの普及拡大を図る (1) 省エネルギー設備・建築物の普及促進 (2) 創エネルギー(再生可能エネルギー等)の利用拡大 (3) 蓄エネルギーの普及拡大 (4) フロン類等の排出削減の徹底
	4. 循環型社会の形成に向けた取組みを更に進める (1) 市民・事業者・市の連携による3Rの推進 (2) 廃棄物処理におけるエネルギーの有効活用
	5. 気候変動による影響を知り、リスクに備える (1) 気候変動による影響の把握と啓発 (2) 気候変動影響リスクの低減
	6. 低炭素社会推進の仕組みをつくり、行動する人を育てる (1) 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり (2) 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進 (3) 低炭素技術・産業の育成支援
重点プロジェクト	1. エネルギー自律型のまちづくり 2. 低炭素な交通利用へのシフト 3. 快適な暮らしや地域経済を支える省エネ促進 4. 3R×Eで低炭素 5. 杜を守り、杜に護られる仙台 6. せんだいE-Action

出典：「仙台市地球温暖化対策推進計画2016-2020」(平成28年3月、仙台市)

4. 保全等に配慮すべき地域又は対象

4 保全等に配慮すべき地域又は対象

4.1 保全等に配慮すべき地域又は対象の考え方

4.1.1 保全等に配慮すべき地域又は対象の選定基準

対象事業計画地及びその周辺地域において、自然環境の保全、生活環境の保全の観点から、保全等に配慮すべき地域又は対象について、以下のA～C の3ランクに分けて整理した。

- ・Aランク：「特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象」
- ・Bランク：「事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象」
- ・Cランク：「事業の立地にあたって留意する地域又は対象」

各ランクの対象として抽出した選定基準及び選定理由は、表4-1から表4-3に示すとおりである。

表4-1 保全等に配慮すべき地域又は対象（Aランク）の選定基準及び選定理由

区分	選定基準	選定理由
A-①	指定文化財（天然記念物） 「文化財保護法」（昭和 25 年 法律第 214 号）	学術上価値の高いものとして国、宮城県及び仙台市が指定している植物、地形・地質、保護区域であることから、事業の立地を回避する必要がある。
A-②	指定文化財 「文化財保護法」（昭和 25 年 法律第 214 号）	我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものとして国、宮城県、仙台市が指定している史跡及び建造物（有形文化財）であることから、事業の立地を回避する必要がある。
A-③	登録文化財 「文化財保護法」（昭和 25 年 法律第 214 号）	

表4-2 保全等に配慮すべき地域又は対象（Bランク）の選定基準及び選定理由

区分	選定基準	選定理由
（土地の安定性）		
B-①	砂防指定地 「砂防法」（明治30年 法律第29号）	治水上のため砂防設備を要する土地、一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-②	地すべり防止区域 「地すべり等防止法」（昭和33年 法律第30号）	地すべり活動を起こしている区域、起こす恐れが大きい区域及び隣接区域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-③	急傾斜地崩壊危険区域 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年 法律第57号）	急傾斜地の崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生じる恐れのある土地及び隣接地のうち、行為を制限する必要がある土地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
（自然との触れ合い性）		
B-④	風致地区 「都市計画法」（昭和43年 法律第100号）	都市の自然景観の維持等を目的として指定されている地区であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑤	県自然環境保全区域 「自然環境保全条例」（昭和47年 宮城県条例第25号）	自然環境を保全することが、その地域の良好な生活環境の維持に資すると認められる地域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑥	緑地環境保全区域 「自然環境保全条例」（昭和47年 宮城県条例第25号）	
B-⑦	広瀬川第一種環境保全区域 「広瀬川の清流を守る条例」（昭和49年 仙台市条例第39号）	広瀬川の流水域及び一体をなして良好な自然的環境を有する区域を保全するために指定されたものであることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑧	広瀬川第二種環境保全区域 「広瀬川の清流を守る条例」（昭和49年 仙台市条例第39号）	
B-⑨	特別緑地保全地区 「都市緑地法」（昭和48年 法律第72号）	都市における良好な自然的環境となる緑地を保全するために指定されたものであることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑩	保存緑地 「杜の都の環境をつくる条例」（平成18年 仙台市条例第47号）	都市の健全な環境を確保するために指定されている緑地及び地域的美観風致を維持するために指定されている樹木・樹林であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑪	保存樹木 「杜の都の環境をつくる条例」（平成18年 仙台市条例第47号）	
B-⑫	保存樹林 「杜の都の環境をつくる条例」（平成18年 仙台市条例第47号）	
B-⑬	埋蔵文化財包蔵地 「文化財保護法」（昭和25年 法律第214号）	我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものとして、国、宮城県及び仙台市が指定している埋蔵文化財包蔵地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
（生活環境の保全性）		
該当なし		

表4-3 保全等に配慮すべき地域又は対象（Cランク）の選定基準及び選定理由

区分	選定基準	選定理由
（土地の安定性）		
C-①	土砂災害危険箇所 「せんだいくらしのマップ」（仙台市ホームページ）	土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）の恐れのある土地であることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-②	土砂災害警戒区域等 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年 法律第57号）	
（自然環境の保全性）		
C-③	学術上重要な地形・地質・自然現象 「日本の地形データブック 第1集」（平成12年1月 日本の地形データブック作成委員会） 「日本の典型地形 都道府県別一覧」（平成11年4月 国土地理院） 「平成28年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成29年3月 仙台市）	学術上重要な地形・地質又は典型地形が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-④	自然性の高い植生 「平成27年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成28年3月 仙台市）	自然性の高い植生の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑤	植物生育地として重要な地域 「平成28年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成29年3月 仙台市）	保全上重要な植物種の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑥	宮城県レッドリストにおける調査群落 「宮城県の希少な野生動植物－宮城県レッドリスト2013年版－」（平成25年3月 宮城県）	保全上重要な植物群落の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑦	動物生息地として重要な地域 「平成28年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成29年3月 仙台市）	保全上重要な動物種の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑧	鳥獣保護区 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成14年 法律第88号）	狩猟を禁止する等により野生鳥獣を保護する区域であることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
（自然との触れ合い性）		
C-⑨	自然的景観資源 「平成28年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成29年3月 仙台市） 「杜の都 仙台わがまち緑の名所百選」（仙台市ホームページ）	景観保全上重要な自然現象等が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑩	文化的景観資源 「仙台市の文化財一覧」（仙台市ホームページ）	景観保全上重要な文化的建造物等が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑪	自然との触れ合いの場 「仙台市公園・緑地等配置図」（平成29年4月 仙台市）	不特定多数の人による自然を活用した活動の場であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
（生活環境の保全性）		
C-⑫	騒音に係る環境基準のA類型（専ら住居の用に供される地域） 策1種低層住居専用地域、策2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 「都市計画法」（昭和43年 法律第100号）	静穏であることが求められる地域であり、事業の立地、工事の方法等に留意が必要である。
C-⑬	湧水 「平成27年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成28年3月 仙台市）	市街地の緑地の減少や地下水の使用量の増大等により湧水の涸渇がみられる中で現存している湧水であり、事業の立地、工事の方法等に留意が必要である。

4.1.2 保全等に配慮すべき地域又は対象への影響の有無

調査範囲における「保全等に配慮すべき地域又は対象」及び本事業によるこれらへの影響を踏まえた配慮区分の一覧は、表4-4～表4-8及び図4-1～図4-4に示すとおりである。

配慮区分については、対象事業計画地から各地域又は対象への距離及び本事業の特性（土地区画整理事業）を考慮し、これらへの影響の有無について、以下のとおり区分した。

- ・ 配慮区分○：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。
- ・ 配慮区分△：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。
- ・ 配慮区分×：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない。

表4-4 保全等に配慮すべき地域又は対象（1/5）

【 A ランク：「特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象」】

指定地域	配慮区分	選定理由
A-① 指定文化財(天然記念物)		
・ 西館跡 ・ 大梅寺のヒヨクヒ	×	対象事業計画地との距離は、500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
・ 簪桜	△	対象事業計画地との距離が約 300m に位置することから、立地を回避する必要はないものの、間接的な影響が懸念される。
A-② 指定文化財		
・ 仙台藩天文学器機	×	対象事業計画地との距離は、500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
・ 諏訪神社本殿 附 棟札 12 枚	△	対象事業計画地との距離が約 200m に位置することから、立地を回避する必要はないものの、間接的な影響が懸念される。
・ 宇那禰神社本殿 附 棟札 5 枚 ・ 木造釈迦如来立像 ・ 木造毘沙門天立像 ・ 木造雲居希膺坐像 ・ 雲居禪師墨跡三幅対 ・ 大梅寺所蔵文書(慈悲尾山寺関連文書)	×	対象事業計画地との距離は、500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
A-③ 登録文化財		
・ 中原浄水場旧管理事務所 ・ 菊地家住宅主屋 ・ 菊地家住宅隠居所 ・ 菊地家住宅板倉 ・ 菊地家住宅土蔵	×	対象事業計画地との距離は、500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。

配慮区分○：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

配慮区分△：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

配慮区分×：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない。

表4-5 保全等に配慮すべき地域又は対象 (2/5)

【Bランク：「事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象」】

指定地域	配慮区分	選定理由
B-① 砂防指定地	×	対象事業計画地との距離は、200m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-② 地すべり防止区域		
B-③ 急傾斜地崩壊危険区域		
B-④ 風致地区	×	調査範囲に指定範囲は無い。
B-⑤ 県自然環境保全区域		
・太白山	×	対象事業計画地との距離は、500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-⑥ 緑地環境保全区域		
・蕃山・斉勝沼 ・権現森	×	対象事業計画地との距離は、500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-⑦ 広瀬川第一種環境保全区域	×	対象事業計画地との距離は、500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-⑧ 広瀬川第二種環境保全区域	×	
B-⑨ 特別緑地保全区域		
・蕃山	×	対象事業計画地との距離は、500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-⑩ 保全緑地	×	調査範囲に指定範囲は無い。
B-⑪ 保存樹木		
・大梅寺のこうやまき ・大梅寺のしだれざくら ・大梅寺の椿 ・大梅寺のひよくひば ・宇那禰神社のすぎ (1) (3) (4) ・宇那禰神社のひのき ・上愛子のあかがし ・同慶寺のいろはもみじ	×	対象事業計画地との距離は、500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
・下愛子のかんざしざくら	△	対象事業計画地との距離が約300mに位置することから、立地を回避する必要はないもの、間接的な影響が懸念される。
・弥勒寺のさるすべり ・弥勒寺のいちょう ・弥勒寺のかつら ・栗生のいちい	×	対象事業計画地との距離は、500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
・愛子駅前のしだれざくら	△	対象事業計画地との距離が約450mに位置することから、立地を回避する必要はないもの、間接的な影響が懸念される。
・せいざん (愛子) の臥龍梅	×	対象事業計画地との距離は、500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-⑫ 保存樹林	×	調査範囲に指定範囲は無い。

配慮区分○：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

配慮区分△：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

配慮区分×：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない。

表4-6 保全等に配慮すべき地域又は対象 (3/5)

【Bランク：「事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象」】

指定地域	配慮区分	選定理由
B-⑬ 埋蔵文化財包蔵地		
<ul style="list-style-type: none"> ・蒲沢山遺跡 ・北原街道B遺跡 ・平治遺跡 ・御殿館跡 	×	対象事業計画地との距離は、500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
<ul style="list-style-type: none"> ・観音堂遺跡 	○	歴史的文化財資源の埋蔵地として、仙台市が指定している地域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮を要する。
<ul style="list-style-type: none"> ・芦見遺跡 ・谷津A遺跡 ・想海塚 ・一本杉遺跡 ・西館跡 ・梨野A遺跡 ・沼原B遺跡 	×	対象事業計画地との距離は、500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。

配慮区分○：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

配慮区分△：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

配慮区分×：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない。

表4-7 保全等に配慮すべき地域又は対象 (4/5)

【C ランク：「事業の立地にあたって留意する地域又は対象」】

指定地域	配慮区分	選定理由
C-① 土砂災害危険箇所	△	急傾斜地崩壊危険箇所が対象事業計画地南側に分布していることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-② 土砂災害警戒区域等	△	土砂災害警戒区域（土石流）が対象事業計画地の南東側約150m に分布していることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-③ 学術上重要な地形・地質・自然現象		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 蕃山丘陵 ・ 太白山とその周辺の丘陵地 ・ 月山池・サイカチ沼 ・ 明石三高ヶ森 ・ 権現森 ・ 愛子（活断層地形） ・ 愛子盆地の広瀬川左岸一帯 	×	対象事業計画地との距離は、200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-④ 自然性の高い植生		
チシマザサ群落(Ⅱ) モミ-イヌブナ群集 ケヤキ群落(Ⅳ) ハンノキ群落(Ⅳ) ヤナギ高木群落(Ⅳ) ヤナギ低木群落(Ⅳ) ヨシクラス ヒルムシロクラス	△	対象事業計画地の東側約150m の斎勝川沿いに「ヨシクラス」が分布していることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑤ 植物生息地として重要な地域		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 西風蕃山のモミ・イヌブナ林 ・ 太白山のスギ林 ・ 西風蕃山のブナ林 ・ 鈎取山学術参考保護林周辺の林 ・ 下の沢等の沢辺植物群落 ・ 太白山のコナラ・ケヤキ林 ・ 蕃山・西風蕃山・蛇台蕃山の植生 ・ 月山池・サイカチ沼周辺の植生 ・ 黒森山頂上付近の植生 ・ 松尾山頂上付近の植生 ・ 名取川・広瀬川中～下流域の河畔植生 ・ 奥武士・大倉地区の里地・里山植生 ・ 奥羽山脈～青葉山丘陵地域の植生 ・ 大倉・芋沢丘陵地の植生 	×	対象事業計画地との距離は、200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑥ 宮城県レッドリストにおける植物群落		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 西風蕃山のモミ・イヌブナ群落 ・ 太白山のスギ植林 	×	対象事業計画地との距離は、200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑦ 動物生息地としての重要な地域		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 権現森 ・ 太白山・佐保山・鈎取国有林一帯 ・ 太白山一帯 ・ 広瀬川（中～下流域） ・ 奥羽山脈から大倉・芋沢丘陵地域への緑の回廊 ・ 奥羽山脈から青葉山丘陵地域への緑の回廊 ・ 奥武士・大倉地区 	×	対象事業計画地との距離は、200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。

配慮区分○：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

配慮区分△：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

配慮区分×：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない。

表4-8 保全等に配慮すべき地域又は対象 (5/5)

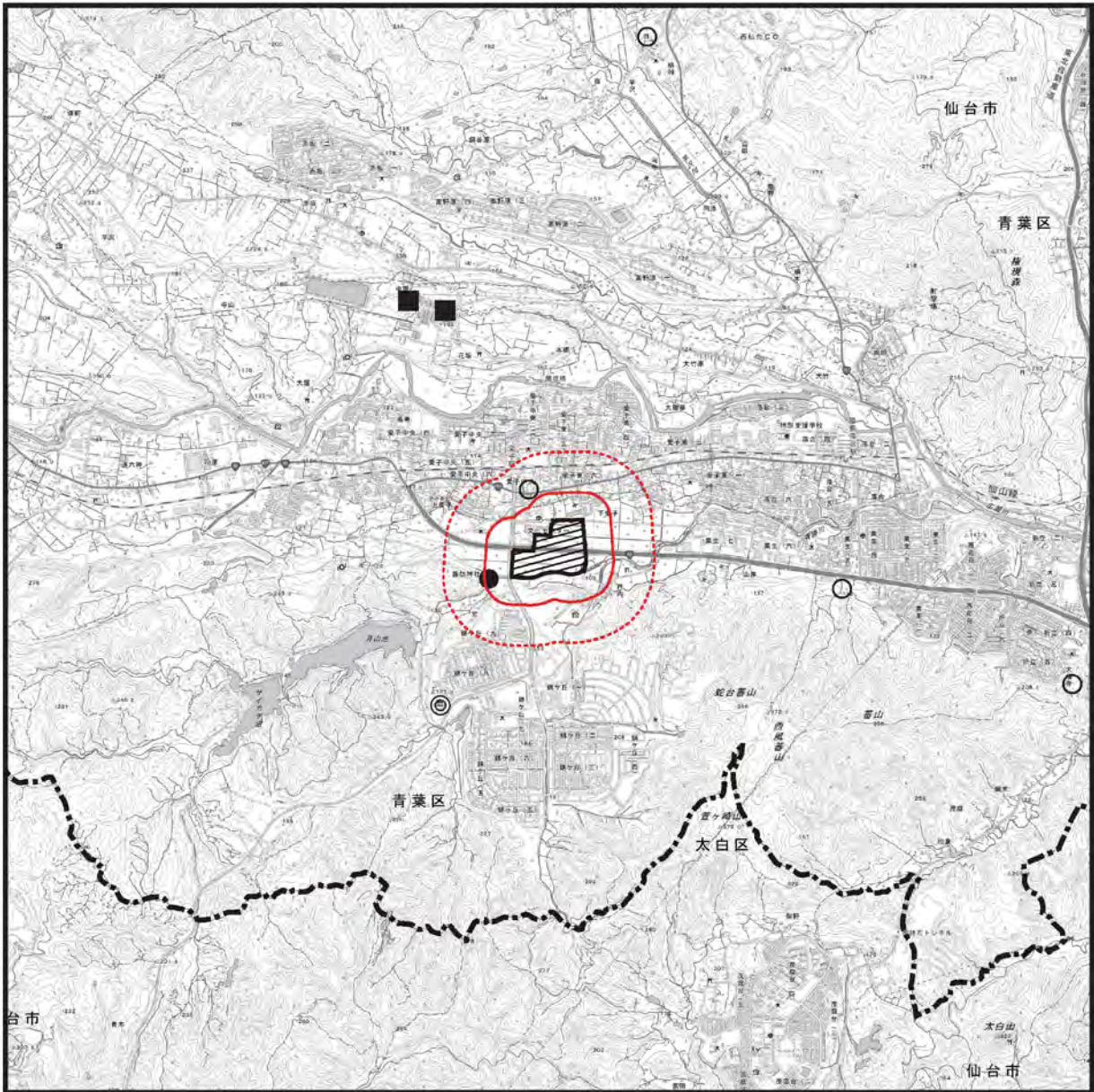
【C ランク：「事業の立地にあたって留意する地域又は対象」】

指定地域	配慮区分	選定理由
C-⑧ 鳥獣保護区		
・仙台（県指定） ・蕃山（県指定） ・奥武士（県指定）	×	対象事業計画地との距離は、200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑨ 自然的景観資源		
・太白山 ・西風蕃山（蕃山） ・権現森 ・岩傘山 ・仙台市白沢・広瀬川中流付近	×	対象事業計画地との距離は、500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
・落合・愛子・白沢広瀬川畔	○	対象事業計画地は、「落合・愛子・白沢広瀬川畔」に含まれることから、事業の立地にあたっては留意が必要である。
・サイカチ沼周辺	×	対象事業計画地との距離は、500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑩ 文化的景観		
・諏訪神社	△	「諏訪神社」が対象事業計画地の西側約 200m に位置することから、事業の立地にあたっては留意が必要である。
・宇那禰神社 ・中原浄水場旧管理事務所 ・菊地家住宅	×	対象事業計画地との距離は、500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑪ 自然との触れ合いの場		
・都市公園 152 箇所	△	対象事業計画地との距離 500m 内に都市公園が存在することから、事業の立地にあたっては留意が必要である。
・緑地環境保全地域「蕃山・斉勝沼」 ・緑地環境保全地域「権現森」 ・自然環境保全地域「太白山」 ・特別緑地保全地区「蕃山特別緑地保全地区」	×	対象事業計画地との距離は、500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑫ 騒音に係る環境基準の A 類型 (専ら住居の用に供される地域)		
・策 1 種低層住居専用地域、策 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域	×	対象事業計画地との距離は、200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑬ 湧水		
該当なし	×	特に配慮は要しない。


配慮区分○：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。


配慮区分△：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

配慮区分×：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない。





凡 例


 : 対象事業計画地


 : 対象事業計画地からの距離200m

 : 区界

 : 対象事業計画地からの距離500m

 : 国指定文化財

 : 県指定文化財

 : 市指定文化財


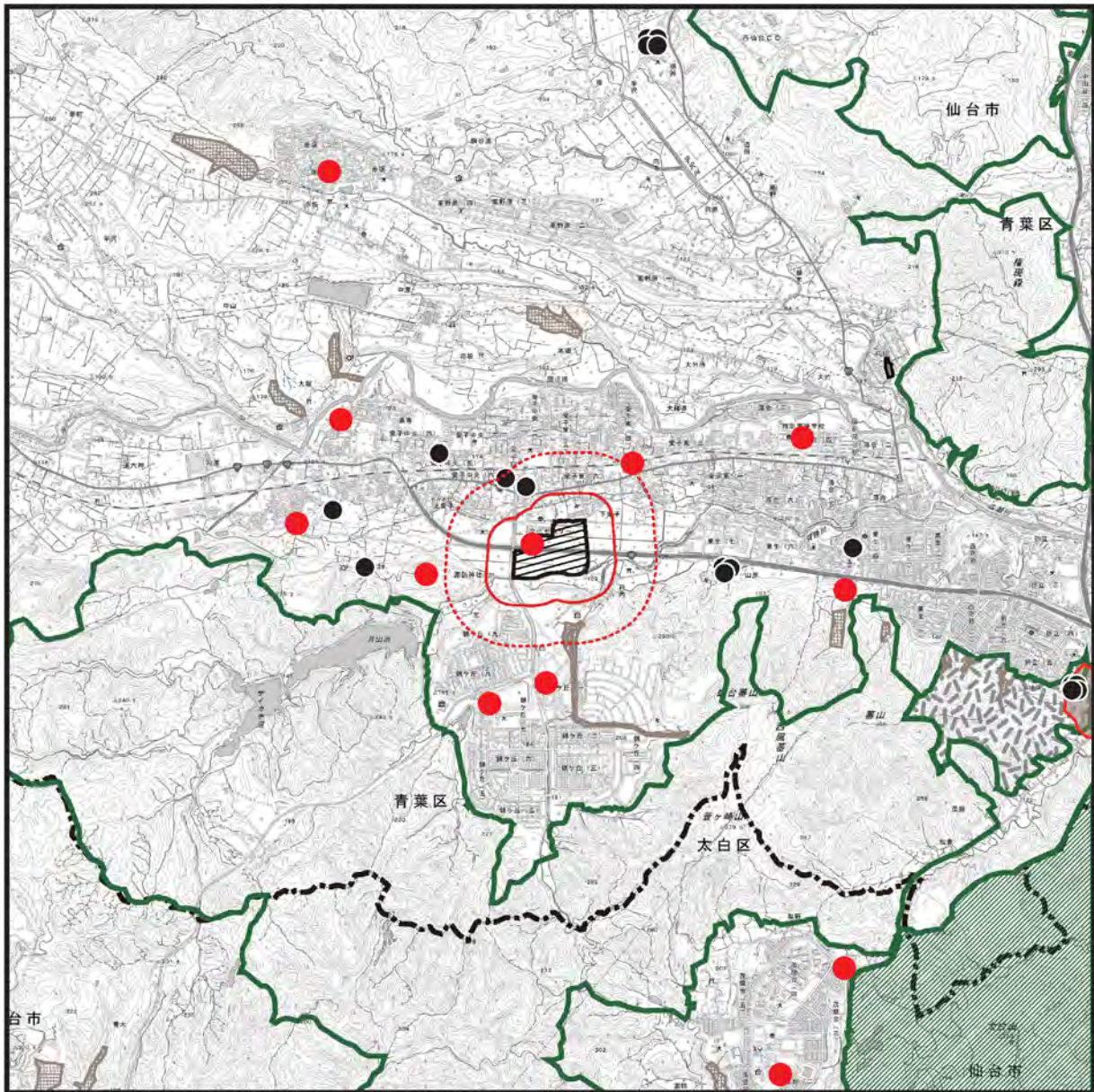
 : 国登録文化財

図4-1 特に保全重要度が高く、事業の立地を回避すべき地域又は対象



S=1:50,000

0 500 1000 2000m



凡例




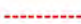








- | | | | |
|---|--------------|---|--------------------|
|  | : 対象事業計画地 |  | : 対象事業計画地からの距離200m |
|  | : 区界 |  | : 対象事業計画地からの距離500m |
|  | : 砂防指定地 |  | : 保存樹木 |
|  | : 地すべり防止区域 |  | : 埋蔵文化財包蔵地(遺跡) |
|  | : 急傾斜地崩壊危険区域 | | |
|  | : 緑地環境保全地域 | | |
|  | : 自然環境保全地域 | | |
|  | : 特別緑地保全地区 | | |

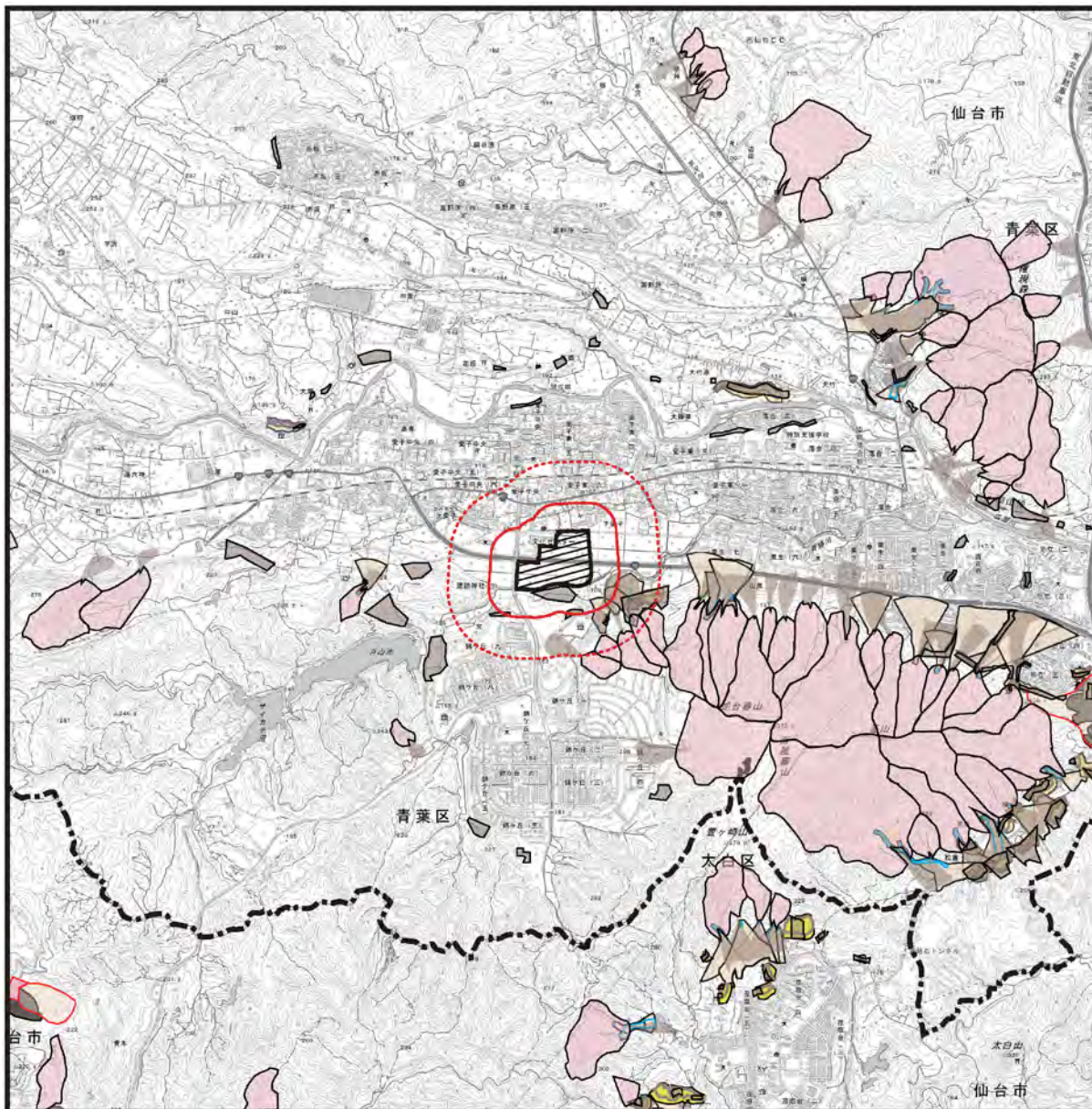
図4-2 事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象



S=1:50,000

0 500 1000 2000m





凡例


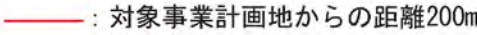

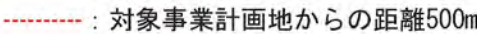
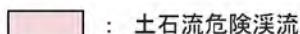
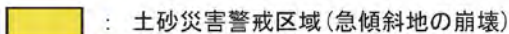
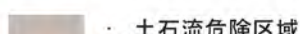
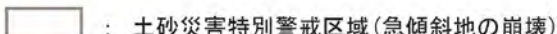
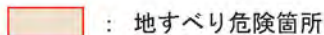
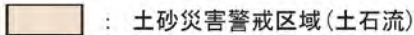
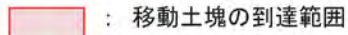
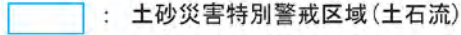
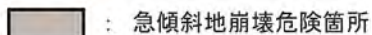

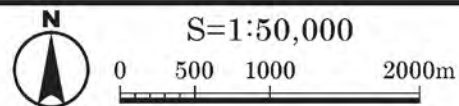
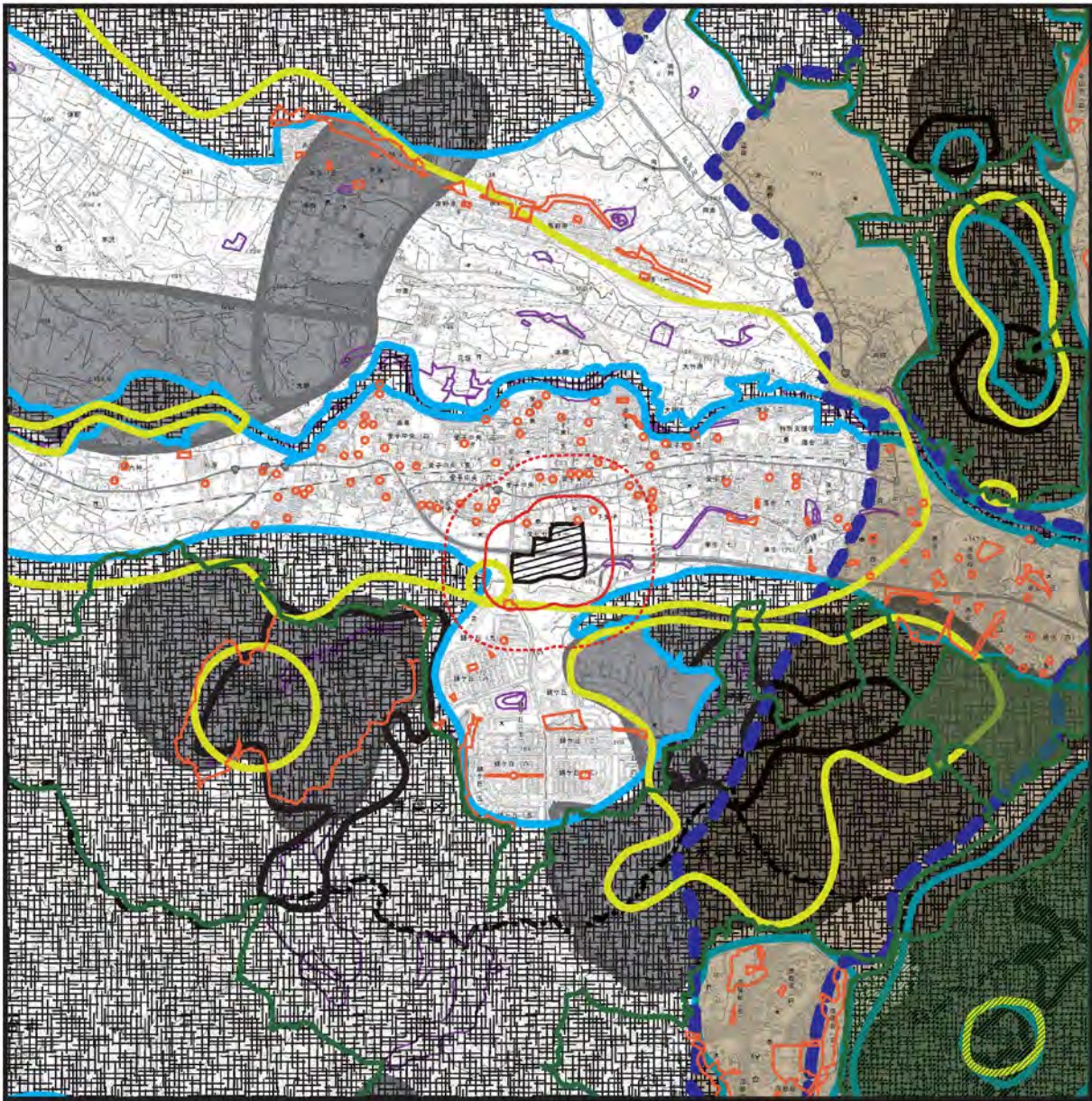
- | | | | |
|---|--------------|--|-----------------------|
|  | : 対象事業計画地 |  | : 対象事業計画地からの距離200m |
|  | : 区界 |  | : 対象事業計画地からの距離500m |
|  | : 土石流危険渓流 |  | : 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊) |
|  | : 土石流危険区域 |  | : 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊) |
|  | : 地すべり危険箇所 |  | : 土砂災害警戒区域(土石流) |
|  | : 移動土塊の到達範囲 |  | : 土砂災害特別警戒区域(土石流) |
|  | : 急傾斜地崩壊危険箇所 |  | : 土砂災害警戒区域(地すべり) |

図4-3 事業の立地にあたって留意する地域
又は対象 (1/2)





凡 例










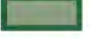




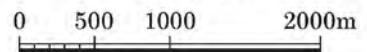
- | | | | |
|---|-----------------|---|--------------------|
|  | : 対象事業計画地 |  | : 対象事業計画地からの距離200m |
|  | : 区界 |  | : 対象事業計画地からの距離500m |
|  | : 注目すべき地形・地質 |  | : 緑地環境保全地域 |
|  | : 自然性の高い植生 |  | : 自然環境保全地域 |
|  | : 植物生育地として重要な地域 |  | : 特別緑地保全地区 |
|  | : 動物生息地として重要な地域 |  | : 都市公園 |
|  | : 鳥獣保護区 | | |
|  | : 主要な景観資源 | | |

図4-4 事業の立地にあたって留意する地域
又は対象 (2/2)



S=1:50,000



4.1.3 保全等に配慮すべき地域又は対象の選定結果

選定基準に該当する「保全等に配慮すべき地域又は対象」の選定結果は、表4-9、図4-5及び図4-6に示すとおりである。

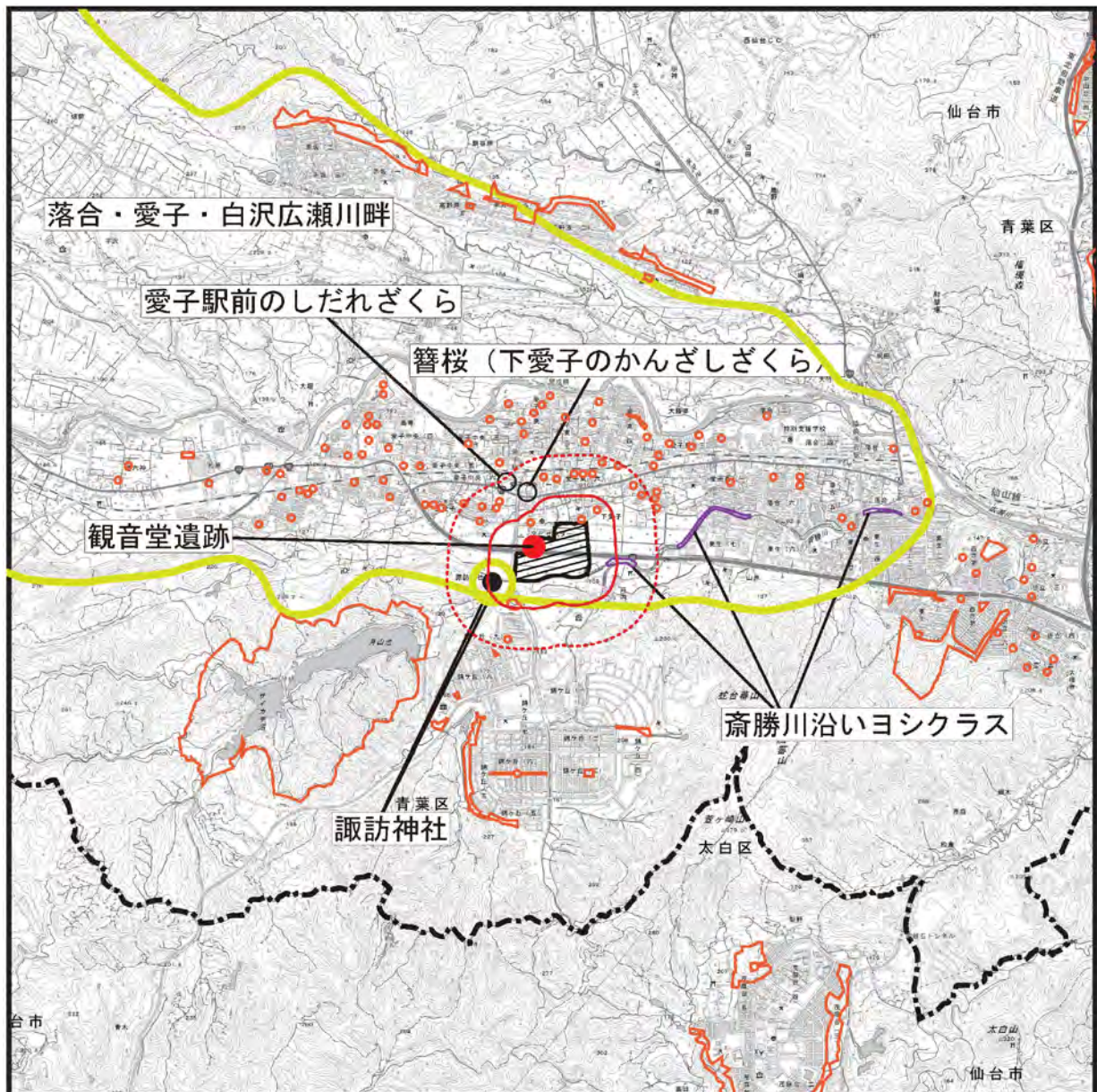
調査範囲には、「特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象(Aランク)」として、直接的な影響が懸念されるもの(配慮区分○)は存在しない。

「事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(Bランク)」のうち、直接的な影響が懸念されるもの(配慮区分○)として、「観音堂遺跡」(B-⑬ 埋蔵文化財包蔵地)を選定した。「事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)」のうち、直接的な影響が懸念されるもの(配慮区分○)として、「落合・愛子・白沢広瀬川畔」(C-⑨ 自然的景観資源)を選定した。

間接的な影響が懸念されるもの(配慮区分△)として、「簗桜」(A-① 指定文化財(天然記念物))、「諏訪神社本殿 附 棟札12枚」(A-② 指定文化財)、「下愛子のかんざしざくら」(B-⑪ 保存樹木)、「愛子駅前のしだれざくら」(B-⑪ 保存樹木)、「急傾斜地崩壊危険箇所」(C-① 土砂災害危険箇所)、「土砂災害警戒区域(土石流)」(C-② 土砂災害警戒区域等)、「斎勝川沿いヨシクラス」(C-④ 自然性の高い植生)、「諏訪神社」(C-⑩ 文化的景観)及び「都市公園」(C-⑪ 自然との触れ合いの場)を選定した。

表 4-9 本事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象等の選定結果

指定区分	指定地域	配慮区分
A ランク：「特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象」		
A-① 指定文化財(天然記念物)	簗桜	△
A-② 指定文化財	諏訪神社本殿 附 棟札 12 枚	△
B ランク：「事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象」		
B-⑪ 保存樹木	下愛子のかんざしざくら 愛子駅前のしだれざくら	△
B-⑬ 埋蔵文化財包蔵地	観音堂遺跡	○
C ランク：「事業の立地にあたって留意する地域又は対象」		
C-① 土砂災害危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所	△
C-② 土砂災害警戒区域等	土砂災害警戒区域（土石流）	△
C-④ 自然性の高い植生	斎勝川沿いヨシクラス	△
C-⑨ 自然的景観資源	落合・愛子・白沢広瀬川畔	○
C-⑩ 文化的景観	諏訪神社	△
C-⑪ 自然との触れ合いの場	都市公園	△



凡例











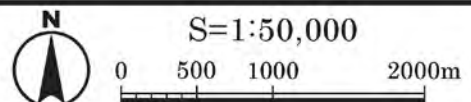
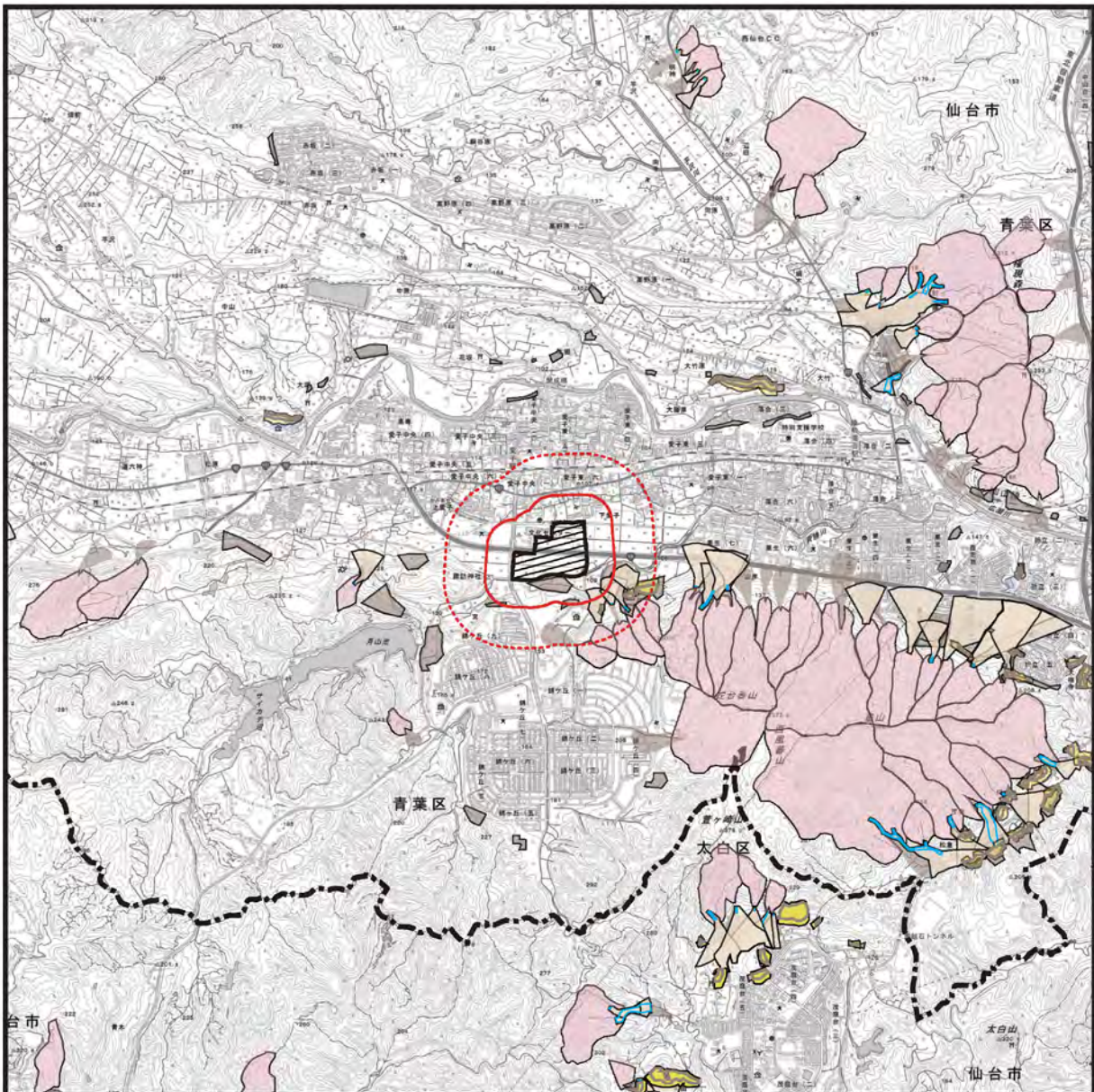
-  : 対象事業計画地
-  : 対象事業計画地からの距離200m
-  : 区界
-  : 対象事業計画地からの距離500m
-  : 指定文化財(天然記念物)及び保存樹木
-  : 県指定文化財
-  : 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)
-  : 自然性の高い植生
-  : 自然的景観資源及び文化的景観資源
-  : 都市公園

図4-5 保全等に配慮すべき地域又は対象(1/2)





凡例












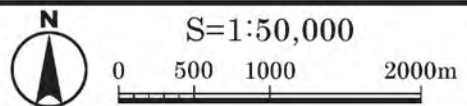
- | | |
|--|---|
|  : 対象事業計画地 |  : 対象事業計画地からの距離200m |
|  : 区界 |  : 対象事業計画地からの距離500m |
|  : 土石流危険渓流 |  : 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊) |
|  : 土石流危険区域 |  : 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊) |
|  : 急傾斜地崩壊危険箇所 |  : 土砂災害警戒区域(土石流) |
| |  : 土砂災害特別警戒区域(土石流) |

図4-6 保全等に配慮すべき地域又は対象(2/2)



4.2. 保全等の観点から留意すべき事項又環境配慮の方針

事業計画の立案、環境影響評価の実施に当たって留意すべき事項又は環境配慮の方針等は、以下に示すとおりである。

(1) 水象

調査範囲には、湧水がみられないことから、事業計画の立案及び環境影響評価の実施に際して留意する必要はない。ただし、本事業においては、盛土・掘削等を行うことから、施工方法等に留意する。

(2) 地形・地質

調査範囲には、蕃山丘陵、月山池・サイカチ沼等の学術上重要な地形・地質・自然現象があるものの、対象事業計画地からの距離及び事業特性を考慮すると、事業計画の立案及び環境影響評価の実施に際して留意する必要はない。

対象事業計画地南側に急傾斜地崩壊危険箇所(斎勝川対岸)が分布し、南東側約150mに土砂災害警戒区域(土石流)が分布しており、本事業により直接の改変が及ばないように留意する。

(3) 植物

対象事業計画地の東側約150mの斎勝川沿いに自然性の高い植生である「ヨシクラス」が分布していることから、間接的影響が想定されるため、本事業による影響を最小限に留めるように留意する。

対象事業計画地周辺には、保存樹木である「下愛子のかんざしざくら」及び「愛子駅前のしだれざくら」があり、直接改変しないものの近接することから、工事車両の走行や供用時の走行車両など事業計画の立案にあたって留意するものとする。

(4) 動物

調査範囲には動物生息地として重要な地域の分布がみられるものの、対象事業計画地からの距離及び事業特性を考慮すると、事業計画の立案及び環境影響評価の実施に際して留意する必要はない。ただし、対象事業計画地が西部丘陵地・田園地域に位置することから、土地利用における配慮方針を考慮しつつ、本事業による影響を最小限に留めるように留意する。

(5) 景観

対象事業計画地は自然的景観資源である「落合・愛子・白沢広瀬川畔」に含まれることから、事業計画の立案及び環境影響評価の実施に際して留意する。

建築物の高さ制限を設け、建築物の周囲にできる限り緑化が図られるよう、地区計画を検討する。

対象事業計画地周辺には、文化的景観資源として「諏訪神社」があり、直接改変しないものの近接することから、工事用車両の走行や供用時の走行車両など事業計画の立案にあたって留意するものとする。

(6) 自然との触れ合いの場

対象事業計画地周辺には、自然との触れ合いの場として、「簗桜」、「諏訪神社」、「下愛子のかんざしざくら」及び「都市公園」がある。自然との触れ合いの場は、改変しないものの近接することから、工事用車両の走行や供用時の走行車両など事業計画の立案にあたって留意するものとする。

(7) 指定文化財

対象事業計画地周辺には、「簗桜」及び「諏訪神社」があるものの直接改変しない。ただし、自然との触れ合いの場と同様に、工事用車両の走行や供用時の走行車両など事業計画の立案にあたって留意するものとする。

(8) 埋蔵文化財

対象事業計画地には、「観音堂遺跡」が存在し、事業実施に伴う直接的影響が想定されるため、工事による遺構・遺物に損傷を与えないよう留意する。

